

令和 7 年度

神奈川県公立高等学校の
入学者の募集及び選抜
実施要領

目 次

令和7年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜の日程表	2
令和7年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領	3
§ 1 一般募集（二次募集を除く。）	
I 志願資格	3
II 募集及び募集期間	3
III 志願手続	4
IV 志願変更	7
V 共通選抜の方法	9
VI 定通分割選抜の方法	14
VII 県教育長の志願の承認	16
VIII 入学の許可及び入学手続	17
IX その他	18
§ 2 一般募集（二次募集）	
I 志願資格	19
II 募集及び募集期間	19
III 志願手続	19
IV 志願変更	20
V 選抜の方法	21
VI 県教育長の志願の承認	22
VII 入学の許可及び入学手続	22
VIII その他	22
§ 3 連携型中高一貫教育校連携募集	
I 志願資格	23
II 募集及び募集期間	23
III 志願手続	23
IV 志願変更	23
V 選抜の方法	23
VI 入学の許可及び入学手続	24
VII その他	24
§ 4 特別募集【海外帰国生徒特別募集】	
I 志願資格	25
II 募集及び募集期間	25
III 志願手続	25
IV 志願変更	26
V 選抜の方法	27
VI 県教育長の志願の承認	28
VII 入学の許可及び入学手続	28
VIII その他	28
§ 5 特別募集【在県外国人等特別募集】	
I 志願資格	29
II 募集及び募集期間	29
III 志願手続	29
IV 志願変更	30
V 選抜の方法	30
VI 県教育長の志願の承認	31
VII 入学の許可及び入学手続	31
VIII その他	31
§ 6 特別募集【インクルーシブ教育実践推進校特別募集】（二次募集を除く。）	
I 志願資格	32
II 募集及び募集期間	32
III 志願手続	32
IV 志願変更	33
V 選抜の方法	33
VI 県教育長の志願の承認	34
VII 入学の許可及び入学手続	34
VIII その他	34
§ 7 特別募集【インクルーシブ教育実践推進校特別募集】（二次募集）	
I 志願資格	35
II 募集及び募集期間	35
III 志願手続	35
IV 志願変更	35
V 選抜の方法	36
VI 県教育長の志願の承認	36
VII 入学の許可及び入学手続	36
VIII その他	36
§ 8 中途退学者募集	
I 志願資格	37
II 募集及び募集期間	37
III 志願手続	37
IV 志願変更	38
V 選抜の方法	38
VI 県教育長の志願の承認	39
VII 入学の許可及び入学手続	39
VIII その他	39
§ 9 別科	
I 志願資格	40
II 募集期間	40
III 志願手続	40
IV 志願変更	40
V 選抜の方法	40
VI 県教育長の志願の承認	41
VII 入学の許可及び入学手続	41
VIII その他	41
<様式・関係規則等> 42	
【関係規則】	
横浜市立高等学校通学区域規則(抜粋)	65
川崎市立高等学校の通学区域に関する規則(抜粋)	66
令和7年度横浜市立高等学校入学志願者に係る学区確認実施要領	67
令和7年度川崎市立高等学校入学志願者に係る学区確認実施要領	69
市立高等学校に係る学区確認に関する様式等	71
令和7年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱	81

令和7年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜の日程表

月日	曜	事 項	月日	曜	事 項
1/1	水	元日	3/1	土	
2	木	※令和6年11月30日までの志願確認申請期間	2	日	
3	金	※令和6年11月30日までの志願確認申請期間	3	月	
4	土	※令和6年11月30日までの志願確認申請期間	4	火	▲二次募集 募集期間 ▽(全・定(夜間以外))
5	日	※令和6年11月30日までの志願確認申請期間	5	水	▲二次募集 志願変更期間 ▽(全・定(夜間以外))
6	月	日及び月及び日を除く。横浜市第15号様式による志願確認申請期間	6	木	↑定通分割選抜 募集期間 (定(夜間)・通)
7	火	休日及び月及び日を除く。横浜市第15号様式による志願確認申請期間	7	金	↓調査書提出 (定(夜間))
8	水	休日及び月及び日を除く。横浜市第15号様式による志願確認申請期間	8	土	▲二次募集 志願変更期間 ▽(全・定(夜間以外))
9	木	休日及び月及び日を除く。横浜市第15号様式による志願確認申請期間	9	日	▲二次募集 志願変更期間 ▽(全・定(夜間以外))
10	金	休日及び月及び日を除く。横浜市第15号様式による志願確認申請期間	10	月	定通分割選抜 志願変更日 (定(夜間)・通)
11	土	休日及び各高等学校の志願確認申請期間	11	火	二次募集共通検査(学力検査等)・特色検査(面接)(全・定(夜間以外))
12	日	1年成人の日	12	水	
13	月	3月成人の日	13	木	
14	火	3月成人の日	14	金	二次募集合格発表(全・定(夜間以外))
15	水	3月成人の日	15	土	
16	木	3月成人の日	16	日	
17	金	3月成人の日	17	月	定通分割選抜 共通検査(学力検査等)・特色検査(定(夜間)・通)
18	土	3月成人の日	18	火	定通分割選抜 特色検査(定(夜間)・通)
19	日	3月成人の日	19	水	
20	月		20	木	春分の日
21	火		21	金	定通分割選抜 合格発表(定(夜間)・通)
22	水		22	土	
23	木	共通選抜募集期間 【志願情報申請期間】 (全・定・通)	23	木	
24	金	共通選抜募集期間 【志願情報申請期間】 (全・定・通)	24	金	
25	土	共通選抜募集期間 【志願情報申請期間】 (全・定・通)	25	土	
26	日		26	日	
27	月		27	月	
28	火	共通選抜募集期間 【中学校長承認期間】 (全・定・通)	28	火	
29	水	共通選抜募集期間 【中学校長承認期間】 (全・定・通)	29	水	
30	木	共通選抜募集期間 【中学校長承認期間】 (全・定・通)	30	木	
31	金	共通選抜募集期間 【中学校長承認期間】 (全・定・通)	31	金	
2/1	土	中学校長承認申請期間	2/1	土	
2	日	中学校長承認申請期間	2	日	
3	月	中学校長承認申請期間	3	月	
4	火	中学校長承認申請期間	4	火	
5	水	中学校長承認申請期間	5	水	
6	木	中学校長承認申請期間	6	木	
7	金	中学校長承認申請期間	7	金	
8	土	中学校長承認申請期間	8	土	
9	日	中学校長承認申請期間	9	日	
10	月	中学校長承認申請期間	10	月	
11	火	建國記念日	11	火	
12	水		12	水	
13	木		13	木	
14	金	共通選抜 共通検査(学力検査等)・特色検査(全・定・通・別)	14	金	
15	土		15	土	
16	日		16	日	
17	月	共通選抜 特色検査等(全・定・通・別)	17	月	
18	火	共通選抜 特色検査等(全・定・通・別)	18	火	
19	水	(特色検査)(全・定・通・別)	19	水	
20	木	追検査(全・定・別)	20	木	
21	金		21	金	
22	土		22	土	
23	日	天皇誕生日	23	日	
24	月	振替休日	24	月	
25	火		25	火	
26	水		26	水	
27	木		27	木	
28	金	共通選抜 合格発表(全・定・通・別)	28	金	

(注) 1 ()内の省略はそれぞれ以下を表す。

(全) 全日制の課程

(定) 定時制の課程

(通) 通信制の課程

(別) 別科(横浜市立横浜商業高等学校別科)

(定(夜間以外)) 県立横浜明朋高等学校

県立川崎高等学校定時制

県立厚木清南高等学校定時制

県立相模向陽館高等学校

横浜市立横浜総合高等学校

川崎市立川崎高等学校定時制

(定(夜間)) (定(夜間以外))の6校以外

の定時制高等学校

(注) 2 連携募集、特別募集及び中途退学者募集は、共通選抜と同日程で行う。

(注) 3 共通選抜において、学力検査を5教科実施する場合は、2月14日(金)に特色検査を実施しない。

(注) 4 共通選抜において、一部の高等学校では2月19日(水)が特色検査の検査日となる場合がある。

(注) 5 志願資格承認申請期間内の11月30日(土)のみ、他の日と別の会場で受付を行う。

(注) 6 共通選抜、定通分割選抜における「特色検査」とは、各校が特色に応じて実施する検査で、実技検査、自己表現検査及び面接のうち高等学校長が定めるもの。

(注) 7 クリエイティブスクールにおいては、学力検査は行わず、特色検査(面接)を実施する。また、特色検査(実技検査)又は特色検査(自己表現検査)を行う場合がある。

(注) 8 二次募集は、必要に応じて実施する。

(注) 9 県立神奈川総合高等学校における海外帰国生徒特別募集については、上記日程で募集するほかに、後期募集を行う。後期募集の日程は次のとおりとする。

募集期間 令和7年7月23日(水)～7月25日(金)

調査書の提出期間 令和7年7月23日(水)～7月25日(金)

検査の期日 令和7年7月29日(火)

合格発表の期日 令和7年8月1日(金)

令和7年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領

令和7年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜(専攻科に係る募集及び選抜を除く。)は、神奈川県教育委員会が定めた「令和7年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」、横浜市教育委員会が定めた「令和7年度横浜市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」、川崎市教育委員会が定めた「令和7年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」及び横須賀市教育委員会が定めた「令和7年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」に基づき定めるこの要領により実施する。

§ 1 一般募集(二次募集を除く。)

I 志願資格

1 全日制の課程

神奈川県公立高等学校(以下「高等学校」という。)に入学を志願しようとする者(以下「志願者」という。)のうち、全日制の課程への志願者は、平成22年4月1日以前に出生した者で、次の(1)から(7)までのいずれかに該当する者であって、かつ、本人及び保護者(親権者又は未成年後見人をいう。以下同じ。)が県内に住所を有する者とする。ただし、神奈川県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所を有する者とみなす。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校等」という。)を卒業又は修了した者(ただし、国公私立高等学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校(以下「高等学校等」という。)に在籍している者を除く。)
- (2) 中学校等を令和7年3月31日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者又は令和7年3月31日までに修了する見込みの者(ただし、後記§4のⅡの2の(3)により実施する後期募集については、令和7年9月30日までに修了見込みの者)
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和7年3月31日までに修了する見込みの者
- (5) 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣が指定した者
- (6) 就学義務猶予・免除者等に対する中学校卒業程度認定試験により認定証書が授与された者
- (7) 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として高等学校の校長(以下「高等学校長」という。)が認めた者

2 定時制の課程及び通信制の課程

高等学校の定時制の課程及び通信制の課程への志願者は、平成22年4月1日以前に出生した者で、前記1の(1)から(7)のいずれかに該当する者であって、かつ、県内に住所又は勤務地を有する者とする。ただし、横浜市立横浜総合高等学校への志願者については、県内に住所を有する者又は横浜市内に勤務地を有する者とし、川崎市立の高等学校の普通科への志願者については、県内に住所を有する者又は川崎市内に勤務地を有する者とする。また、志願について県教育長の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所又は勤務地を有する者(横浜市立横浜総合高等学校の志願者については、県内に住所を有する者又は横浜市内に勤務地を有する者、川崎市立の高等学校の普通科の志願者については、県内に住所を有する者又は川崎市内に勤務地を有する者)とみなす。

II 募集及び募集期間

1 募集

一般募集の共通選抜は全ての課程で、定通分割選抜は定時制の課程(夜間)、単位制による定時制の課程(夜間)及び単位制による通信制の課程で実施する。

募集は、各高等学校の各課程における学科、コース又は部ごとに行う。ただし、県立小田原城北工業高等学校の定時制の課程における機械科及び電気科に係る募集は、二の学科を一括して行う。

2 募集期間

募集期間及び受付時間は、次のとおりとする。

(1) 共通選抜

課 程	募 集 期 間
全日制の課程	
単位制による全日制の課程	
定時制の課程(夜間)	【志願情報申請期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から 1月29日(水)正午まで
定時制の課程(昼間部)	【中学校長承認期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から 1月30日(木)正午まで
単位制による定時制の課程(夜間)	
単位制による定時制の課程(特別の時間)	
単位制による定時制の課程(多部制)※	
単位制による定時制の課程(三部制)※	
単位制による通信制の課程	

※ 単位制による定時制の課程(特別の時間)のうち、県立横浜明朋高等学校及び県立相模向陽館高等学校については、単位制による定時制の課程(多部制)、横浜市立横浜総合高等学校については、単位制による定時制の課程(三部制)と表記する。

(2) 定通分割選抜

課 程	募 集 期 間	受 付 時 間
定時制の課程(夜間)		3月6日(木)は、午後2時から午後7時まで
単位制による定時制の課程(夜間)		3月7日(金)は、午後2時から午後4時まで
単位制による通信制の課程	令和7年3月6日(木) 及び3月7日(金)	3月6日(木)は、午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時まで 3月7日(金)は、午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで

III 志願手続

1 志願の範囲

- (1) 志願は、募集期間を同じくするものについては、一の募集の区分の一の高等学校の一の課程の一の学科、コース又は部に限る。ただし、次のアからオまでに掲げるものについては、この限りでない。
ア 前記Ⅱの1により、二の学科を一括して募集するものは、それを一の学科とみなす。
イ 横浜市立戸塚高等学校の単位制による全日制の課程普通科において、同じ学科内の他のコースに対し、第2希望として志願することを認める。
ウ 農業に関する学科の志願者が同じ高等学校の他の農業に関する学科に対し、工業に関する学科の志願者が同じ高等学校の同じ課程における他の工業に関する学科に対し、商業に関する学科の志願者が同じ高等学校の他の商業に関する学科に対し、水産に関する学科の志願者が他の水産に関する学科に対し、第2希望として志願することを認める。
エ 県立横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースの志願者が同校の国際科(国際バカロレアコースを除く。)に対し、第2希望として志願することを認める。また、県立横浜国際高等学校国際科(国際バカロレアコースを除く。)の志願者が同校の国際科国際バカロレアコースに対し、第2希望として志願することを認める。
オ 単位制による定時制の課程(多部制及び三部制)の志願者が、同じ高等学校における他の部に対し、第2希望として志願することを認める。
- (2) 全日制の課程において、他の都道府県の公立高等学校の全日制の課程に志願した者又は志願予定者の志願は認めない。
- (3) 高等学校等に在籍している者の志願は認めない。
- (4) 令和7年度の入学者選抜において、国立、公立及び私立の高等学校等又は特別支援学校に合格した者は、定通分割選抜及び二次募集に志願することは認めない。

2 志願の手続

(1) 共通選抜

ア 志願者

志願者は、神奈川県公立高等学校入学者選抜統合型インターネット出願システム(以下「インターネット出願システム」という。)で志願に必要な情報(以下「志願情報」という。)を登録し、前記Ⅱの2の(1)の志願情報申請期間内に、志願先の高等学校の設置者が別に定める入学検定料、入学選考手数料又は入学選考料(以下「受検料」という。)を納付した上で、在籍又は出身中学校等の校長(以下「中学校長」という。)の承認を受ける。ただし、通信制の課程の志願者は、受検料の納付を要しない。

なお、募集期間中は、志願の取消しはできない。

志願者は、特色検査(実技検査、自己表現検査及び面接のうち、志願先の高等学校長が定めるもの。以下同じ。)を実施する志願先の高等学校において、当該高等学校長が定めた様式による書類の提出を求める場合には、これを志願先の高等学校長に提出する。

提出方法、期間等については、後記**4**の(1)及び(2)のとおりとする。ただし、特色検査(実技検査)を実施する高等学校のうち、当該高等学校長が提出方法、期間等を別に定める場合には、これに従う。

イ 中学校長

中学校長は、前記**II**の**2**の(1)の中学校長承認期間内に、志願情報に誤りがないこと、志願資格を満たしていること及び受検料を納付していることを確認の上、インターネット出願システムで承認を行う。

ウ 志願先の高等学校長

志願先の高等学校長は、志願情報について、この要領に定める志願資格を満たしていることを確認の上、インターネット出願システムで受理を行う。

(2) 定通分割選抜

ア 志願者

志願者は、紙による入学願書(第1号様式の2又は3)に中学校長の職印の押印を受け、前記**II**の**2**の(2)の期間内に志願先の高等学校長に提出する。

なお、郵送による入学願書の提出は認めない。また、募集期間中は、志願の取消しはできない。

志願者は、特色検査を実施する志願先の高等学校において、当該高等学校長が定めた様式による書類の提出を求める場合には、これを志願先の高等学校長に併せて提出する。

定時制の課程の志願者は、志願先の高等学校の設置者が別に定める受検料を次の区分に従い納付する。

なお、通信制の課程の志願者は、受検料の納付を要しない。

(ア) 原則として、事前に県、横浜市、川崎市又は横須賀市がそれぞれ指定する金融機関等で納付し、その収入済証明書等を入学願書に貼付する。

(イ) 共通選抜、連携型中高一貫教育校連携募集、特別募集、中途退学者募集及び別科に志願して合格となっていない者が定時制の課程を志願しようとする場合は、定められた受検料を改めて納付しなければならない。

イ 中学校長

中学校長は、入学願書に記載された内容に誤りがないこと、志願資格を満たしていることを確認した上で、入学願書(第1号様式の2)の中学校長の証明・同意・確認欄又は入学願書(第1号様式の3)の中学校長の証明・確認欄に職印を、貼付された写真に職印又はシールプレスで割印を押印し、入学願書を志願者に交付する。

ウ 志願先の高等学校長

志願先の高等学校長は、志願資格を確認し、入学願書の内容を審査するとともに受検料を納付していることを確認(通信制の課程を除く。)し、所要の事項を記入した上で、受検票の高等学校受付確認印欄(志願先欄)に職印を押印し、受検票を志願者に交付する。

(3) 志願について、県教育長の承認を必要とする者は、後記**VII**に定める。

(4) 横浜市立の高等学校の全日制の課程及び単位制による全日制の課程の普通科(戸塚高等学校普通科音楽コースを除く。)並びに単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程の総合学科又は川崎市立の高等学校の全日制の課程及び定時制の課程の普通科への志願者(後記**IV**の志願変更による志願者を含む。)のうち、学区の確認を必要とする者については、後記「令和7年度横浜市立高等学校入学志願者に係る学区確認実施要領」又は「令和7年度川崎市立高等学校入学志願者に係る学区確認実施要領」(以下「各学区確認実施要領」という。)に定める。

学区の確認を必要とする者は、各学区確認実施要領に基づき、横浜市教育委員会又は川崎市教育委員会の確認を受けなければならない。また、横浜市立横浜総合高等学校又は川崎市立の高等学校の定時制の課程の普通科への志願者のうち、学区の確認を必要とする者については、横浜市教育委員会又は川崎市教育委員会が委任した当該高等学校長の確認を受けなければならない。

(5) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者(以下「海外からの移住者等」という。)を保護者とする志願者(前記**I**に該当する者であって、かつ、原則として、令和7年2月1日現在で移住後又は引揚げ後6年以内の者)で受検方法等について県教育長の承認を受けようとする者は、海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書(第5号様式)に中学校長の職印の押印を受け、志願先の高等学校長に提出しなければならない。

(6) 障害等のある志願者のうち、受検方法等について県教育長の承認を受けようとする者は、受検方法等申請書(第6号様式)に中学校長の職印の押印を受け、志願先の高等学校長に提出しなければならない。

(7) 長期の欠席について、病気等、特別な事情を有する志願者は、長期の欠席を理由とする選抜方法申請書(第7号様式)及び長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書(第9号様式)を志願先の高等学校長に提出することができる。(県立相模向陽館高等学校を除く。)この場合、欠席状況証明書(第8号様式)に中学校長の職印の押印を受け、併せて提出しなければならない。

3 学区外の志願

(1) 横浜市立高等学校通学区域規則による学区外志願

ア 横浜市立高等学校通学区域規則第4条の規定により、横浜市立の高等学校の全日制の課程及び単位制による全日制の課程の普通科(戸塚高等学校普通科音楽コースを除く。)並びに単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程の総合学科へは、学区外から志願することができる。この場合、入学を許可される者の数は、全日制の課程の普通科の桜丘高等学校並びに単位制による全日制の課程の普通科の東高等学校及び戸塚高等学校普通科一般コース並びに単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程の総合学科においては、当該高等学校の学科、コース又は部の募集定員の8%以内、全日制の課程の普通科の金沢高等学校及び南高等学校においては、当該高等学校の学科の募集定員の30%以内とする。

イ 横浜市立高等学校通学区域規則第5条の規定による学区外の高等学校への志願者は、志願先の高等学校長に他学区志願(第5条)許可申請書(第26号様式の1)及び中学校長の他学区志願(第5条)許可申請に関する副申書(第26号様式の2)を提出し、その許可を受けなければならない。

(2) 川崎市立高等学校の通学区域に関する規則による学区外志願

ア 川崎市立高等学校の通学区域に関する規則第4条の規定により、川崎市立の全日制の課程及び定時制の課程の普通科への志願者は、学区外から志願することができる。この場合、入学を許可される者の数は、当該高等学校の学科の募集定員の8%以内とする。

イ 川崎市立の各高等学校の定時制(昼間部を除く。)の共通選抜における学区外から入学を許可される者の数は、当該高等学校の当該学科の学区外から入学を許可される者の数に、80%(0.8)を乗じ、小数点以下を切り捨てた数とする。

定通分割選抜における学区外から入学を許可される者の数は、当該高等学校の当該学科の学区外から入学を許可される者の数から共通選抜における学区外から入学を許可される者の数を減じた数とする。ただし、共通選抜の合格者のうち、学区外からの合格者が共通選抜における学区外から入学を許可される者の数に満たない場合は、その未充足者数を定通分割選抜における学区外から入学を許可される者の数に加えた数とする。

ウ 川崎市立高等学校の通学区域に関する規則第5条の規定による学区外の高等学校への志願者は、志願先の高等学校長に他学区志願(第5条)許可申請書(第26号様式の1)及び中学校長の他学区志願(第5条)許可申請に関する副申書(第26号様式の2)を提出し、その許可を受けなければならない。

(3) 他学区志願(第5条)許可申請書の提出期間及び受付時間は、横浜市及び川崎市ともに次のとおりとする。

提 出 期 間	受 付 時 間
令和6年11月30日(土)及び 令和6年12月2日(月)から令和7年1月15日(水)まで (土曜日、日曜日、休日、各高等学校の学校閉庁日及び令和6年 12月29日(日)から令和7年1月3日(金)までを除く。)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後 4時まで

※ 令和6年11月30日(土)の受付時間等は、別途案内する。

4 中学校長が行う手続

(1) 中学校長が提出する書類

中学校長は、別記「令和7年度調査書作成上の注意」に基づいて、志願者の調査書(第11号様式)を作成し、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長に提出する。ただし、18歳以上(令和7年4月1日現在)の者については、調査書の提出を要しない。また、共通選抜における前記2の(1)のア、(7)及び後記IVの3の(1)のアで定めた書類の提出は、中学校長が調査書と併せて志願先(志願変更した場合は、その志願変更先)の高等学校長に提出する。

なお、定通分割選抜への志願者の調査書については、中学校等で厳封をした上で志願者が持参することも可とする。

(2) 調査書等の提出期間及び受付時間

ア 共通選抜

提 出 期 間	受 付 時 間
令和7年2月4日(火)から 2月12日(水)まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

イ 定通分割選抜

課 程	提 出 期 間	受 付 時 間
定時制の課程(夜間) 単位制による定時制の課程(夜間)	令和7年3月6日(木)から 3月11日(火)まで (土曜日及び日曜日を除く。)	午後2時から午後7時まで
単位制による通信制の課程		午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時まで

(3) 調査書の作成に関する校内組織

ア 調査書の作成については、中学校等ごとに、調査書作成委員会又は学校管理・運営関係グループ等の当該事項を所掌するグループ(以下「グループ」という。)のいずれかにおいて取り扱う。

イ 公平かつ正確に調査書を作成するため、調査書作成委員会又はグループは、次の手続に沿って調査書を作成する。

(ア) 調査書作成委員会が所掌する場合

調査書作成委員会は、校長、副校長(教頭)、第3学年の学級担任及びその他必要な職員をもつて組織し、調査書を作成する。

(イ) グループが所掌する場合

グループにおいて調査書を作成する際には、第3学年の学級担任及びその他必要な職員を参加させるものとし、調査書を作成した後、校長が主宰する企画会議に諮り、確定するものとする。

5 高等学校長が行う措置

- (1) 横浜市立及び川崎市立の高等学校長は、横浜市及び川崎市の各通学区域規則第5条の規定により志願者から他学区志願(第5条)許可申請書(第26号様式の1及び2)の提出があった場合は、その内容を審査し、他学区志願(第5条)許可(不許可)通知書(第27号様式)を志願者に交付するとともに、横浜市教育委員会又は川崎市教育委員会に報告する。
- (2) 横浜市立及び川崎市立の高等学校長は、学区の確認のため、特に必要と認めたときは、志願者に対し、期日を指定して市町村長が発行する住民票記載事項証明書の提出を求めることができる。
- (3) 高等学校長は、共通選抜等及び定通分割選抜において、次の期間に志願者等の数を集計し、公表する。

ア 共通選抜等

課 程	期 間
全日制の課程	
単位制による全日制の課程	
定時制の課程(夜間)	
定時制の課程(昼間部)	令和7年1月30日(木)から2月7日(金)まで 午後4時の時点で受理した志願者数等を公表する。
単位制による定時制の課程(夜間)	ただし、1月30日(木)及び2月7日(金)は、県教育委員会の記者発表終了後、速やかに公表する。(土曜日及び日曜日を除く。)
単位制による定時制の課程(特別の時間)	
単位制による定時制の課程(多部制)	
単位制による定時制の課程(三部制)	
単位制による通信制の課程	

イ 定通分割選抜

課 程	期 間
定時制の課程(夜間)	
単位制による定時制の課程(夜間)	令和7年3月7日(金)及び3月10日(月)は、県教育委員会の記者発表終了後、速やかに公表する。
単位制による通信制の課程	

IV 志願変更

1 志願変更の範囲

共通選抜及び定通分割選抜において、前記Ⅲの2による志願の手続を完了した者は、志願変更の期間中1回に限り、志願した高等学校の課程、学科、コース又は部にかかわらず、募集期間を同じくする一般募集並びに後記§4、§5及び§6の特別募集を実施する他の高等学校の課程、学科、コース若しくは部又は同一の高等学校の他の課程、学科、コース若しくは部に志願変更することができる。ただし、それぞれの募集に係る志願資格を満たしている者に限る。また、前記Ⅲの1の(1)のイ、ウ、エ及びオによる第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

2 志願変更の期間

志願変更の期間、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

(1) 共通選抜

課 程	志願変更の期間
全日制の課程	
単位制による全日制の課程	
定時制の課程(夜間)	【志願変更情報申請期間】 令和7年2月4日(火)午前0時から2月6日(木)正午まで
定時制の課程(昼間部)	【中学校長承認期間】 令和7年2月4日(火)午前0時から2月7日(金)正午まで
単位制による定時制の課程(夜間)	
単位制による定時制の課程(特別の時間)	
単位制による定時制の課程(多部制)	
単位制による定時制の課程(三部制)	
単位制による通信制の課程	

(2) 定通分割選抜

課 程	志願変更の期日	受 付 時 間
定時制の課程(夜間)		
単位制による定時制の課程(夜間)	令和7年3月10日(月)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
単位制による通信制の課程		

3 志願変更の手続

(1) 共通選抜

ア 志願変更を行おうとする者(以下「志願変更者」という。)

志願変更者は、インターネット出願システムで志願変更に必要な情報(以下「志願変更情報」という。)を登録し、中学校長の承認を受ける。

志願変更者は、特色検査及び特別募集における面接を実施する志願変更先の高等学校において、当該高等学校長が定めた様式による書類の提出を求める場合には、これを志願変更先の高等学校長に提出する。

なお、海外帰国生徒特別募集又は在県外国人等特別募集への志願変更者は、前記2の(1)の志願変更情報申請期間内において、志願変更情報の登録前に、後記§4のIIIの2の(1)のア又は§5のIIIの2の(1)に定める志願資格を証明する書類を志願変更先の高等学校長に提示する。また、インクルーシブ教育実践推進校特別募集への志願変更者は、後記§6のIIIの2の(1)に定める書類を志願変更先の高等学校長に提出する。提出方法及び期間等は、前記IIIの4の(1)及び(2)のアの規定を準用する。

イ 中学校長

中学校長は、前記2の(1)の中学校長承認期間内に、志願変更情報に誤りがないこと、志願資格を満たしていること並びに後記(3)及び(4)に定める受検料を納付していることを確認の上、インターネット出願システムで承認を行う。

ウ 志願変更先の高等学校長

志願変更先の高等学校長は、志願変更情報について、この要領に定める志願資格を満たしていることを確認の上、インターネット出願システムで受理を行う。

エ 高等学校長が行う措置

志願者等の数の公表は、前記IIIの5の(3)のアの規定を準用する。

(2) 定通分割選抜

ア 志願変更者は、志願変更願(第13号様式)に中学校長の職印の押印を受け、受検票と併せて前記2の(2)の期日に志願先の高等学校長に提出する。志願変更者は、入学願書等の書類の返還を受け、入学願書及び受検票の志願先欄に記入した事項を抹消し、志願変更先欄(異なる課程への志願変更者は、新たに志願をする課程の入学願書)に志願変更の内容に適するよう必要事項を記入する。

イ 志願変更者は、必要事項を記入した入学願書、その他の返還された書類及び受検票を、前記2の(2)の期日に志願変更先の高等学校長に提出する。

なお、特色検査を実施する志願変更先の高等学校において、当該高等学校長が定めた様式による書類の提出を求める場合には、これを併せて提出する。

ウ 志願変更先の高等学校長は、志願資格を確認し、入学願書の内容を審査するとともに受検料を納付していることを確認(通信制の課程を除く。)し、所要の事項を記入した上で、受検票の高等学校受付確認印欄(志願変更先欄)に職印を押印し、受検票を志願変更者に交付する。

エ 高等学校長が行う措置

(ア) 高等学校長は、志願変更によって欠けた者の受検番号を欠番とする。

- (イ) その他の措置については、前記**Ⅲ**の**5**の(3)のイの規定を準用する。
- (3) 設置者の異なる高等学校間における志願変更にあっては、志願変更者は志願変更先の高等学校の設置者が別に定める受検料を、前記**2**の(1)の志願変更情報申請期間内に納付しなければならない。
- (4) 志願変更者は、同一設置者の高等学校間における定時制の課程から全日制の課程の高等学校への志願変更にあっては差額を、通信制の課程から全日制の課程又は定時制の課程の高等学校への志願変更にあっては各課程に係る受検料を、前記**2**の(1)の志願変更情報申請期間内に納付しなければならない。
- なお、同一設置者の高等学校間における全日制の課程から定時制の課程の高等学校への志願変更及び全日制の課程又は定時制の課程から通信制の課程の高等学校への志願変更にあっては受検料又は差額は返還しない。
- (5) 前記**Ⅲ**の**1**の(1)のイ、ウ、エ及びオによる第2希望に、新たに志願する際の手続は、前記(1)及び(2)に準じて行う。

V 共通選抜の方法

1 検査の内容

(1) 全日制の課程

共通の検査として学力検査を実施する。ただし、クリエイティブスクールにおいては、学力検査は行わず、共通の検査として特色検査(面接)を実施する。

なお、高等学校長は、必要に応じて特色検査を実施できるものとする。

学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)の5教科とする。また、特色検査を実施する場合、学力検査を3教科にまで減じができるものとする。

特色検査は、実技検査、自己表現検査及び面接のうち、高等学校長が定めるものとする。

(2) 定時制の課程

共通の検査として学力検査を実施する。ただし、高等学校長は、18歳以上(令和7年4月1日現在)の志願者について、作文をもって学力検査に代えることができる。

なお、高等学校長は、必要に応じて特色検査を実施できるものとする。

学力検査は、国語、数学及び外国語(英語)の3教科とする。また、高等学校長は、必要に応じて理科又は社会の学力検査を実施できるものとする。

特色検査は、実技検査、自己表現検査及び面接のうち、高等学校長が定めるものとする。

(3) 通信制の課程

作文を実施する。

なお、高等学校長は、必要に応じて特色検査を実施できるものとする。

特色検査は、実技検査、自己表現検査及び面接のうち、高等学校長が定めるものとする。

2 検査の期日

検査の期日は、次のとおりとする。

(1) 全日制の課程(クリエイティブスクールを除く。)及び定時制の課程

学力検査の期日	特色検査の期日
令和7年2月14日(金)	令和7年2月14日(金)、2月17日(月)及び2月18日(火)のうち、当該高等学校長が指定する期日 ただし、学力検査を5教科実施する場合は、2月14日(金)には実施しない。

(2) 全日制の課程(クリエイティブスクール)

検査の期日
令和7年2月14日(金)、2月17日(月)及び2月18日(火)のうち、当該高等学校長が指定する期日

(3) 通信制の課程

検査の期日
令和7年2月14日(金)、2月17日(月)及び2月18日(火)のうち、当該高等学校長が指定する期日

※ 高等学校長は、検査を実施する上で、上記の期日だけで実施が困難な場合は、県教育長、横浜市教育委員会教育長、川崎市教育委員会教育長及び横須賀市教育委員会教育長(以下「各教育長」という。)への申請により、令和7年2月19日(水)に特色検査を実施することができる。

3 検査の会場

検査の会場は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校とする。ただし、施設の状況等により会場を追加・変更する場合がある。

4 検査の時間

(1) 全日制の課程(クリエイティブスクールを除く。)及び定時制の課程

ア 学力検査

学力検査の教科等の時間割は、次のとおりとする。

時 刻	教 科 等	所要時間	備 考
8:50～ 9:10	検査についての注意	20分	
9:20～10:10	外国語(英語)	50分	
10:25	(予鈴)		
10:30～11:20	国 語	50分	
11:35	(予鈴)		
11:40～12:30	数 学	50分	
12:30～13:15	(昼 食)		
13:15	(予鈴)		
13:20～14:10	理 科	50分	
14:25	(予鈴)		
14:30～15:20	社 会	50分	

なお、定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える受検の時間割は、次のとおりとする。

時 刻	教 科 等	所要時間	備 考
11:20～11:35	検査についての注意	15分	検査監督者は、受検者を各検査の開始時刻5分前までに検査会場に集合させること。
11:40～12:30	作 文	50分	

イ 特色検査

検査の時間は、当該高等学校長が定め、別途、志願者に指示する。

(2) 全日制の課程(クリエイティブスクール)

検査の時間は、当該高等学校長が定め、別途、志願者に指示する。

(3) 通信制の課程

検査の時間は、当該高等学校長が定め、別途、志願者に指示する。

5 検査を受検しなかった者の取扱い

(1) 追検査(クリエイティブスクールを除く。)

共通選抜を志願する者のうち、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合、月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由に該当する場合、自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合及び痴漢の被害にあった場合等、やむを得ない事情により学力検査又は作文(定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合に限る。)の全てを受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として次により実施する。

ア 受検の手続

追検査の受検を希望する者の中学校長は、必要事項を記入した追検査受検願(第28号様式)に職印を押印し、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長に提出する。

なお、提出期間及び受付時間は、次のとおりとする。

提 出 期 間	受 付 時 間
令和7年2月14日(金)及び2月17日(月)	2月14日(金)は、午後1時から午後4時まで 2月17日(月)は、午前9時から正午まで

イ 追検査の内容

学力検査又は作文(定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合に限る。)を実施する。

ウ 追検査の期日

追検査の期日は、次のとおりとする。

追 檢 査 の 期 日
令和7年2月20日(木)

エ 追検査の会場

検査の会場は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校とする。

オ 追検査の時間

全日制の課程及び定時制の課程における学力検査の教科等の時間割は、次のとおりとする。

時刻	教科等	所要時間	備考
9:20～9:40	検査についての注意	20分	
9:50～10:40	外国語(英語)	50分	
10:55	(予鈴)		
11:00～11:50	国語	50分	
12:05	(予鈴)		
12:10～13:00	数学	50分	
13:00～13:45	(昼食)		
13:45	(予鈴)		
13:50～14:40	理科	50分	
14:55	(予鈴)		
15:00～15:50	社会	50分	

なお、定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える受検の時間割は、次のとおりとする。

時刻	教科等	所要時間	備考
11:50～12:05	検査についての注意	15分	検査監督者は、受検者を検査の開始時刻5分前までに検査会場に集合させること。
12:10～13:00	作文	50分	

(2) 追検査(クリエイティブスクール)

共通選抜を志願する者のうち、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合、月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由に該当する場合、自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合及び痴漢の被害にあった場合等、やむを得ない事情により特色検査(面接)を受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として次により実施する。

ア 受検の手続

追検査の受検を希望する者の中学校長は、必要事項を記入した追検査受検願(第28号様式)に職印を押印し、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長に提出する。

なお、提出期間及び受付時間は、次のとおりとする。

提出期間	受付時間
令和7年2月14日(金)から2月18日(火)まで (土曜日及び日曜日を除く。)	2月14日(金)は、午後1時から午後4時まで 2月17日(月)及び2月18日(火)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

イ 追検査の内容

特色検査(面接)とする。

ウ 追検査の期日

追検査の期日は、次のとおりとする。

追検査の期日
令和7年2月20日(木)

エ 追検査の会場

検査の会場は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校とする。

オ 追検査の時間

検査の時間は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長が定め、追検査受検許可書により、追検査受検予定者に指示する。

(3) その他

前記(1)及び(2)以外の対応に係る取扱いについては、県、横浜市、川崎市及び横須賀市の各教育委員会(以下「各教育委員会」という。)が別に定める。

6 選抜の方法

(1) 共通選抜の募集人員

ア 全日制の課程、単位制による全日制の課程、定時制の課程(昼間部)、単位制による定時制の課程(特別の時間、多部制及び三部制)

各教育委員会が定める当該高等学校の各学科等における募集定員の100%とする。

イ 定時制の課程(夜間)、単位制による定時制の課程(夜間)及び単位制による通信制の課程

各教育委員会が定める当該高等学校の各学科等における募集定員の80%とする。この場合におい

て、募集定員の80%とは、募集定員に0.8を乗じ、小数点以下を切り捨てた数値とする。

(2) 選考の方法

ア 全日制の課程(クリエイティブスクール及び県立横浜国際高等学校を除く。)及び定時制の課程(県立横浜明朋高等学校及び県立相模向陽館高等学校を除く。)

(ア) 数値の扱い

選考にあたっては、次の方法により数値を算出する。

① 調査書の学習の記録における評定については、次の式により算出された数値をAの値とする。

$$A = (\text{第2学年の9教科の評定の合計}) + (\text{第3学年の9教科の評定の合計}) \times 2$$

ただし、高等学校長は、第2学年の評定に第3学年の評定の2倍を加算した各教科の評定合計値のうち、3教科以内の評定合計値に、1を超える2以下の係数を乗じることができる。この場合、係数を乗じた教科の数値と係数を乗じない教科の評定合計値の合計をAの値とする。

なお、係数は小数第1位までの数値を用いるものとする。

② 学力検査(追検査を含む。)については、学力検査実施教科の得点合計をBの値とする。ただし、高等学校長は、学力検査(追検査を含む。)を実施した各教科の得点のうち、2教科以内の得点に、1を超える2以下の係数を乗じることができる。この場合、係数を乗じた教科の数値と係数を乗じない教科の得点の合計をBの値とする。

なお、係数は小数第1位までの数値を用いるものとする。

③ 調査書の学習の記録における観点別学習状況の評価については、各教科における第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価を、評価Aは3、評価Bは2、評価Cは1に換算し、その合計をCの値とする。ただし、高等学校長は、各教科における第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価を換算した数値のうち、3教科以内の評価を換算した数値に、1を超える2以下の係数を乗じることができる。この場合、係数を乗じた教科の評価を換算した数値と係数を乗じない教科の評価を換算した数値の合計をCの値とする。

なお、係数は小数第1位までの数値を用いるものとする。

④ 特色検査については、当該高等学校長が定めた観点ごとに評価し点数化した得点をDの値とする。

⑤ 各受検者について算定したA、B、C、Dの値ごとに100点満点に換算した数値をそれぞれa、b、c、dとする。a、b、c、dの値を得る際には、小数第3位を四捨五入して算出する。また、aに乗じる係数をf、bに乗じる係数をg、cに乗じる係数をh、dに乗じる係数をiとする。

(イ) 第1次選考

不正行為又は妨害行為を行った者及び資料の整わない者を除き、次の式に基づくS₁の上位から、共通選抜募集人員の90%まで合格者を決定する。式に用いる係数f、gは、それぞれf+g=10を満たす2以上の整数とし、iは1以上5以下の整数とする。

共通選抜募集人員の90%とは、共通選抜募集人員に0.9を乗じ、小数点以下を切り捨てた数値とする。ただし、資料の整わない者と調査書の各教科における第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価のみを欠く者(以下、「評価のみを欠く者」という。)を合わせた数が、共通選抜募集人員から共通選抜募集人員の90%を減じた数以上の場合には、共通選抜募集人員から「資料の整わない者と評価のみを欠く者を合わせた数+1」を減じた数とする。

なお、評価のみを欠く者の中で第1次選考における合格者となる者がいる場合、その者の数を加えた数とする。

$$S_1 = a \times f + b \times g$$

ただし、特色検査を実施した場合は、 $S_1 = a \times f + b \times g + d \times i$ とする。

(ウ) 資料の整わない者の選考

資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、前記(イ)に相当する者であるか判断し、合格者を決定する。

(エ) 第2次選考

前記(イ)及び(ウ)の合格者を除いた者を対象とし、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、次の式に基づくS₂の上位から共通選抜募集人員まで、合格者を決定する。式に用いる係数g、hは、それぞれg+h=10を満たす2以上の整数とし、iは1以上5以下の整数とする。

なお、県立光陵高等学校における連携型中高一貫教育校連携募集において欠員を生じた場合は、その欠員分を加えて合格者を決定する。

$$S_2 = b \times g + c \times h$$

ただし、特色検査を実施した場合は、 $S_2 = b \times g + c \times h + d \times i$ とする。

また、調査書の各教科における第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価を欠く者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

(オ) 普通科音楽コース並びに農業、工業、商業及び水産に関する学科を置く高等学校並びに定時制の課程(横浜市立横浜総合高等学校)における第2希望の選考

第1希望の志願者の選抜の結果、欠員を生じた学科・コース・部においては、他の学科・コース・部を第1希望としていながら合格者とならず、かつ、当該学科・コース・部を第2希望とする志願者の中から前記(イ)に従って合格者を決定する。ただし、特色検査については、選考資料としない場合がある。

イ 全日制の課程(クリエイティブスクールに限る。)

選考にあたって、当該高等学校長は、事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、調査書における観点別学習状況及び特色検査(面接)の結果を資料として、総合的に選考し、共通選抜募集人員まで合格者を決定する。当該高等学校が必要に応じて他の特色検査を実施した場合は、その結果も選考の資料とする。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

ウ 全日制の課程(県立横浜国際高等学校に限る。)

(ア) 選考にあたって、県立横浜国際高等学校長は、事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、調査書における学習の記録、学力検査(追検査を含む。)及び特色検査の結果を資料として、総合的に選考し、共通選抜募集人員まで合格者を決定する。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

なお、第1希望の志願者の選抜について、海外帰国生徒特別募集における国際科国際バカロレアコースにおいて欠員を生じた場合は、その欠員分を加えた数まで同じコースの合格者を決定する。

(イ) 前記(ア)に従って合格者を決定した上で、国際科国際バカロレアコースの選考において欠員を生じた場合、国際科(国際バカロレアコースを除く。)を第1希望としていながら合格者とならず、かつ、国際科国際バカロレアコースを第2希望とする者の中から、事前に公表する国際科(国際バカロレアコースを除く。)の選考基準の数値の算出方法を用い、総合的に選考し、合格者を決定する。

(ウ) 前記(イ)に従って合格者を決定した上で、さらに海外帰国生徒特別募集における国際科国際バカロレアコースにおいて欠員がある場合は、その欠員分を加えた数まで同じコースの合格者を決定する。

エ 定時制の課程(県立横浜明朋高等学校及び県立相模向陽館高等学校に限る。)

(ア) 選考にあたって、当該高等学校長は、事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、調査書における観点別学習状況及び学力検査(追検査を含む。)の結果を資料として、総合的に選考し、共通選抜募集人員まで、合格者を決定する。ただし、共通選抜募集人員の一部について、調査書における観点別学習状況及び学力検査(追検査を含む。)の結果を資料としない選考を行うことができる。当該高等学校が必要に応じて特色検査を実施した場合は、その結果も選考の資料とする。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

(イ) 第1希望の志願者の選抜の結果、欠員を生じた部においては、他の部を第1希望としていながら合格者とならず、かつ、当該部を第2希望とする志願者の中から前記(ア)に従って合格者を決定する。

オ 通信制の課程

選考にあたって、当該高等学校長は、事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、調査書及び作文の結果を資料として総合的に選考し、共通選抜募集人員まで、合格者を決定する。また、当該高等学校が必要に応じて特色検査を実施した場合は、その結果も選考の資料とする。

なお、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

7 海外からの移住者等を保護者とする受検者についての受検方法等の取扱い

検査の実施にあたっては、通常の受検者と同一の取扱いとする。ただし、学力検査(追検査を含む。)、作文(定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合の追検査を含む。)及び当該高等学校における特色検査の実施に際し、海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書(第5号様式)を提出した者のうち、県教育長が通常の方法では受検が困難と認める者については、検査の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な取扱いを講じるものとする。

8 障害等のある受検者についての受検方法等の取扱い

検査の実施にあたっては、通常の受検者と同一の取扱いとする。ただし、学力検査(追検査を含む。)、作文(定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合の追検査を含む。)及び当該高等学校

における特色検査の実施に際し、受検方法等申請書(第6号様式)を提出した者のうち、県教育長が通常の方法では受検が困難と認める者について、検査の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な取扱いを講じるものとする。

9 長期の欠席について病気など特別な事情を有する志願者の取扱い

長期の欠席を理由とする選抜方法申請書(第7号様式)及び長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書(第9号様式)を提出した者のうち、当該高等学校長が長期欠席者であると認める者については、資料の整わない者及び調査書の各教科における第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価を欠く者として取り扱うこととし、選考にあたっては、調査書の学習の記録の記載内容については、提出された長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書(第9号様式)の記載内容に基づき取り扱うこととする。

10 合格者の発表

合格者の発表の日時・方法及び合格通知書の交付の日時・場所は、次のとおりとする。また、当該高等學校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

合格者の発表の日時・方法	合格通知書の交付日時	合格通知書の交付場所
令和7年2月28日(金)午前9時 インターネット出願システム上で 確認する。	令和7年2月28日(金) 志願先(志願変更したときは、その志願 変更先)の高等學校長が指定する時間	志願先の高等學校 (志願変更したときは、その志願 変更先)

11 その他

共通選抜に志願して合格となっていない者で、共通選抜以外の募集に志願しようとする者は、改めて紙による入学願書等を提出するとともに、通信制の課程を除き、定められた受検料を納付しなければならない。

VI 定通分割選抜の方法

1 検査の内容

(1) 定時制の課程(夜間)及び単位制による定時制の課程(夜間)

共通の検査として学力検査を実施する。ただし、高等學校長は、18歳以上(令和7年4月1日現在)の志願者について、作文をもって学力検査に代えることができる。

なお、高等學校長は、必要に応じて特色検査を実施できるものとする。

学力検査は、国語、数学及び外国語(英語)の3教科とする。

特色検査は、実技検査、自己表現検査及び面接のうち、高等學校長が定めるものとする。

(2) 通信制の課程

作文を実施する。

なお、高等學校長は、必要に応じて特色検査を実施できるものとする。

特色検査は、実技検査、自己表現検査及び面接のうち、高等學校長が定めるものとする。

2 検査の期日

検査の期日は、次のとおりとする。

(1) 定時制の課程(夜間)及び単位制による定時制の課程(夜間)

学力検査の期日	特色検査の期日
令和7年3月17日(月)	令和7年3月17日(月)及び3月18日(火)のうち、当該高等學校の 校長が指定する期日

(2) 通信制の課程

検査の期日
令和7年3月17日(月)及び3月18日(火)のうち、当該高等學校長が指定する期日

3 検査の会場

検査の会場は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等學校とする。

4 検査の時間

(1) 定時制の課程(夜間)及び単位制による定時制の課程(夜間)

ア 学力検査

学力検査の教科等の時間割は、次のとおりとする。

時 刻	教 科 等	所要時間	備 考
13:00～13:10	検査についての注意	10分	検査監督者は、受検者を各検査の開始時刻 5 分前までに検査会場に集合させること。
13:20～13:50	外国語(英語)	30分	
14:00	(予鈴)		
14:05～14:35	国 語	30分	
14:45	(予鈴)		
14:50～15:20	数 学	30分	

なお、作文をもって学力検査に代える受検の時間割は、次のとおりとする。

時 刻	教 科 等	所要時間	備 考
14:15～14:25	検査についての注意	10分	検査監督者は、受検者を各検査の開始時刻 5 分前までに検査会場に集合させること。
14:30～15:20	作 文	50分	

イ 特色検査

検査の時間は、当該高等学校長が定め、受検票等により別途、志願者に指示する。

(2) 通信制の課程

検査の時間は、当該高等学校長が定め、受検票等により別途、志願者に指示する。

5 選抜の方法

(1) 募集人員

定通分割選抜の募集人員は、当該高等学校の募集定員から共通選抜の募集人員を減じた数とするが、これに、共通選抜において合格者の数が共通選抜の募集人員に満たない高等学校にあってはその不足数、さらに、令和7年3月5日(水)までの共通選抜入学辞退者による欠員がある場合はその数を含めた数を定通分割選抜の募集人員とする。

(2) 選考の方法

ア 定時制の課程(夜間)及び単位制による定時制の課程(夜間)

(ア) 数値の扱い

前記Vの6の(2)のアの(ア)を準用する。

(イ) 選考

① 不正行為又は妨害行為を行った者を除き、定通分割選抜の募集人員に定通分割選抜の募集人員に含めることができなかった共通選抜入学辞退者による欠員分を加えた数まで、合格者を決定する。合格者の決定に当たっては、次の式に基づく S をもとに選考する。式に用いる係数 f 、 g は、それぞれ $f + g = 10$ を満たす 2 以上の整数とし、 i は 1 以上 5 以下の整数とする。

$$S = a \times f + b \times g$$

ただし、特色検査を実施した場合は、 $S = a \times f + b \times g + d \times i$ とする。

なお、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

② 県立神奈川工業高等学校における第2希望の選考

第1希望の志願者の選抜の結果、欠員を生じた学科においては、他の学科を第1希望としていながら合格者とならず、かつ、当該学科を第2希望とする志願者の中から前記①に従って合格者を決定する。

イ 単位制による通信制の課程

選考にあたっては、高等学校が事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、調査書及び作文の結果を資料として総合的に選考し、定通分割選抜の募集人員に定通分割選抜の募集人員に含めることができなかった共通選抜入学辞退者による欠員分を加えた数まで、合格者を決定する。また、当該高等学校が必要に応じて特色検査を実施した場合は、その結果も選考の資料とする。

なお、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

(3) その他

前記Vの7から9までの規定を準用する。

6 合格者の発表

合格者の発表の日時及び場所は、次のとおりとする。当該高等学校長は、受検票で受検番号等を確認し、受検者に対して合否結果通知書の入った封筒を手渡すものとする。さらに、合格者に対しては、合格通知書を交付する。

課程	合格者の発表の日時	場所
定時制の課程(夜間)	令和7年3月21日(金)	志願先の高等学校 (志願変更したときは、その志願変更先)
単位制による定時制の課程(夜間)	午後3時から午後6時まで	
単位制による通信制の課程	令和7年3月21日(金) 午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	

VII 県教育長の志願の承認

県教育長の志願の承認については、次のとおりとする。

1 県教育長の志願の承認を必要とする者

(1) 全日制の課程

- ア 県外から本県に転居予定の者(保護者の転勤等に伴い、志願者及び保護者が令和7年4月1日までに県内に居住する予定の者(一時的な県内への転居を除く。))
- イ 山梨、静岡両県の本県に隣接する特定の地域に居住しており、通学の便宜上、本県の最寄りの高等学校へ志願することが妥当と認められる者
- ウ 県外から県立海洋科学高等学校を志願する者で、原則として船舶職員養成施設に指定された水産に関する学科を置く公立高等学校のない都道府県に居住する者
- エ その他特別な事情がある者

(2) 定時制の課程及び通信制の課程

- ア 令和7年4月1日までに県外から本県に転居予定の者(一時的な県内への転居を除く。)
- イ 県外居住であって、令和7年4月1日までに本県での勤務を予定する者(ただし、横浜市立横浜総合高等学校を志願する場合は横浜市内に勤務を予定する者、川崎市立の高等学校の普通科を志願する場合は川崎市内に勤務を予定する者)
- ウ その他特別な事情がある者

2 手続

(1) 承認を受けようとする者は、神奈川県公立高等学校入学志願資格承認申請書(第15号様式)に、中学校長の副印を添え、かつ、中学校長の職印の押印を受け、県教育長に提出しなければならない。また、申請内容に応じて、次に掲げる書類を提示又は提出する。

なお、郵送による書類の提出は認めない。

ア 前記1の(1)のア又は(2)のアに該当する者

- (ア) 転居予定先の住所を確認できる次のaからeまでのいずれかの書類【提示】
- a 家屋の登記簿謄本又は登記事項証明書(いずれも発行後、6か月以内のもの)
 - b 建築確認通知書、建築計画確認書、入居決定通知書、売買契約書のいずれか(転居先の建物が建築中の場合等)
 - c 公団住宅、公舎、社宅へ入居する場合は、その管理者の証明書
 - d 家主との契約書(契約予定を含む。)
 - e その他、転居予定の事実を証明できるもの

(イ) 転居取りやめの時には入学を辞退する旨の念書(第19号様式)【提出】

(ウ) 前記(ア)の書類における転居予定先となっている建物の所有者名義又は賃借人名義が志願者本人又はその保護者でない場合は、名義人による同居同意書(第20号様式)【提出】

イ 前記1の(1)のイに該当する者

志願者本人及び同居している保護者の住民票の写し等【提示】

ウ 前記1の(1)のウに該当する者

志願者本人が船舶職員養成施設に指定された水産に関する学科を置く公立高等学校のない都道府県に居住することを証明するもの(住民票の写し等)【提示】

エ 前記1の(1)のエに該当する者

その事実を証明できるもの【提示】

オ 前記1の(2)のイに該当する者

勤務予定先の所在地及び雇用を証明する書類【提示】

カ 前記アからオ以外については、別表「神奈川県公立高等学校の志願資格承認申請及び横浜市立・川崎市立高等学校に係る学区確認申請の事務手続について」を参照するものとする。

(2) 承認申請期間、受付時間及び提出先は、次のとおりとする。

承認申請期間	受付時間	提出先
令和6年11月30日(土)及び 令和6年12月2日(月)から令和7年1月15日(水)まで (土曜日、日曜日、休日及び令和6年12月29日(日)から 令和7年1月3日(金)までを除く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	県教育委員会 教育局指導部 高校教育課

※ 令和6年11月30日(土)の受付時間等は、別途案内する。

なお、県教育長は、やむを得ないと認める場合には、上記の申請期間以降であっても、志願の承認申請を受け付けることができる。

(3) 県教育長は、申請の事由が適当であると認めた者に対して、次のとおり措置する。

- ア 一般募集(共通選抜(二次募集を除く。))、連携型中高一貫教育校連携募集、特別募集(インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集)及び後期募集を除く。)、中途退学者募集及び別科の志願者については、インターネット出願システムに承認情報を登録する。
- イ 一般募集(共通選抜(二次募集)及び定通分割選抜)及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集)の志願者については、神奈川県公立高等学校入学志願資格承認書(第17号様式の1又は2)を交付する。

なお、承認書の交付期間、受付時間及び交付場所は、次のとおりとする。

交付期間	受付時間	交付場所
令和7年2月28日(金)から3月7日(金) (土曜日及び日曜日を除く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	県教育委員会教育局 指導部高校教育課

(4) 前記1の者であって、定時制の課程又は通信制の課程に志願をする者のうち、全日制の課程に志願をしない場合は、神奈川県公立高等学校(定時制・通信制の課程、別科)入学志願資格承認申請書(第18号様式)に転居予定先の住所又は勤務予定先の所在地及び雇用を証明する書類等、前記(1)の規定に準ずる書類を提示又は添付の上、志願予定先の高等学校長に提出し、県教育長の承認を受けることができる。志願資格の承認申請期間、受付時間及び提出先は、次のとおりとする。

課程	承認申請期間	受付時間	提出先
単位制による定時制の課程(多部制)	令和7年1月6日(月)から 1月15日(水)まで	午前9時から正午 まで及び午後1時 から午後4時まで	志願予定先の高等 学校
単位制による定時制の課程(三部制)			
単位制による通信制の課程			
定時制の課程(夜間)	(土曜日、日曜日、休日及び 各高等学校の学校閉庁日を 除く。)	午後2時から午後 7時まで	(志願変更したと きは、その志願変 更先)
定時制の課程(昼間部)			
単位制による定時制の課程(夜間)			
単位制による定時制の課程(特別の時間)			

なお、県教育長は、やむを得ないと認める場合には、上記の申請期間以降であっても、志願の承認申請を受け付けることができる。また、定通分割選抜の志願者については、入学願書とともに志願先の高等学校長に提出し、県教育長の承認を受けることができる。

3 高等学校長への委任

前記2の(4)における県教育長の志願の承認に関する事項については、志願先の高等学校長に委任する。

VIII 入学の許可及び入学手続

1 入学の許可

入学の許可は、合格者に高等学校長が合格通知書を交付することによって行う。

2 入学許可の取消し

高等学校長は、志願又は選抜のための検査等の際に不正行為又は妨害行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為又は妨害行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

3 入学手続

全日制の課程及び定時制の課程の合格者は、合格通知書の交付を受けた後、合格者の発表の期日の翌日から当該高等学校長が指定する期日までに入学料又は入学金を納付し、誓約書を提出しなければならない。また、通信制の課程の合格者は、合格通知書の交付を受けた後、当該高等学校長が指定する期日までに、誓約書を提出しなければならない。

4 入学手続未了者の入学の許可の取消し

高等学校長は、前記3の手続を行わない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

5 入学辞退の手続

合格発表後、入学を辞退する場合、志願者は、入学辞退届(第21号様式)に中学校長の職印の押印を受け、合格した高等学校長へ提出するものとする。

IX その他

1 志願取消の手続

志願者が合格発表前に志願又は前記Ⅲの1の(1)のイ、ウ、エ及びオによる第2希望の志願を取り消す場合、次のとおり取り扱う。

なお、前記Ⅲの1の(1)のイ、ウ、エ及びオによる第2希望の志願をした者は、第1希望の志願のみを取り消すことはできない。

(1) 共通選抜

ア 志願取消を行おうとする者(以下「志願取消者」という。)

志願取消者は、インターネット出願システムで志願取消に必要な情報(以下「志願取消情報」)を登録し、中学校長の承認を受ける。

イ 中学校長

中学校長は、志願取消情報に誤りがないことを確認の上、インターネット出願システムで、承認を行う。また、速やかに当該志願者の志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長に連絡しなければならない。

ウ 志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長

志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長は、インターネット出願システムで志願取消情報を確認した時点において、当該志願を取り消すものとする。

(2) 定通分割選抜

ア 志願取消者

志願取消者は、志願取消届(第12号様式)に中学校長の職印の押印を受け、受検票と併せて、速やかに志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長に提出するものとする。

イ 中学校長

中学校長は、志願取消者が出了場合、速やかに当該志願者の志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長に連絡しなければならない。

ウ 志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長

志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長は、志願取消届を受理した時点において、当該志願を取り消すものとする。

2 検査の結果の開示

検査の結果については、「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、保有個人情報の開示を行う。

なお、通信制の課程における作文の得点については、個人情報の保護に関する法律に基づき、受検者本人に限り、次の方法で閲覧することができる。

(1) 閲覧の場所 志願先(志願変更したときは、その志願先)の高等学校

(2) 閲覧の方法 採点結果一覧表等のうち本人の検査の得点が書かれた部分を閲覧する。

(3) 本人確認の方法 受検票の提示

(4) 閲覧の期間 合格発表日の翌日より1か月間(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)

3 志願状況等の問合せ対応

高等学校長は、各教育委員会が別に定める場合のほか、志願者数、志願変更者数、合格者名等についての電話等による問合せには応じないものとする。

4 不測の事態の発生対応

天変地異等の不測の事態の発生により、この実施要領に基づく選抜が実施できない場合の対応については、各教育長が別に定める。

§ 2 一般募集(二次募集)

全日制の課程(インクルーシブ教育実践推進校特別募集を除く。)及び定時制の課程(夜間を除く。)については各教育長が必要と認める場合、次のとおり、二次募集を行う。

I 志願資格

前記 § 1 の I に定める志願資格を有する者であって、かつ、志願時において、令和 7 年度入学者選抜における国立、公立及び私立の高等学校等又は特別支援学校の合格者になっていない者とする。

II 募集及び募集期間

1 募集

二次募集を行う高等学校の学科等及び募集人員については、各教育長が別に定める。

2 募集期間

募集期間及び入学願書(第 1 号様式の 1 又は 2)の受付時間は、次のとおりとする。

課 程	募 集 期 間	受 付 時 間
全日制の課程		3月 4 日(火)は、午前 9 時から正午まで及び 午後 1 時から午後 4 時まで
単位制による全日制の課程	令和 7 年	3月 5 日(水)は、午前 9 時から正午まで
単位制による定時制の課程(多部制)	3月 4 日(火)及び 3月 5 日(水)	3月 4 日(火)は、午後 2 時から午後 7 時まで 3月 5 日(水)は、午後 2 時から午後 4 時まで
単位制による定時制の課程(三部制)		
定時制の課程(昼間部)		
単位制による定時制の課程(特別の時間)		

※ 定時制の課程(夜間)、単位制による定時制の課程(夜間)及び単位制による通信制の課程において、二次募集は実施しない。

III 志願手続

1 志願の範囲

志願の範囲は、前記 § 1 の III の 1 の規定を準用する。

2 志願の手続

(1) ア 志願者

志願者は、紙による入学願書(第 1 号様式の 1 又は 2)に中学校長の職印の押印を受け、前記 II の 2 の期間内に志願先の高等学校長に提出する。

なお、郵送による入学願書の提出は認めない。また、志願した選抜の募集期間中は、志願の取消しはできない。

志願者は、特色検査(面接)を実施する志願先の高等学校において、当該高等学校長が定めた様式による書類の提出を求める場合には、これを志願先の高等学校長に併せて提出する。

志願者は、志願先の高等学校の設置者が別に定める受検料を次の区分に従い納付する。

(ア) 入学願書に添えて、志願先の高等学校で納付する。

(イ) 一般募集(共通選抜)、連携型中高一貫教育校連携募集、特別募集、中途退学者募集及び別科に志願して合格となっていない者が志願しようとする場合は、定められた受検料を改めて納付しなければならない。

イ 中学校長

中学校長は、入学願書に記載された内容に誤りがないこと、志願資格を満たしていることを確認した上で、入学願書(第 1 号様式の 1)の中学校長の証明・確認欄又は入学願書(第 1 号様式の 2)の中学校長の証明・同意・確認欄に職印を、貼付された写真に職印又はシールプレスで割印を押印し、入学願書を志願者に交付する。

ウ 志願先の高等学校長

志願先の高等学校長は、志願資格を確認し、入学願書の内容を審査するとともに受検料を納付していることを確認し、所要の事項を記入した上で、受検票の高等学校受付確認印欄(志願先欄)に職印を押印し、受検票を志願者に交付する。

(2) 志願について、県教育長の承認を必要とする者は、後記 VI に定める。

(3) その他の手続については、前記 § 1 の III の 2 の(4)から(7)の規定を準用する。

3 通学区域

(1) 二次募集における横浜市立の高等学校の全日制の課程及び単位制による全日制の課程の普通科(戸塚高等学校普通科音楽コースを除く。)並びに単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程の総合学科に係る通学区域は、横浜市教育委員会教育長が別に定める。

(2) 二次募集における川崎市立の高等学校の全日制の課程及び定時制の課程の普通科に係る通学区域

は、川崎市教育委員会教育長が別に定める。

4 中学校長が行う手続

(1) 中学校長が提出する書類

中学校長は、別記「令和7年度調査書作成上の注意」に基づいて、志願者の調査書(第11号様式)を作成し、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長に提出する。ただし、18歳以上(令和7年4月1日現在)の者については、調査書の提出を要しない。

なお、二次募集の志願者の調査書については、中学校等で厳封をした上で志願者が持参することも可とする。

(2) 調査書の提出期間及び受付時間

課程	提出期間	受付時間
全日制の課程		
単位制による全日制の課程	令和7年3月4日(火)から 3月10日(月)まで (土曜日及び日曜日を除く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで
単位制による定時制の課程(多部制)		
単位制による定時制の課程(三部制)		
定時制の課程(昼間部)		
単位制による定時制の課程(特別の時間)		午後2時から午後7時まで

(3) 中学校長が行うその他の手続は、前記§1のIIIの4の(3)の規定を準用する。

5 高等学校長が行う措置

高等学校長は、次の期間に志願者数等の数を集計し、公表する。

課程	期間
全日制の課程	
単位制による全日制の課程	令和7年3月5日(水)から3月7日(金)まで 受付時間の終了後速やかに志願者数等を公表する。
定時制の課程(昼間部)	ただし、3月5日(水)と3月7日(金)は、県教育委員会の記者発表終了後、速やかに公表する。
単位制による定時制の課程(特別の時間)	
単位制による定時制の課程(多部制)	
単位制による定時制の課程(三部制)	

IV 志願変更

1 志願変更の範囲

前記IIIの2による志願の手続を完了した者は、志願変更の期間中1回に限り、一般募集(共通選抜)及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集において、二次募集を実施する他の高等学校の課程、学科、コース若しくは部又は同一の高等学校の他の課程、学科、コース若しくは部に志願変更することができる。ただし、それぞれの募集に係る志願資格を満たしている者に限る。

2 志願変更の期間

志願変更の期間及び受付時間は、次のとおりとする。

課程	志願変更の期間	受付時間
全日制の課程		
単位制による全日制の課程	令和7年3月6日(木) 及び3月7日(金)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで
単位制による定時制の課程(多部制)		
単位制による定時制の課程(三部制)		
定時制の課程(昼間部)		3月6日(木)は、午後2時から午後7時まで
単位制による定時制の課程(特別の時間)		3月7日(金)は、午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで

3 志願変更の手続

(1) 一般募集に志願変更する場合の手続は、前記§1のIVの3の(2)の規定を準用する。

(2) インクルーシブ教育実践推進校特別募集に志願変更する場合の手続は、次のとおりとする。

ア 志願変更者は、志願変更願(第13号様式)に中学校長の職印の押印を受け、受検票と併せて、前記2の期間内に志願先の高等学校長に提出する。志願変更者は、入学願書等の書類の返還を受け、入学願書及び受検票の志願先欄に記入した事項を抹消する。

イ 志願変更者は、紙による入学願書(第2号様式の3)及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集志願資格確認書(第34号様式)に中学校長の職印の押印を受け、インクルーシブ教育実践推進校特別募集用面接シート(第33号様式)、返還を受けた入学願書、その他の返還された書類及び受検票と併せて、前記2の期間内に志願変更先の高等学校長に提出する。

ウ 志願変更先の高等学校長は、志願資格を確認し、入学願書の内容を審査するとともに受検料を納付していることを確認し、所要の事項を記入した上で、受検票の高等学校受付確認印欄(志願変更先欄)に職印を押印し、受検票を志願変更者に交付する。

(3) その他の志願変更の手続は、前記 § 1 の IV の 3 の(3)から(5)の規定を準用する。

V 選抜の方法

1 検査の内容

全日制の課程(クリエイティブスクールを除く。)、単位制による全日制の課程、定時制の課程(昼間部)、単位制による定時制の課程(特別の時間、多部制及び三部制)においては、国語、数学及び外国語(英語)の3教科の学力検査を実施する。ただし、定時制の課程(昼間部)、単位制による定時制の課程(特別の時間、多部制及び三部制)にあっては、当該高等学校長は、18歳以上(令和7年4月1日現在)の志願者について、作文をもって学力検査に代えることができる。なお、高等学校長は、必要に応じて特色検査(面接)を実施できるものとする。

全日制の課程(クリエイティブスクール)においては、特色検査(面接)を実施する。

2 検査の期日

検査の期日は、次のとおりとする。

課 程	検査の期日
全日制の課程	
単位制による全日制の課程	
定時制の課程(昼間部)	
単位制による定時制の課程(特別の時間)	令和7年3月11日(火)
単位制による定時制の課程(多部制)	
単位制による定時制の課程(三部制)	

3 検査の会場

検査の会場は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校とする。ただし、施設の状況等により会場を追加・変更する場合がある。

4 検査の時間

(1) 全日制の課程(クリエイティブスクールを除く。)、単位制による全日制の課程、定時制の課程(昼間部)、単位制による定時制の課程(特別の時間、多部制及び三部制)

ア 学力検査

学力検査の教科等の時間割は、次のとおりとする。

時 刻	教 科 等	所要時間	備 考
9:00～ 9:10	検査についての注意	10分	検査監督者は、受検者を各検査の開始時刻5分前までに検査会場に集合させること。
9:20～ 9:50	外国語(英語)	30分	
10:05	(予鈴)		
10:10～10:40	国 語	30分	
10:55	(予鈴)		
11:00～11:30	数 学	30分	

なお、定時制の課程(昼間部)及び単位制による定時制の課程(特別の時間、多部制及び三部制)において、作文をもって学力検査に代える受検の時間割は、次のとおりとする。

時 刻	教 科 等	所要時間	備 考
10:25～10:35	検査についての注意	10分	
10:40～11:30	作 文	50分	検査監督者は、受検者を検査の開始時刻5分前までに検査会場に集合させること。

イ 特色検査(面接)

当該高等学校が必要に応じて実施する特色検査(面接)の時間は、当該高等学校長が定め、受検票等により別途、志願者に指示する。

(2) 全日制の課程(クリエイティブスクール)

特色検査(面接)の時間は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長が定め、受検票等により別途、志願者に指示する。

5 選考の方法

(1) 全日制の課程、単位制による全日制の課程、定時制の課程(昼間部)、単位制による定時制の課程(特別の時間、多部制及び三部制)

不正行為又は妨害行為を行った者を除き、調査書(クリエイティブスクール、県立横浜明朋高等学校及び県立相模向陽館高等学校においては、評定を除く。)及び学力検査(クリエイティブスクールにおいては、特色検査(面接))の結果を資料として総合的に選考し、二次募集の募集人員に二次募集の募集人員に含めることができなかった共通選抜入学辞退者による欠員分を加えた数まで、合格者を決定する。当該高等学校が、必要に応じて特色検査(面接)を実施した場合は、特色検査(面接)の結果も選考の資料とする。

なお、県立横浜国際高等学校においては、国際科国際バカロレアコースにおける海外帰国生徒特別募集において欠員を生じた場合は、その欠員分を加えた数まで合格者を決定する。

(2) その他

資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

その他の選考の方法については、前記 § 1 の V の 6 の (2) のアの(オ)及び 7 から 9 の規定を準用する。

6 合格者の発表

合格者の発表の日時及び場所は、次のとおりとする。当該高等学校長は、受検票で受検番号等を確認し、受検者に対して合否結果通知書の入った封筒を手渡すものとする。さらに、合格者に対しては、合格通知書を交付する。

課 程	合 格 者 の 発 表 の 日 時	場 所
全日制の課程		
単位制による全日制の課程	令和 7 年 3 月 14 日(金) 午前 10 時から正午まで	志願先の高等学校 (志願変更したときは、その志願変更先)
単位制による定時制の課程(三部制)		
単位制による定時制の課程(多部制)		
定時制の課程(昼間部)	令和 7 年 3 月 14 日(金)	
単位制による定時制の課程(特別の時間)	午後 3 時から午後 6 時まで	

VI 県教育長の志願の承認

県教育長の志願の承認のうち、次に記載する以外の内容については、前記 § 1 の VII の規定による。

課 程	承 認 申 請 期 間	受 付 時 間	提 出 先
全日制の課程	令和 7 年 2 月 28 日(金)から 3 月 5 日(水)まで (土曜日及び日曜日を除く。)	午前 9 時から正午まで及び 午後 1 時から午後 4 時まで	県教育委員会 教育局指導部 高校教育課
単位制による定時制の課程(三部制)		ただし、3 月 5 日(水)は 午前 9 時から正午まで	
単位制による定時制の課程(多部制)			
定時制の課程(昼間部)	令和 7 年 3 月 4 日(火)から 3 月 5 日(水)まで	3 月 4 日(火)は午後 2 時か ら午後 7 時まで 3 月 5 日(水)は午後 2 時か ら午後 4 時まで	願書提出時 に、志願先 の高等学校
単位制による定時制の課程(特別の時間)			

VII 入学の許可及び入学手続

前記 § 1 の VIII の規定を準用する。

VIII その他

前記 § 1 の IX の 1 の (2) 及び 2 から 4 の規定を準用する。

§ 3 連携型中高一貫教育校連携募集

I 志願資格

連携型中高一貫教育校連携募集への志願者は、前記 § 1 の I の 1 に該当する者であって、かつ、在籍する連携型中学校の校長の推薦を得た者とする。

II 募集及び募集期間

1 募集

連携型中高一貫教育校連携募集を行う高等学校は県立光陵高等学校及び県立愛川高等学校とし、連携型中学校は、県立光陵高等学校においては横浜国立大学教育学部附属横浜中学校、県立愛川高等学校においては愛川町立の各中学校とする。

2 募集期間

募集期間は、次のとおりとする。

募 集 期 間
【志願情報申請期間】 令和 7 年 1 月 23 日(木)午前 0 時から 1 月 29 日(水)正午まで
【中学校長承認期間】 令和 7 年 1 月 23 日(木)午前 0 時から 1 月 30 日(木)正午まで

III 志願手続

1 志願の範囲

- (1) 他の都道府県の公立高等学校の全日制の課程に志願した者又は志願予定の者の志願は認めない。
(2) 連携型中高一貫教育校連携募集に志願した者は、それ以外の募集に同時に志願することは認めない。

2 志願の手続

- (1) 志願者は、推薦書(第 10 号様式)に中学校長の職印の押印を受け、当該高等学校長が指定する用紙と併せて志願先の高等学校長に提出する。また、志願した選抜の募集期間中は志願の取消しへできない。提出方法、期間等は、前記 § 1 の III の 4 の(1)及び(2)のアの規定を準用する。
(2) その他の手続については、前記 § 1 の III の 2 の(1)、(3)、(5)及び(6)の規定を準用する。

3 中学校長が行う措置

中学校長が行う措置は、前記 § 1 の III の 4 の(1)、(2)のア及び(3)の規定を準用する。

4 高等学校長が行う措置

高等学校長が行う措置は、前記 § 1 の III の 5 の(3)のアの規定を準用する。

IV 志願変更

連携型中高一貫教育校連携募集においては、志願変更是認めない。

V 選抜の方法

1 検査の内容

県立光陵高等学校においては面接及びプレゼンテーション、県立愛川高等学校においては面接とする。

2 検査の期日

検査の期日は、次のとおりとする。

検 査 の 期 日
令和 7 年 2 月 17 日(月)

3 検査の会場

検査の会場は、志願先の高等学校とする。

4 検査の時間

検査の時間は、志願先の高等学校長が定め、別途、志願者に指示する。

5 検査を受検しなかった者の取扱い

(1) 追検査

県立愛川高等学校における連携型中高一貫教育校連携募集を志願する者のうち、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合、月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由に該当する場合、自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合及び痴漢の被害にあった場合等、やむを得ない事情により面接を受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として次により実施する。

ア 受検の手続

追検査の受検を希望する者の中学校長は、必要事項を記入した追検査受検願(第28号様式)を県立愛川高等学校長に提出する。

なお、提出期間及び受付時間は、次のとおりとする。

提出期間	受付時間
令和7年2月17日(月)及び2月18日(火)	2月17日(月)は、午後1時から午後4時まで 2月18日(火)は、午前9時から正午まで

イ 追検査の内容

面接とする。

ウ 追検査の期日

追検査の期日は、次のとおりとする。

追検査の期日
令和7年2月20日(木)

エ 追検査の会場

検査の会場は、県立愛川高等学校とする。

オ 追検査の時間

検査の時間は、県立愛川高等学校長が定め、追検査受検許可書により、追検査受検予定者に指示する。

(2) その他

前記(1)以外の対応に係る取扱いについては、県教育委員会が別に定める。

6 選考の方法

(1) 募集定員

募集定員については、県教育長が別に定めるものとする。

(2) 選考

選考にあたって当該高等学校長は、事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、総合的に選考し、合格者を決定する。また、県立光陵高等学校の選考において、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

(3) その他

前記§1のVの7及び8の規定を準用する。

7 合格者の発表

合格者の発表の日時・方法及び合格通知書の交付の日時・場所は、次のとおりとする。また、当該高等学校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

合格者の発表の日時・方法	合格通知書の交付日時	合格通知書の交付場所
令和7年2月28日(金)午前9時 インターネット出願システム上で 確認する。	令和7年2月28日(金) 志願先の高等学校長が指定する時間	志願先の高等学校

VI 入学の許可及び入学手続

前記§1のVIIIの1から3の規定を準用する。

VII その他

1 前記§1のIXの2から4の規定を準用する。

2 二次募集は実施しない。

§ 4 特別募集 [海外帰国生徒特別募集]

I 志願資格

海外帰国生徒特別募集への志願者は、前記 § 1 の I の 1 に該当する者であって、かつ、原則として、保護者の勤務等の関係で、継続して 2 年以上外国に在住して帰国した日が令和 4 年 4 月 1 日(ただし、県立神奈川総合高等学校において後記 II の 2 の(3)により実施する後期募集の志願者については、令和 4 年 10 月 1 日とする。)以降の者とする。

II 募集及び募集期間

1 募集

海外帰国生徒特別募集を行う高等学校は、次のとおりとする。

高等学校名	課程・学科等
県立神奈川総合高等学校	単位制による全日制の課程 普通科国際文化コース
県立横浜国際高等学校	単位制による全日制の課程 国際科(国際バカロレアコースを除く。) 単位制による全日制の課程 国際科国際バカロレアコース
県立新城高等学校	全日制の課程 普通科
県立相模原弥栄高等学校	単位制による全日制の課程 普通科
県立西湘高等学校	全日制の課程 普通科
県立鶴嶺高等学校	全日制の課程 普通科
県立伊志田高等学校	全日制の課程 普通科
横浜市立東高等学校	単位制による全日制の課程 普通科

2 募集期間

(1) 志願資格確認期間、受付時間及び場所は、次のとおりとする。

確認期間	受付時間	場所
令和 7 年 1 月 6 日(月)から 15 日(水)まで (土曜日、日曜日、休日及び各高等学校の 学校閉学日を除く。)	午前 9 時から正午まで及び 午後 1 時から午後 4 時まで	志願予定先の高等学校

(2) 募集期間は、次のとおりとする。

募集期間
【志願情報申請期間】 令和 7 年 1 月 23 日(木)午前 0 時から 1 月 29 日(水)正午まで
【中学校長承認期間】 令和 7 年 1 月 23 日(木)午前 0 時から 1 月 30 日(木)正午まで

(3) 県立神奈川総合高等学校における後期募集の募集期間及び入学願書(第 2 号様式の 1)の受付時間は、次のとおりとする。

募集期間	受付時間
令和 7 年 7 月 23 日(水)から 7 月 25 日(金)まで	午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで ただし、7 月 25 日(金)は、午前 9 時から正午まで

III 志願手続

1 志願の範囲

- (1) 志願は、一の高等学校に限る。
- (2) 他の都道府県の公立高等学校の全日制の課程に志願した者又は志願予定の者の志願は認めない。
- (3) 高等学校等に在籍している者の志願は認めない。
- (4) 海外帰国生徒特別募集に志願した者は、それ以外の募集に同時に志願することは認めない。
- (5) 県立横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースの志願者が同校の国際科(国際バカロレアコースを除く。)に対し、第 2 希望として志願することを認める。また、県立横浜国際高等学校国際科(国際バカロレアコースを除く。)の志願者が同校の国際科国際バカロレアコースに対し、第 2 希望と

して志願することを認める。

2 志願の手続

(1) 志願の手続(県立神奈川総合高等学校(後期募集)を除く。)

ア 志願者は、志願資格確認期間内に、志願予定先の高等学校長に次の書類を提示する。

(ア) 原則として、継続して2年以上外国に在住していたことを証明する書類

(イ) 令和4年4月1日以降に帰国したことを証明する書類

イ 志願予定先の高等学校長は、前記アに規定する書類の提示を受け、志願資格を確認した志願者について、インターネット出願システムに確認情報を登録する。

ウ 志願者は、特別募集における面接を実施する志願先の高等学校において、当該高等学校長が定めた様式による書類の提出を求める場合には、これを志願先の高等学校長に提出する。提出方法、期間等は、前記§1のIIIの4の(1)及び(2)のアの規定を準用する。

エ その他の手続については、前記§1のIIIの2の(1)、(3)、(6)及び(7)の規定を準用する。

(2) 県立神奈川総合高等学校の後期募集における志願の手続

ア 志願者は、入学願書(第2号様式の1)を県立神奈川総合高等学校長に提出する。

なお、郵送による入学願書の提出は認めない。また、志願した選抜の募集期間中は、志願の取消しあり得ない。

志願者は、県立神奈川総合高等学校長が面接の際に参考とする面接シートの提出を求める場合には、これを併せて提出する。

イ 志願者は、入学願書(第2号様式の1)提出の際、次の書類を提示する。

(ア) 原則として、継続して2年以上外国に在住していたことを証明する書類

(イ) 令和4年10月1日以降に帰国したことを証明する書類

ウ 志願について、県教育長の承認を必要とする者は、後記VIに定める。

エ その他の手続については、前記§1のIIIの2の(6)、(7)及び前記§2のIIIの2の(1)の規定を準用する。

3 中学校長が行う手続

中学校長が行う手続は、前記§1のIIIの4の(1)、(2)のア及び(3)の規定を準用する。

なお、前記IIの2の(3)の県立神奈川総合高等学校の後期募集の志願者について、調査書の提出期間及び受付時間は次のとおりとする。

提出期間	受付時間
令和7年7月23日(水)から7月25日(金)まで	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

4 高等学校長が行う措置

高等学校長が行う措置は、前記§1のIIIの5の(3)のアの規定を準用する。(県立神奈川総合高等学校の後期募集を除く。)

IV 志願変更

1 志願変更の範囲

前記IIIの2による志願の手続を完了した者は、志願変更の期間中1回に限り、志願した高等学校の課程、学科又はコースにかかわらず、募集期間を同じくする一般募集及び特別募集を実施する他の高等学校の課程、学科、コース若しくは部又は同一の高等学校の他の学科若しくはコースに志願変更することができる。ただし、それぞれの募集に係る志願資格を満たしている者に限る。また、前記IIIの1の(5)による第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

なお、前記IIの2の(3)の県立神奈川総合高等学校における後期募集においては、志願変更是認めない。

2 志願変更の期間

志願変更の期間は、次のとおりとする。

志願変更の期間
【志願変更情報申請期間】 令和7年2月4日(火)午前0時から2月6日(木)正午まで
【中学校長承認期間】 令和7年2月4日(火)午前0時から2月7日(金)正午まで

3 志願変更の手続

志願変更の手続については、前記 § 1 のIVの3の(1)、(3)及び(5)の規定を準用する。

V 選抜の方法

1 検査の内容

学力検査、作文(日本語による)及び面接とする。学力検査は、国語、数学及び外国語(英語)とする。ただし、横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースは、これに加えて特色検査を行う。

2 検査の期日

検査の期日は、次のとおりとする。

検査の期日
令和7年2月14日(金)
ただし、県立横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースにおける特色検査の期日は、2月17日(月)

なお、前記 II の 2 の(3)の県立神奈川総合高等学校における後期募集の検査の期日は、次のとおりとする。

検査の期日
令和7年7月29日(火)

3 検査の会場

検査の会場は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校とする。

4 検査の時間

学力検査の教科等の時間割は、前記 II の 2 の(3)の県立神奈川総合高等学校の後期募集も含め、次のとおりとする。

時刻	教科等	所要時間	備考
8:50～9:10	検査についての注意	20分	
9:20～10:10	外国語(英語)	50分	
10:25	(予鈴)		
10:30～11:20	国語	50分	
11:35	(予鈴)		
11:40～12:30	数学	50分	
12:30～13:15	(昼食)		
13:15	(予鈴)		
13:20～14:10	作文	50分	
14:20～	面接		

- 1 検査監督者は、受検者を各検査の開始時刻5分前までに検査会場に集合させること。
2 外国語(英語)は、リスニングテストを含む。

なお、県立横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースにおける特色検査の時間は、同校の校長が定め、別途、志願者に指示する。

5 検査を受検しなかった者の取扱い

前記 § 1 の V の 5 の規定を準用する。(県立神奈川総合高等学校の後期募集を除く。)

6 選考の方法

(1) 県立横浜国際高等学校を除く高等学校

選考にあたって当該高等学校長は、事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、調査書、学力検査(追検査を含む。)の結果、作文及び面接の結果を資料として総合的に選考し、合格者を決定する。

なお、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

(2) 県立横浜国際高等学校

ア 選考にあたって県立横浜国際高等学校長は、事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、調査書、学力検査(追検査を含む。)の結果、作文、面接及び特色検査(国際科国際バカロレアコースのみ)の結果を資料として、総合的に選考し、合格者を決定する。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

なお、一般募集における国際科国際バカロレアコースにおいて欠員を生じた場合は、その欠員分を加えた数まで同じコースの合格者を決定する。

イ 前記アに従って合格者を決定した上で、国際科国際バカロレアコースの選考において欠員を生じた場合、国際科(国際バカロレアコースを除く。)を第1希望としていながら合格者とならず、かつ、国際科国際バカロレアコースを第2希望とする者の中から、事前に公表する国際科(国際バカロレアコースを除く。)の選考基準の数値の算出方法を用い、総合的に選考し、合格者を決定する。

ウ 前記イに従って合格者を決定した上で、さらに一般募集における国際科国際バカロレアコースにおいて欠員がある場合は、その欠員分を加えた数まで同じコースの合格者を決定する。

(3) その他

前記§1のVの8及び9の規定を準用する。

7 合格者の発表

合格者の発表の日時・方法及び合格通知書の交付の日時・場所は、次のとおりとする。また、当該高等学校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

合格者の発表の日時・方法	合格通知書の交付日時	合格通知書の交付場所
令和7年2月28日(金)午前9時 インターネット出願システム上で確認する。	令和7年2月28日(金) 志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長が指定する時間	志願先の高等学校 (志願変更したときは、その志願変更先)

なお、前記IIの2の(3)の県立神奈川総合高等学校における後期募集の合格者の発表の日時及び場所は、次のとおりとする。神奈川総合高等学校長は、受検票で受検番号等を確認し、受検者に対して合否結果通知書の入った封筒を手渡すものとする。さらに、合格者に対しては、合格通知書を交付する。

合格者の発表の日時	場所
令和7年8月1日(金)午前10時から正午まで	県立神奈川総合高等学校

VI 県教育長の志願の承認

前記§1のVIIの規定を準用する。ただし、県立神奈川総合高等学校が実施する海外帰国生徒特別募集の前記IIの2の(3)の後期募集に係る県教育長の志願の承認に関する事項については次のとおりとし、県立神奈川総合高等学校長に委任する。

1 県教育長の志願の承認を必要とする者

- (1) 県外から本県に転居予定の者(保護者の転勤等に伴い、志願者及び保護者が令和7年10月1日までに県内に居住する予定の者(一時的な県内への転居を除く。))
- (2) その他特別な事情がある者

2 手続

承認を受けようとする者は、次に掲げる書類を前記IIの2の(3)の期間内に、県立神奈川総合高等学校長に提示又は提出する。

- (1) 前記1の(1)に該当する者
前記§1のVIIの2の(1)のアの(ア)の規定を準用する。
- (2) 前記1の(2)に該当する者
その事実を証明できるもの[提示]

VII 入学の許可及び入学手続

前記§1のVIIIの規定を準用する。

VIII その他

1 志願取消の手続

- (1) 海外帰国生徒特別募集(県立神奈川総合高等学校(後期募集)を除く。)においては、前記§1のIXの1の(1)及び2から4の規定を準用する。
- (2) 県立神奈川総合高等学校(後期募集)においては、前記§1のIXの1の(2)及び2から4の規定を準用する。

2 二次募集は実施しない。

§ 5 特別募集 [在県外国人等特別募集]

I 志願資格

在県外国人等特別募集への志願者は、前記 § 1 の I に該当する者であって、かつ、外国の国籍を有する者(難民として認定された者を含む。)で、入国後の在留期間が通算で 6 年以内の者(令和 7 年 2 月 1 日現在)とする。

なお、日本国籍を取得して 6 年以内の者(令和 7 年 2 月 1 日現在)は外国の国籍を有する者とみなす。

II 募集及び募集期間

1 募集

在県外国人等特別募集を行う高等学校は、次のとおりとする。

高等学 校 名	課 程 ・ 学 科 等
県立鶴見総合高等学校	単位制による全日制の課程 総合学科
県立横浜清陵高等学校	単位制による全日制の課程 普通科
県立新栄高等学校	全日制の課程 普通科
県立川崎高等学校	単位制による全日制の課程 普通科
県立大師高等学校	単位制による全日制の課程 普通科
県立橋本高等学校	全日制の課程 普通科
県立相模原弥栄高等学校	単位制による全日制の課程 普通科
県立高浜高等学校	全日制の課程 普通科
県立藤沢総合高等学校	単位制による全日制の課程 総合学科
県立大和南高等学校	全日制の課程 普通科
県立伊勢原高等学校	全日制の課程 普通科
県立座間総合高等学校	単位制による全日制の課程 総合学科
県立愛川高等学校	全日制の課程 普通科
県立横浜明朋高等学校	単位制による定時制の課程 普通科午前部・午後部
県立相模向陽館高等学校	単位制による定時制の課程 普通科午前部・午後部
横浜市立みなと総合高等学校	単位制による全日制の課程 総合学科
横浜市立横浜商業高等学校	全日制の課程 国際学科
横浜市立横浜総合高等学校	単位制による定時制の課程 総合学科 II 部
川崎市立川崎高等学校	定時制の課程 普通科昼間部

2 募集期間

(1) 志願資格確認期間、受付時間及び場所は、次のとおりとする。

確 認 期 間	受 付 時 間	場 所
令和 7 年 1 月 6 日(月)から 15 日(水)まで (土曜日、日曜日、休日及び各高等学校の 学校閉庁日を除く。)	午前 9 時から正午まで及び 午後 1 時から午後 4 時まで	志願予定先の高等学校

(2) 募集期間は、次のとおりとする。

募 集 期 間
【志願情報申請期間】 令和 7 年 1 月 23 日(木)午前 0 時から 1 月 29 日(水)正午まで
【中学校長承認期間】 令和 7 年 1 月 23 日(木)午前 0 時から 1 月 30 日(木)正午まで

III 志願手続

1 志願の範囲

- (1) 志願は、一の高等学校に限る。
- (2) 他の都道府県の公立高等学校の全日制の課程に志願した者又は志願予定の者の志願は認めない。
(定時制の課程(昼間部)及び単位制による定時制の課程(多部制及び三部制)を除く。)

- (3) 高等学校等に在籍している者の志願は認めない。
- (4) 在県外国人等特別募集に志願した者は、それ以外の募集に同時に志願することは認めない。
- (5) 県立横浜明朋高等学校及び県立相模向陽館高等学校の志願者が、同じ高等学校における他の部に対し、第2希望として志願することを認める。

2 志願の手続

- (1) 志願者は、志願資格確認期間内に、志願予定先の高等学校長に次のアとイの書類又はイとウの書類を提示する。
 - ア 外国の国籍を有していること又は難民として認定されたことを証明する書類
 - イ 入国後の在留期間が通算で6年以内(令和7年2月1日現在)であることを証明する書類
 - ウ 日本国籍を取得してから6年以内(令和7年2月1日現在)であることを証明する書類
- (2) 志願予定先の高等学校長は、前記(1)に規定する書類の提示を受け、志願資格を確認した志願者について、インターネット出願システムに確認情報を登録する。
- (3) その他の手続については、前記§1のIIIの2の(1)、(3)、(6)、(7)及び§4のIIIの2の(1)のウの規定を準用する。

3 中学校長が行う手続

中学校長が行う手続は、前記§1のIIIの4の(1)、(2)のア及び(3)の規定を準用する。

4 高等学校長が行う措置

高等学校長が行う措置は、前記§1のIIIの5の(3)のアの規定を準用する。

IV 志願変更

1 志願変更の範囲

前記IIIの2による志願の手続を完了した者は、志願変更の期間中1回に限り、志願した高等学校の課程、学科、コース又は部にかかわらず、募集期間を同じくする一般募集及び特別募集を実施する他の高等学校の課程、学科、コース若しくは部又は同一の高等学校的他の課程、学科若しくは部に志願変更することができる。ただし、それぞれの募集に係る志願資格を満たしている者に限る。また、前記IIIの1の(5)による第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

2 志願変更の期間

志願変更の期間は、次のとおりとする。

志願変更の期間

【志願変更情報申請期間】

令和7年2月4日(火)午前0時から2月6日(木)正午まで

【中学校長承認期間】

令和7年2月4日(火)午前0時から2月7日(金)正午まで

3 志願変更の手続

志願変更の手続については、前記§1のIVの3の(1)及び(3)から(5)の規定を準用する。

V 選抜の方法

1 検査の内容

学力検査及び面接とする。学力検査は、国語、数学及び外国語(英語)とする。

なお、定時制の課程(昼間部)及び単位制による定時制の課程(多部制及び三部制)にあっては、当該高等学校長は、18歳以上(令和7年4月1日現在)の志願者について、作文をもって学力検査に代えることができる。

2 検査の期日

検査の期日は、次のとおりとする。

検査の期日
令和7年2月14日(金)

3 検査の会場

検査の会場は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校とする。

4 検査の時間

学力検査の教科等の時間割は、次のとおりとする。

時 刻	教 科 等	所要時間	備 考
8:50～ 9:10	検査についての注意	20分	
9:20～10:10	外国語(英語)	50分	
10:25	(予鈴)		
10:30～11:20	国 語	50分	1 検査監督者は、受検者を各検査の開始時刻 5 分前までに検査会場に集合させること。
11:35	(予鈴)		2 外国語(英語)は、リスニングテストを含む。
11:40～12:30	数 学	50分	
12:30～13:15	(昼 食)		
13:15	(予鈴)		
13:20～	面 接		

定時制の課程(昼間部)及び単位制による定時制の課程(多部制及び三部制)において、作文をもって学力検査に代える受検の時間割は、次のとおりとする。

時 刻	教 科 等	所要時間	備 考
11:20～11:35	検査についての注意	15分	
11:40～12:30	作 文	50分	
12:30～13:15	(昼 食)		検査監督者は、受検者を各検査の開始時刻 5 分前までに検査会場に集合させること。
13:15	(予鈴)		
13:20～	面 接		

5 検査を受検しなかった者の取扱い

前記 § 1 の V の 5 の規定を準用する。

6 選考の方法

(1) 選考にあたって当該高等学校長は、事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、調査書、学力検査(追検査を含む。)の結果及び面接の結果を資料として総合的に選考し、合格者を決定する。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

なお、県立横浜明朋高等学校及び県立相模向陽館高等学校における第1希望の志願者の選抜の結果、欠員を生じた部においては、他の部を第1希望としていながら合格者とならず、かつ、当該部を第2希望とする志願者の中から合格者を決定する。

(2) その他

前記 § 1 の V の 8 及び 9 の規定を準用する。

7 合格者の発表

合格者の発表の日時・方法及び合格通知書の交付の日時・場所は、次のとおりとする。また、当該高等学校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

合格者の発表の日時・方法	合格通知書の交付日時	合格通知書の交付場所
令和7年2月28日(金)午前9時 インターネット出願システム上で 確認する。	令和7年2月28日(金) 志願先(志願変更したときは、その志願 変更先)の高等学校長が指定する時間	志願先の高等学校 (志願変更したときは、その志願 変更先)

VI 県教育長の志願の承認

前記 § 1 の VII の規定を準用する。

VII 入学の許可及び入学手続

前記 § 1 の VIII の規定を準用する。

VIII その他

- 前記 § 1 の IX の 1 の(1)、及び 2 から 4 の規定を準用する。
- 二次募集は実施しない。

§ 6 特別募集 [インクルーシブ教育実践推進校特別募集] (二次募集を除く。)

I 志願資格

インクルーシブ教育実践推進校特別募集への志願者は、前記 § 1 の I の 1 に該当する知的障害のある者であって、かつ、高等学校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある者とする。

II 募集及び募集期間

1 募集

インクルーシブ教育実践推進校特別募集を行う高等学校は、次のとおりとする。

高 等 学 校 名	課 程 ・ 学 科
県立城郷高等学校	全日制の課程 普通科
県立横浜南陵高等学校	全日制の課程 普通科
県立保土ヶ谷高等学校	全日制の課程 普通科
県立霧が丘高等学校	全日制の課程 普通科
県立白山高等学校	全日制の課程 普通科
県立上矢部高等学校	全日制の課程 普通科
県立川崎北高等学校	全日制の課程 普通科
県立菅高等学校	全日制の課程 普通科
県立橋本高等学校	全日制の課程 普通科
県立上鶴間高等学校	全日制の課程 普通科
県立津久井浜高等学校	全日制の課程 普通科
県立湘南台高等学校	全日制の課程 普通科
県立茅ヶ崎高等学校	全日制の課程 普通科
県立厚木西高等学校	全日制の課程 普通科
県立伊勢原高等学校	全日制の課程 普通科
県立足柄高等学校	全日制の課程 普通科
県立綾瀬高等学校	全日制の課程 普通科
県立二宮高等学校	全日制の課程 普通科

2 募集期間

募集期間は、次のとおりとする。

募 集 期 間
【志願情報申請期間】
令和 7 年 1 月 23 日(木)午前 0 時から 1 月 29 日(水)正午まで
【中学校長承認期間】
令和 7 年 1 月 23 日(木)午前 0 時から 1 月 30 日(木)正午まで

III 志願手続

1 志願の範囲

- (1) 志願は、一の高等学校に限る。
- (2) 他の都道府県の公立高等学校の全日制の課程に志願した者又は志願予定の者の志願は認めない。
- (3) インクルーシブ教育実践推進校特別募集に志願した者は、それ以外の募集に同時に志願することは認めない。

2 志願の手続

- (1) 志願者は、インクルーシブ教育実践推進校特別募集志願資格確認書(第 34 号様式)に中学校長の職印の押印を受け、インクルーシブ教育実践推進校特別募集用面接シート(第 33 号様式)と併せて志願先の高等学校長に提出する。提出方法、期間等は、前記 § 1 の III の 4 の(1)及び(2)のアの規定を準用する。
- (2) その他の手続については、前記 § 1 の III の 2 の(1)、(3)、(5)及び(6)の規定を準用する。

3 中学校長が行う手続

中学校長が行う手続は、前記 § 1 の III の 4 の(1)、(2)のア及び(3)の規定を準用する。

4 高等学校長が行う措置

高等学校長が行う措置は、前記 § 1 の III の 5 の(3)のアの規定を準用する。

IV 志願変更

1 志願変更の範囲

前記Ⅲの2による志願の手続を完了した者は、志願変更の期間中1回に限り、志願した高等学校にかかわらず、募集期間を同じくする一般募集及び特別募集を実施する他の高等学校の課程、学科、コース若しくは部又は同一の高等学校の他の課程、学科に志願変更することができる。ただし、それぞれの募集に係る志願資格を満たしている者に限る。

2 志願変更の期間

志願変更の期間は、次のとおりとする。

志願変更の期間

【志願変更情報申請期間】

令和7年2月4日(火)午前0時から2月6日(木)正午まで

【中学校長承認期間】

令和7年2月4日(火)午前0時から2月7日(金)正午まで

3 志願変更の手続

志願変更の手続については、前記§1のIVの3の(1)、(3)から(5)の規定を準用する。

V 選抜の方法

1 検査の内容

面接とする。

2 検査の期日

検査の期日は、次のとおりとする。

検査の期日

令和7年2月17日(月)及び2月18日(火)のうち、当該高等学校長が指定する期日

3 検査の会場

検査の会場は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校とする。

4 検査の時間

検査の時間は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長が定め、別途、志願者に指示する。

5 検査を受検しなかった者の取扱い

(1) 追検査

インクルーシブ教育実践推進校特別募集を志願する者のうち、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合、月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由に該当する場合、自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合及び痴漢の被害にあった場合等、やむを得ない事情により面接を受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として次により実施する。

ア 受検の手続

追検査の受検を希望する者の中学校長は、必要事項を記入した追検査受検願(第28号様式)を、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長に提出する。

なお、提出期間及び受付時間は次のとおりとする。

提 出 期 間	受 付 時 間
令和7年2月17日(月)から2月19日(水)まで	2月17日(月)は、午後1時から午後4時まで 2月18日(火)は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで 2月19日(水)は、午前9時から正午まで

イ 追検査の内容

面接とする。

ウ 追検査の期日

追検査の期日は、次のとおりとする。

追 檯 査 の 期 日
令和7年2月20日(木)

エ 追検査の会場

検査の会場は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校とする。

オ 追検査の時間

検査の時間は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長が定め、追検査受検許可書により、追検査受検予定者に指示する。

(2) その他

前記(1)以外の対応に係る取扱いについては、県教育委員会が別に定める。

6 選考の方法

(1) 選考にあたって当該高等学校長は、事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、面接の結果を資料として、総合的に選考し合格者を決定する。

(2) その他

前記 § 1 の V の 7 及び 8 の規定を準用する。

7 合格者の発表

合格者の発表の日時・方法及び合格通知書の交付の日時・場所は、次のとおりとする。また、当該高等学校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

合格者の発表の日時・方法	合格通知書の交付日時	合格通知書の交付場所
令和7年2月28日(金)午前9時 インターネット出願システム上で確認する。	令和7年2月28日(金) 志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長が指定する時間	志願先の高等学校 (志願変更したときは、その志願変更先)

VI 県教育長の志願の承認

前記 § 1 の VII の規定を準用する。

VII 入学の許可及び入学手続

前記 § 1 の VIII の規定を準用する。

VIII その他

前記 § 1 の IX の 1 の(1)、及び 2 から 4 の規定を準用する。

§ 7 特別募集 [インクルーシブ教育実践推進校特別募集] (二次募集)

インクルーシブ教育実践推進校特別募集については、県教育長が必要と認める場合、次のとおり、二次募集を行う。

I 志願資格

インクルーシブ教育実践推進校特別募集への志願者は、前記 § 6 の I に定める志願資格を有する者であって、かつ、志願時において、令和 7 年度入学者選抜における国立、公立及び私立の高等学校等又は特別支援学校の合格者になっていない者とする。

II 募集及び募集期間

1 募集

二次募集を行う高等学校の募集人員については、県教育長が別に定める。

2 募集期間

募集期間及び入学願書(第 2 号様式の 3)の受付時間は、次のとおりとする。

募集期間	受付時間
令和 7 年 3 月 4 日(火)及び 3 月 5 日(水)	3 月 4 日(火)は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで 3 月 5 日(水)は、午前 9 時から正午まで

III 志願手続

1 志願の範囲

- (1) インクルーシブ教育実践推進校特別募集に志願した者は、それ以外の募集期間を同じくする募集に同時に志願することは認めない。
(2) その他

前記 § 6 の III の 1 の(1)及び(2)の規定を準用する。

2 志願の手続

- (1) 志願者は、紙による入学願書(第 2 号様式の 3)及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集志願資格確認書(第 34 号様式)に中学校長の職印の押印を受け、インクルーシブ教育実践推進校特別募集用面接シート(第 33 号様式)と併せて、前記 2 の期間内に志願先の高等学校長に提出する。
(2) その他の手続については、前記 § 1 の III の 2 の(2)、(3)、(5)、(6)の規定を準用する。

3 中学校長が行う手続

- (1) 中学校長が行う手続は、前記 § 2 の III の 4 の規定を準用する。ただし、二次募集への志願者の調査書については、中学校等で厳封をした上で志願者が持参することも可とする。
(2) 調査書の提出期間及び受付時間

提出期間	受付時間
令和 7 年 3 月 4 日(火)から 3 月 10 日(月)まで (土曜日及び日曜日を除く。)	午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

4 高等学校長が行う措置

高等学校長が行う措置は、前記 § 2 の III の 5 の規定を準用する。

IV 志願変更

1 志願変更の範囲

前記 III の 2 による志願の手続を完了した者は、志願変更の期間中 1 回に限り、募集期間を同じくする全日制の課程及び定時制の課程については、一般募集及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集において、二次募集を実施する他の高等学校の課程、学科、コース若しくは部又は同一の高等学校の他の課程、学科、コース若しくは部に志願変更することができる。ただし、それぞれの募集に係る志願資格を満たしている者に限る。

2 志願変更の期間

志願変更の期間及び受付時間は、次のとおりとする。

志願変更の期間	受付時間
令和 7 年 3 月 6 日(木)及び 3 月 7 日(金)	午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

3 志願変更の手続

志願変更の手続は、前記 § 2 の IV の 3 の規定を準用する。

V 選抜の方法

1 検査の内容

面接とする。

2 検査の期日

検査の期日は、次のとおりとする。

検査の期日
令和7年3月11日(火)

3 検査の会場

検査の会場は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校とする。

4 検査の時間

検査の時間は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長が定め、受検票等により別途、志願者に指示する。

5 選考の方法

(1) 選考にあたって、当該高等学校長は、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、面接の結果を資料として、総合的に選考し合格者を決定する。

(2) その他

前記 § 1 の V の 7 及び 8 の規定を準用する。

6 合格者の発表

合格者の発表の日時及び場所は、次のとおりとする。当該高等学校長は、受検票で受検番号等を確認し、受検者に対して合否結果通知書の入った封筒を手渡すものとする。さらに、合格者に対しては、合格通知書を交付する。

合格者の発表の日時	場所
令和7年3月14日(金)午前10時から正午まで	志願先の高等学校 (志願変更したときは、その志願変更先)

VI 県教育長の志願の承認

前記 § 2 の VI の規定を準用する。

VII 入学の許可及び入学手続

前記 § 1 の VII の規定を準用する。

VIII その他

前記 § 1 の IX の 1 の (2) 及び 2 から 4 の規定を準用する。

§ 8 中途退学者募集

I 志願資格

中途退学者募集への志願者は、高等学校等に1年以上在籍した後に中途退学し、当該高等学校等での修得単位を有する者で、本人及び保護者が県内に住所を有する者とする。ただし、県教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所を有する者とみなす。

II 募集及び募集期間

1 募集

中途退学者募集を行う高等学校は、次のとおりとする。

高等学 校 名	課 程 ・ 学 科
県立横浜桜陽高等学校	単位制による全日制の課程 普通科
県立川崎高等学校	単位制による全日制の課程 普通科
県立麻生総合高等学校	単位制による全日制の課程 総合学科
県立厚木清南高等学校	単位制による全日制の課程 普通科

2 募集期間

(1) 志願資格確認期間、受付時間及び場所は、次のとおりとする。

確 認 期 間	受 付 時 間	場 所
令和7年1月6日(月)から15日(水)まで (土曜日、日曜日、休日及び各高等学校の 学校閉庁日を除く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	志願予定先の高等学校

(2) 募集期間は、次のとおりとする。

募 集 期 間
【志願情報申請期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から1月29日(水)正午まで
【中学校長承認期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から1月30日(木)正午まで

III 志願手続

1 志願の範囲

- (1) 志願は、一の高等学校に限る。
- (2) 他の都道府県の公立高等学校の全日制の課程に志願した者又は志願予定の者の志願は認めない。
- (3) 高等学校等に在籍している者の志願は認めない。
- (4) 中途退学者募集に志願した者は、それ以外の募集に同時に志願することは認めない。

2 志願の手続

- (1) 志願者は、志願資格確認期間内に、過去に在籍した高等学校等の単位修得証明書を志願予定先の高等学校長に提出する。また、志願した選抜の募集期間中は、志願の取消しほどできない。
- (2) 志願予定先の高等学校長は、前記(1)に規定する書類の提出を受け、志願資格を確認した志願者について、インターネット出願システムに確認情報を登録する。
- (3) その他の手続については、前記§ 1のⅢの2の(1)、(3)、(5)、(6)及び§ 4のⅢの2の(1)のウの規定を準用する。

3 中学校長が行う手続

中途退学者募集の志願者に係る調査書は、提出を要しない。

4 高等学校長が行う措置

高等学校長が行う措置は、前記§ 1のⅢの5の(3)のアの規定を準用する。

IV 志願変更

1 志願変更の範囲

前記Ⅲの2による志願の手続を完了した者は、志願変更期間中1回に限り、募集期間を同じくする中途退学者募集を実施する他の高等学校に志願変更することができる。

2 志願変更の期間

志願変更の期間は、次のとおりとする。

志願変更の期間
【志願変更情報申請期間】 令和7年2月4日(火)午前0時から2月6日(木)正午まで
【中学校長承認期間】 令和7年2月4日(火)午前0時から2月7日(金)正午まで

3 志願変更の手続

志願変更の手続については、前記§1のIVの3の(1)の規定を準用する。

V 選抜の方法

1 検査の内容

学力検査、作文及び面接とする。学力検査は、国語、数学及び外国語(英語)とする。

2 検査の期日

検査の期日は、次のとおりとする。

検査の期日
令和7年2月14日(金)

3 検査の会場

検査の会場は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校とする。

4 検査の時間

学力検査の教科等の時間割は、次のとおりとする。

時刻	教科等	所要時間	備考
8:50～9:10	検査についての注意	20分	
9:20～10:10	外国語(英語)	50分	
10:25	(予鈴)		
10:30～11:20	国語	50分	
11:35	(予鈴)		
11:40～12:30	数学	50分	1 検査監督者は、受検者を各検査の開始時刻5分前までに検査会場に集合させること。 2 外国語(英語)は、リスニングテストを含む。
12:30～13:15	(昼食)		
13:15	(予鈴)		
13:20～14:10	作文	50分	
14:20～	面接		

5 検査を受検しなかった者の取扱い

前記§1のVの5の規定を準用する。

6 選考の方法

- (1) 選考にあたって当該高等学校長は、事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、学力検査(追検査を含む。)の結果、作文及び面接の結果を資料として、総合的に選考し、合格者を決定する。

なお、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

- (2) その他

前記§1のVの7及び8の規定を準用する。

7 合格者の発表

合格者の発表の日時・方法及び合格通知書の交付の日時・場所は、次のとおりとする。また、当該高等学校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

合格者の発表の日時・方法	合格通知書の交付日時	合格通知書の交付場所
令和7年2月28日(金)午前9時 インターネット出願システム上で確認する。	令和7年2月28日(金) 志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長が指定する時間	志願先の高等学校 (志願変更したときは、その志願変更先)

VI 県教育長の志願の承認

前記§1のVIIの規定を準用する。

VII 入学の許可及び入学手続

前記§1のVIIIの規定を準用する。

VIII その他

- 1 前記§1のIXの1の(1)、及び2から4の規定を準用する。
- 2 二次募集は実施しない。

§ 9 別 科

I 志願資格

別科への志願者は、次の(1)から(7)までのいずれかに該当し、かつ、①または②のいずれかに該当する者とする。

- | |
|--|
| (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校等」という。)を卒業又は修了した者 |
| (2) 中学校等を令和7年3月31日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者 |
| (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者又は令和7年3月31日までに修了する見込みの者 |
| (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和7年3月31日までに修了する見込みの者 |
| (5) 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣が指定した者 |
| (6) 就学義務猶予・免除者等に対する中学校卒業程度認定試験により認定証書が授与された者 |
| (7) 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として高等学校の校長が認めた者 |
| ① 神奈川県内に住所又は勤務地がある者 |
| ② 県外から本県に転居予定又は勤務予定の者など志願について県教育長の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者 |

II 募集期間

募集期間は、次のとおりとする。

高 等 学 校 名	募 集 期 間
横浜市立横浜商業高等学校別科 (昼間部、理容科・美容科)	【志願情報申請期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から2月6日(木)正午まで 【中学校長承認期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から2月7日(金)正午まで

III 志願手続

1 志願の範囲

志願は、一の高等学校の一の学科に限るものとし、二重志願は認めない。ただし、横浜商業高等学校別科の理容科、美容科間においては、同時に第2希望として志願することができる。

2 志願の手続

前記§1のIIIの2の(1)及び(5)から(7)の規定を準用する。ただし、志願に当たって、県教育長の志願の承認を必要とするものは後記VIに定める。

3 調査書の作成及び提出に関わる手続

- (1) 中学校長が調査書を作成し、横浜商業高等学校長に提出する。作成に当たっては、前記§1のIIIの4の(3)の規定を準用し、提出に当たっては、前記§1のIIIの4の(1)の規定を準用する。ただし、18歳以上(令和7年4月1日現在)のものについては調査書の提出を要しない。

(2) 調査書の提出期間及び受付時間は、次のとおりとする。

提 出 期 間	受 付 時 間
令和7年1月23日(木)から2月12日(水)まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

4 横浜商業高等学校長が行う措置

横浜商業高等学校長が行う措置は、前記§1のIIIの5の(3)のアの規定を準用する。

IV 志願変更

別科を志願した者は、他の高等学校のすべての学科(志願した別科における他の科を含む。)に志願変更することはできない。

V 選抜の方法

1 検査の期日

学 力 検 査 の 期 日	面 接 の 期 日
令和7年2月14日(金)	令和7年2月17日(月)又は2月18日(火)のうち 横浜商業高等学校の校長が定めた期日とする。

2 学力検査及び面接の会場

横浜市立横浜商業高等学校別科

3 検査の内容及び検査の時間

検査の内容は学力検査及び面接とする。学力検査は国語、数学及び外国語(英語)とする。

学力検査の時間は前記 § 1 の V の 4 の(1)のアの規定を準用する。

面接の時間は、横浜市立横浜商業高等学校長が定め、別途、志願者に指示する。

4 検査を受検しなかった者の取扱い

前記 § 1 の V の 5 の規定を準用する。

5 選考の方法

(1) 事前に公表する選考基準に基づき、学力検査(追検査を含む。)の結果及び面接の結果を資料として、総合的に選考し、合格者を決定する。

(2) 前記 § 1 の V の 7 から 9 の規定を準用する。

6 合格者の発表

合格者の発表の日時・方法及び合格通知書の交付の日時・場所は、次のとおりとする。また、横浜市立横浜商業高等学校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

合格者の発表の日時・方法	合格通知書の交付日時	合格通知書の交付場所
令和 7 年 2 月 28 日(金)午前 9 時 インターネット出願システム上で確認する。	令和 7 年 2 月 28 日(金) 横浜市立横浜商業高等学校長が指定する時間	横浜市立横浜商業高等学校別科

VI 県教育長の志願の承認

令和 7 年 4 月 1 日までに県外から本県に転居予定の者又は県外在住であって本県内での勤務を予定する者は、神奈川県公立高等学校(定時制・通信制の課程、別科)入学志願資格承認申請書(第18号様式)並びに転居先の住所を証明する書類(前記 § 1 の VII の 2 の(1)の規定に準じる書類)又は勤務予定先の所在地及び雇用を証明する書類等を、横浜市立横浜商業高等学校長に提示又は提出し、県教育長の志願の承認を受けなければならない。県教育長の志願の承認に関する事項については、横浜市立横浜商業高等学校長に委任する。承認申請期間及び受付時間は、次のとおりとする。また、横浜市立横浜商業高等学校長は、申請の事由が適当であると認めた者に対して、インターネット出願システムに承認情報を登録する。

承 認 申 請 期 間	受 付 時 間
令和 7 年 1 月 6 日(月)から 1 月 15 日(水)まで (土曜日、日曜日、休日及び各高等学校の学校閉庁日を除く。)	午前 9 時から正午まで及び 午後 1 時から午後 4 時まで

VII 入学の許可及び入学手続

前記 § 1 の VIII の規定を準用する。

VIII その他

1 前記 § 1 の IX の 1 の(1)及び 2 から 4 の規定を準用する。

2 二次募集は実施しない。

入学願書(全日制の課程)

二次募集

志願先	立	高等学校長	受検番号	※
志願変更先	立	高等学校長	受検番号	※

写 真
正面上半身脱帽
縦4cm・横3cm
出願前6か月以内
に撮影したもの



貴校に入学を志願します。

令和7年 月 日

志願者	フリガナ	志願資格承認申請書の区分			15号	
	氏名	立			高等学校	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	科			コース
	現住所	〒	受検教科	英語・国語・数学		
	第2希望(記入上の注意4、5又は6で指定された高等学校のみ記入可)					
	連絡先TEL	() -	志願先	立	高等学校	コース
保護者	氏名	受検教科	英語・国語・数学			
	現住所	第2希望(記入上の注意4、5又は6で指定された高等学校のみ記入可)				
中学校長の証明・確認	昭和・平成・令和 年 月 卒業・卒業見込	中学校名				
		校長氏名				
		所在地				
		電話番号				

記入上の注意

- 志願者は太枠の中のみ記入する。ただし、※印欄には記入しないこと。
- 第15号様式により、県教育長の志願資格承認申請を行った志願者は、承認書を添付するとともに、志願資格承認申請の区分欄の15号を○で囲むこと。
申請を必要としない志願者については、記入を要しない。
- 学力検査については、学校により受検を要する教科が異なる場合があるので、募集案内等で確認して受検する教科を○で囲むこと。
- 農業(工業、商業、水産)に関する専門学科を置く高等学校に志願する場合、同じ学校の同じ課程の他の農業(工業、商業、水産)に関する学科を第2希望として記入できる。
- 横浜市立戸塚高等学校に志願する場合、同じ学校の同じ課程の他のコースを第2希望として記入できる。
- 県立横浜国際高等学校に志願する場合、同じ学校の同じ学科の他のコース等を第2希望として記入できる。
- 令和7年4月1日現在で18歳以上の志願者は、保護者欄への記入を要しない。
- 中学校長は、貼付された写真に職印又はシールプレスで割印する。なお、シールプレスの場合は位置の指定はない。
- 中学校長の証明・確認欄の昭和・平成・令和及び卒業・卒業見込については、該当する字句を○で囲むこと。

受検票(全)

志願受検番号	※
志願変更受検番号	※

氏名	フリガナ
志願先	立 高等学校 科 コース 受検教科 英語・国語・数学 *第2希望
志願変更先	立 高等学校 科 コース 受検教科 英語・国語・数学 *第2希望

(備考) ※印欄には記入しないこと。
*印欄は記入上の注意4、5又は6で指定された高等学校のみ記入可。

(受検上の注意)

- 検査の日時
共通選抜二次募集 (日時が入ります。)
学力検査 3月11日(火) 9時
(クリエイティブスクールを除く。)
- 特色検査 []
までに検査会場に集合すること。
- 検査会場
志願(変更)先の高等学校
- 持参するもの
(1) 受検票 (2) 筆記用具 (3) 昼食
(4) 上ばき (必要としない学校もあります。)

高等学校受付確認印	
志願先	志願変更先
印	印

入学願書(定時制の課程)

共通選抜二次募集・定通分割選抜

志願先	立	高等学校長	受検番号	※
志願変更先	立	高等学校長	受検番号	※

貴校に入学を志願します。

令和7年月日

志願者	氏名 フリガナ	志願先	志願資格承認申請書の区分 立科部 受検教科等(受検する教科等を○で囲む。作文は記入上の注意5の志願者のみ記入可) 英語・国語・数学 第2希望(記入上の注意7又は8で指定された高等学校のみ記入可)
連絡先TEL	生年月日 昭和・平成 年月日	志願変更先	立科部 受検教科等(受検する教科等を○で囲む。作文は記入上の注意5の志願者のみ記入可) 英語・国語・数学 第2希望(記入上の注意7又は8で指定された高等学校のみ記入可)
保護者	勤務(予定)先名 所在地	中学校名	中学校名 校長氏名 所在地 電話番号
中学校長の証明・同意・確認	昭和・平成・令和 年月 卒業・卒業見込 □募集及び選抜実施要領§2のIの規定に係る確認 (共通選抜二次募集の志願資格を有していることを確認した。) □募集及び選抜実施要領§1のIの2及びIIIの1の(4)の規定に係る確認 (定通分割選抜の志願資格を有していることを確認した。) □各通学区域規則第4条の規定による志願の同意(市内を学区とする川崎市立の高等学校に学区外志願をすることに同意した。) □各学区確認実施要領(3の(2)のウ)による学区確認(これらの規定に基づく学区確認を行った。)	印	印

記入上の注意

- 1 志願者は太枠の中のみ記入する。ただし、※印欄には記入しないこと。
- 2 勤務先の欄は、志願者の勤務先が県内にある場合、その名称及び所在地を記入すること。
- 3 第15号様式により、県教育長の志願資格承認申請を行った志願者は、承認書を添付するとともに、志願資格承認申請書の区分欄の15号を○で囲むこと。
第18号様式により志願先の高等学校で県教育長の志願資格承認申請を行った志願者は、志願資格承認申請書の区分欄の18号を○で囲むこと。
- 4 第22号様式の2により学区確認申請を行った志願者は、確認結果通知書を添付すること。申請を必要としない志願者については記入を要しない。
- 5 学力検査については、学校により受検を要する教科が異なる場合があるので、募集案内等で確認して受検する教科を○で囲むこと。
- 6 令和7年4月1日現在で18歳以上の志願者で、学力検査に代えて、作文による受検を希望する場合は、受検教科等欄の作文の文字を○で囲むこと。
- 7 令和7年4月1日現在で18歳以上の志願者は、保護者欄への記入を要しない。
- 8 県立神奈川工業高等学校に志願する場合、同じ学校の同じ課程の他の工業に関する学科を第2希望として記入できる。
- 9 県立横浜明朋高等学校、県立相模向陽館高等学校及び横浜市立横浜総合高等学校に志願する場合、同じ学校の他の部を第2希望として記入できる。
- 10 中学校長は、貼付された写真に職印又はシールプレスで割印する。なお、シールプレスの場合は位置の指定はない。
- 11 志願資格を確認の上、共通選抜二次募集に志願する場合は1番目の□に、定通分割選抜に志願する場合は2番目の□にV印を記入すること。
- 12 各通学区域規則第4条による学区外への志願に同意する場合は、3番目の□に印を記入すること。
- 13 各学区確認実施要領における3の(2)のウの規定による学区確認の申請を省略された志願者は、4番目の□に印を記入すること。

受検票(定)

志願先受検番号	※
志願変更先受検番号	※

氏名	フリガナ
志願先	立 高等学校 科 部
受検教科等	英語・国語・数学 : 作文*1
第2希望*2	科 部
志願変更先	立 高等学校 科 部
受検教科等	英語・国語・数学 : 作文*1
第2希望*2	科 部

(備考)※印欄には記入しないこと。
 *1 「作文」は記入上の注意5の志願者のみ記入可
 *2 印欄は記入上の注意7又は8で指定された高等学校のみ記入可

- (受検上の注意)
- 1 検査の日時
共通選抜二次募集 (日時があります。)
学力検査 3月11日(火) 9時
特色検査 []
定通分割選抜 (日時があります。)
学力検査 3月17日(月) 13時
特色検査 []
までに検査会場に集合すること。
 - 2 検査会場
志願(変更)先の高等学校
 - 3 持参するもの
 - (1) 受検票 (2) 筆記用具
 - (3) 上ばき (必要としない学校もあります。)
 - (4) 昼食 (必要としない学校もあります。)

高等学校受付確認印	
志願先	志願変更先
印	印

入学願書(通信制の課程)

定通分割選抜

志願先	神奈川県立	高等学校長	受検番号	※
志願変更先	神奈川県立	高等学校長	受検番号	※

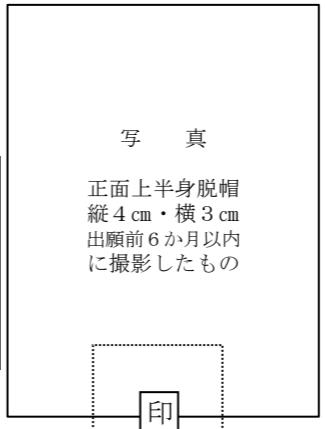
貴校に入学を志願します。

令和7年 月 日

志願者	フリガナ	志願資格承認申請書の区分			
	氏名	15号 18号			
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	志願先	神奈川県立	高等学校
	現住所	(転居予定先)			科
	連絡先TEL	() -	志願変更先	神奈川県立	高等学校
	勤務(予定)先 名 称 所 在 地				科
	保護者	氏名			
中学校長の証明・確認	昭和・平成・令和 年 月 卒業・卒業見込	中学校名	印		
	□募集及び選抜実施要領§1のIの2及びIIIの1の(4)に規定する志願資格を有することを確認した。 (令和7年度入学者選抜において、国立、公立及び私立の高等学校等又は特別支援学校に合格していないことの確認を含む。)	校長氏名			
		所在 地			
		電話番号	印		

記入上の注意

- 1 志願者は太枠の中のみ記入する。ただし、※印欄には記入しないこと。
- 2 勤務先の欄は、志願者の勤務先が県内にある場合、その名称及び所在地を記入すること。
- 3 第15号様式により県教育長の志願資格承認申請を行った志願者は、承認書を添付するとともに志願資格承認申請書の区分欄の15号を○で囲むこと。
第18号様式により志願先の高等学校で県教育長の志願資格承認申請を行った志願者は、志願資格承認申請書の区分欄の18号を○で囲むこと。
- 4 申請を必要としない志願者については、記入を要しない。
- 5 令和7年4月1日現在で18歳以上の志願者は、保護者欄への記入を要しない。
- 6 中学校長は、貼付された写真に職印又はシールプレスで割印する。なお、シールプレスの場合は位置の指定はない。
- 7 中学校長の証明・確認欄の昭和・平成・令和及び卒業・卒業見込については、該当する字句を○で囲むこと。



受検票(通)

志願先 受検番号	※
志願変更先 受検番号	※

氏名 フリガナ	
志願先	神奈川県立 高等学校 科
志願変更先	神奈川県立 高等学校 科
	(備考) ※印欄には記入しないこと。

(受検上の注意)

- 1 検査の日時
定通分割選抜 (日時が入ります。)

作文 []
特色検査 []

までに検査会場に集合すること。

- 2 検査会場
志願(変更)先の高等学校
- 3 持参するもの

(1) 受検票 (2) 筆記用具

高等学校受付確認印	
志願先	志願変更先
印	印

入学願書(海外帰国生徒特別募集)

後期募集

志願先	神奈川県立神奈川総合高等学校長	受検番号	※
-----	-----------------	------	---

貴校に入学を志願します。

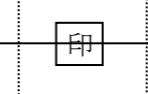
令和7年 月 日

志願者	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	昭和・平成 年 月 日		
	現住所	(転居予定先)		
	連絡先TEL	() -		
保護者	氏名			
	現住所			
中学校長の証明・確認	昭和・平成・令和 年 月 卒業・卒業見込			中学校名 校長氏名 所在地 電話番号
<input type="checkbox"/> 募集及び選抜実施要領§4のIに規定する志願資格を有することを確認した。				<input type="checkbox"/> 印
※ 志願先高等学校長の志願資格確認欄		<input type="checkbox"/> 海外帰国生徒特別募集の志願資格の確認を行った。		

記入上の注意

- 1 志願者は太枠の中のみ記入する。ただし、※印欄には記入しないこと。
- 2 令和7年4月1日現在で18歳以上の志願者は、保護者欄への記入を要しない。
- 3 中学校長は、貼付された写真に職印またはシールプレスで割印する。なお、シールプレスの場合は位置の指定はない。
- 4 中学校長の証明・確認欄の昭和・平成・令和及び卒業・卒業見込については、該当する字句を○で囲むこと。
- 5 志願先の高等学校長は、海外帰国生徒特別募集の志願資格を有する志願者には、志願先高等学校長の志願資格確認欄の□にV印を記入すること。

写 真
正面上半身脱帽
縦4cm・横3cm
出願前6か月以内
に撮影したもの



受検票(海外)

志願先	受検番号	※
-----	------	---

氏名	フリガナ
志願先	神奈川県立神奈川総合高等学校
志願先	単位制普通科 国際文化コース

(備考) ※印欄には記入しないこと。

(受検上の注意)

- 1 検査の日時
学力検査・作文 (日時があります。)
7月29日(火) []
までに検査会場に集合すること。
面接 学力検査・作文終了後
- 2 検査会場
神奈川県立神奈川総合高等学校
- 3 持参するもの
(1) 受検票 (2) 筆記用具 (3) 昼食

高等学校受付確認印
志願先
<input type="checkbox"/> 印

二次募集

入学願書(インクルーシブ教育実践推進校特別募集)

志願先	神奈川県立	高等学校長	受検番号	※
志願変更先	神奈川県立	高等学校長	受検番号	※

貴校に入学を志願します。

令和7年 月 日

志願者	フリガナ				志願資格承認申請書の区分 15号
	氏名				
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	志願先	神奈川県立 高等学校 普通科	
	現住所	〒 (転居予定先)	志願変更先	神奈川県立 高等学校 普通科	
連絡先TEL	() -	中学校名			
保護者	氏名	校長氏名			
	現住所	所在地			
中学校長の証明・確認	昭和・平成・令和 年 月 卒業・卒業見込	電話番号			
※ 志願先高等学校長の志願資格確認欄		□インクルーシブ教育実践推進校特別募集の志願資格の確認を行った。			

記入上の注意

- 1 志願者は太枠の中のみ記入する。ただし、※印欄には記入しないこと。
- 2 第15号様式により県教育長の志願資格承認申請を行った志願者は、承認書を添付するとともに志願資格承認申請書の区分欄の15号を○で囲むこと。
申請を必要としない志願者については、記入を要しない。
- 3 令和7年4月1日現在で18歳以上の志願者は、保護者欄への記入を要しない。
- 4 中学校長は、貼付された写真に職印またはシールプレスで割印する。なお、シールプレスの場合は位置の指定はない。
- 5 中学校長の証明・確認欄の昭和・平成・令和及び卒業・卒業見込については、該当する字句を○で囲むこと。
- 6 志願先の高等学校長は、インクルーシブ教育実践推進校特別募集の志願資格を有する志願者には、志願先高等学校長の志願資格確認欄の□にV印を記入すること。

写真

正面上半身脱帽
縦4cm・横3cm
出願前6か月以内
に撮影したもの

印

受検票(インクルーシブ)

志願先受検番号	※
志願変更先受検番号	※

氏名	フリガナ
志願先	神奈川県立 高等学校 普通科
志願変更先	神奈川県立 高等学校 普通科
志願変更先	神奈川県立 高等学校 普通科

(備考) ※印欄には記入しないこと。

(受検上の注意)

- 1 検査の日時
面接 []
- 2 検査会場
志願(変更)先の高等学校
- 3 持参するもの
 - (1) 受検票 (2) 筆記用具
 - (3) 上書き (必要としない学校もあります。)

高等学校受付確認印	
志願先	志願変更先
印	印

第5号様式

海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書

令和 年 月 日

神奈川県教育委員会教育長

志願者氏名

保護者氏名

住所

神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領 § 1 の III の 2 の (5) に規定する志願者の受検方法等について次のとおり申請します。

- 1 選抜の区分等 (いずれか一つを○で囲んでください。)

共通選抜 連携募集 インクルーシブ教育実践推進校特別募集 中途退学者募集 定通分割選抜 二次募集

- 2 志願を希望する高等学校

立	高等学校	の課程	科	コース(部)
---	------	-----	---	--------

- 3 帰国(入国)後の状況(具体的に記入してください。)

帰国(入国)年月日	平成・令和年月日	帰国(入国)前の国名	
帰国(入国)後の編入学校名			
帰国(入国)後の編入学年			

※ 帰国(入国)年月日欄の平成・令和の字句は、該当するものを○で囲むこと。

- 4 面接及び学力検査等に関する方法(箇条書きで記入してください。)

(記入用)

- 5 申請の理由(具体的に記入してください。)

(記入用)

- 6 中学校長の所見

上記の受検上の方法等が必要であると考えます。
(申請内容について追加することがあれば記入してください。)

令和 年 月 日

中学校名

電話番号

校長氏名

印

※ この申請書は志願する選抜ごとに提出すること。

受検方法等申請書

令和 年 月 日

神奈川県教育委員会教育長

フリガナ
志願者氏名保護者氏名住所

神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領 § 1のⅢの2の(6)に規定する志願者の受検方法等について次のとおり申請します。

1 選抜の区分等 (いざれか一つを○で囲んでください。)

共通選抜	連携募集	特別募集	中途退学者募集	定通分割選抜	二次募集
------	------	------	---------	--------	------

2 志願を希望する高等学校

立	高等学校	の課程	科
			コース(部)

3 面接及び学力検査等に関する方法

(該当するものの□にはレ点を記入し、用紙サイズに○を記入してください。その他の方法については、箇条書で記入してください。)

<学力検査における問題冊子・解答用紙>

- 拡大問題冊子(B4・A3) ルビ付き問題冊子(B4(標準)・A3)
ルビ付きマークシート解答用紙(※) 記述式解答用紙(B4・A3)

※「ルビ付きマークシート解答用紙」は、二次募集では取り扱いません。

<その他>

4 申請の理由 (具体的に記入してください。)

車椅子使用の有無 (該当する方に○印をつけてください。)

有・無

5 中学校長の所見

上記の受検上の方法等が必要であると考えます。

(申請内容について追加することがあれば記入してください。)

令和 年 月 日

中学校名

電話番号

校長氏名

印

※ この申請書は志願する選抜ごとに提出すること。

長期の欠席を理由とする選抜方法申請書

令和 年 月 日

立 高等学校長

フリガナ
志願者氏名

保護者氏名

私は、_____のため長期の欠席をしましたので、神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領に規定する取扱いについて、長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書（第9号様式）及び欠席状況証明書（第8号様式）を添えて申請します。

※ 長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書（第9号様式）及び欠席状況証明書（第8号様式）とともに、志願先の高等学校に提出すること。

..... キ リ ト リ

第8号様式

欠席状況証明書

フリガナ
生徒氏名

生年月日 平成 年 月 日

上記の本校在学（出身）の者の欠席の状況は、次のとおりであることを証明します。

学年	出席しなければならない日数	欠席日数
2		
3		

令和 年 月 日

中学校名

電話番号

校長氏名

印

(注) 1 第3学年の欠席の状況については、12月末までの日数を記入すること。ただし、過年度卒業者については生徒指導要録の転記とする。

2 厳封のうえ、長期の欠席を理由とする選抜方法申請書（第7号様式）及び長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書（第9号様式）とともに、志願先の高等学校に提出すること。

長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書

令和 年 月 日

立 高等学校長

フリガナ
志願者氏名

保護者氏名

長期の欠席を理由とする選抜方法申請書を提出するにあたり、次の取扱いを希望します。

長期欠席の状況（該当する番号に○）	希望する取扱い（希望する項目の番号に○）
1 2年生で長期の欠席をしました	<p>① 2年次の学習の記録は参考とせず、3年次の学習の記録を参考にしてください</p> <p>② 2、3年次ともに参考としないでください</p>
2 3年生で長期の欠席をしました	<p>① 2年次の学習の記録を参考にし、3年次の学習の記録は参考にしないでください</p> <p>② 2、3年次ともに参考としないでください</p>
3 2年生、3年生で長期の欠席をしました	<p>① 2年次の学習の記録を参考にし、3年次の学習の記録は参考にしないでください</p> <p>② 2年次の学習の記録は参考とせず、3年次の学習の記録を参考にしてください</p> <p>③ 2、3年次ともに参考としないでください</p>

※ この申請書は、長期の欠席を理由とする選抜方法申請書（第7号様式）及び欠席状況証明書（第8号様式）とともに、志願先の高等学校に提出すること。

推 薦 書

令和 年 月 日

神奈川県立 高等学校長

中学校名

校長氏名

印

下記の者は、貴校普通科への入学が適当と認められるので推薦します。

記

1 氏名 フリガナ

2 生年月日 平成 年 月 日 生

3 令和 年 月 卒業見込

[中学校長記入欄]

所見	
----	--

調査書

※ 受検番号

別記

令和7年度調査書作成上の注意

1 作成にあたって

- (1) 作成にあたっては、所定の様式に基づき、必要事項を記入した調査書原本を1部作成する。ただし、志願先高等学校名欄には記入しない。
- (2) 志願先高等学校に提出する調査書については、前記(1)で作成した調査書原本の複写により作成し、志願先高等学校名を記入するとともに、中学校長の職印及び記載者の印を押印すること。
- (3) 誤記訂正の場合は、訂正箇所に記載者の印を押し、訂正すること。
- (4) ※印の付してある欄は、中学校において記入しないこと。
- (5) 記入する必要のない欄又は記入事項のない欄については、斜線（右下がり）を引くこと。
- (6) 記載事項は、令和6年12月末現在の内容とすること。
- (7) この「令和7年度調査書作成上の注意」に示すもののほか、必要に応じて県教育委員会教育長から示される作成上の注意点に基づき作成すること。

2 各欄への記載にあたって

(1) 志願先高等学校名欄

志願先高等学校名、学科名等を記入する。

(2) 学籍の記録欄

ア 氏名については、生徒指導要録の氏名を記入する。

また、性別の欄には、男女いずれかの字句を記入する。

イ 平成、令和、入学、編入学、卒業見込及び卒業の字句は、それぞれ該当するものを○印で囲む。ただし、編入学の場合は、欄外に編入学前の学歴（海外で在籍していた学校名、期間等）を略記する。

また、2回以上にわたって転学した者については、転入学の欄を分割して使用する。

(3) 各教科の学習の記録欄

各教科とも、中学校学習指導要領に示す目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し、3段階による観点別の評価（A、B、C）及び5段階による評定を記入する。ただし、第3学年の観点別の評価及び5段階による評定は、第2学期までの評価・評定とする。

なお、二学期制の学校にあっては、第3学年の評価・評定は、三学期制の学校に準じて、同時期までの学習状況に基づく評価・評定とする。

過年度卒業者については、各教科の学習の記録欄については生徒指導要録から転記し、総合所見及び諸活動の記録欄については原則として在学中の第3学年の12月末までのものを記載する（ただし、卒業後2年以上が経過し、在学中の第3学年12月末での記録がない場合は、指導要録の転記とする。）。

各教科の学習の記録について、中学校学習指導要領に示す目標に準拠した評価でない場合は、小計※欄の左余白にその旨を記載する。

(4) 総合的な学習の時間の記録

ア 学習活動の内容欄

総合的な学習の時間に当該生徒が行った学習活動の具体的な内容を記入する。

イ 活動状況及び所見欄

総合的な学習の時間の指導の目標や内容に基づいた評価の観点において、学習状況等に顕著な事項がある場合の特徴や、活動によって生徒が身につけた技能や能力についての特徴及び所見について記入する。

(5) 総合所見及び諸活動の記録欄

ア 特別活動等の記録欄

中学校3年間を通じて、特別活動等における所属について、生徒指導要録の特別活動の記録等に基づいて、活動学年とともに記入する。具体的な記入にあたっては、次の例を参考に簡潔に記載する。

(ア) 学級活動

学級活動については、生徒の活動の実態に応じて、主な係活動を記載する。

(例) ○○係など（1年）、▽▽係（2年）、□□係・△△係（3年）

(イ) 生徒会活動

委員会の所属については、委員会の名称と活動学年を記載する。生徒会本部役員については、「生徒会本部役員」と記載し、併せて活動学年を記載する。役職等の記載は必要に応じて行動の記録及び所見欄に記載する。

(例) △△△委員（1年）、○○○委員（2年）、□□□委員（3年）

生徒会本部役員（2年）

(ウ) 学校行事等

学校行事等における活動に関する委員や係などの名称と活動学年を記載する。

(例) ○○祭実行委員（3年）

修学旅行学習係（2年）

(エ) 部活動

部活動の所属については、部活動の名称と活動学年を記載する。部長等の役職及び活動の実績の記載は必要に応じて行動の記録及び所見欄に記載する。

(例) ○○○部（1～3年）△△△部（3年）

イ 行動の記録及び所見欄

中学校3年間を通じて、学校生活全般にわたる具体的な事実をもとに、生徒の特性や長所等についての所見を記入する。

3 その他

他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者等についても、本調査書の様式により作成すること。

二次募集・定通分割選抜・後期募集に限る**志願取消届**

令和 年 月 日

立 高等学校長

受検番号 番フリガナ
志願者氏名保護者氏名(署名)

次のとおり（志願、第2希望の志願）を取り消します。

志願先	立	高等学校	の課程
		科	コース
			(部)

中学校長の確認

上記のことを行なっております。

令和 年 月 日

中学校名

校長氏名

印

- ※ 志願又は第2希望の志願のどちらかを○で囲むこと。
- ※ 第2希望の志願を取り消す場合、志願先欄には第2希望の志願先を書くこと。
- ※ 志願先の高等学校に提出すること。

志願変更願

令和 年 月 日

立 高等学校長

受検番号 番

フリガナ
志願者氏名

保護者氏名（署名）

次のとおり志願変更をしますので、入学願書等必要書類を返還してください。

志願先	立	高等学校 インクルーシブ	の課程 (第2希望)	科 科、コース(部))	コース (部)
志願変更先	立	高等学校 インクルーシブ	の課程 (第2希望)	科 科、コース(部))	コース (部)

川崎市立の高等学校における志願変更先の高等学校の各通学区域規則上の区分

学区内	学区外		
第3条	第4条	第5条	二次募集

中学校長の確認	令和 年 月 日	中学校名
		校長氏名 印

受領書

1 入学願書

2 受検票

3 その他の書類

(1)

(2)

(3)

上記の書類を受領しました。

令和 年 月 日

受領者氏名（署名）

- (注) 1 志願変更先の高等学校の各通学区域規則上の区分は該当する項目を○印で囲むこと。
 2 インクルーシブ教育実践推進校特別募集に係る志願変更の場合は、インクルーシブの字句を○印で囲むこと。
 3 第2希望とは、神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領 § 1のⅢの1の(1)に規定する第2希望をいう。

面接シート

※受検番号

志願者 氏名	フリガナ	中学校名	立	中学校
志願先	(県・市)立	高等学校	科	コース部

- ◎ 面接の質問内容の参考とするため、次のことについて記入してください。
 ◎ このシートは面接の際の参考資料で、直接に選考資料にはしません。

1 なぜこの学校に入学したいのですか。

2 教科等の学習活動や教科等以外の活動に対して、これまでに意欲的に取り組んだことや高校で意欲的に取り組みたいこと、また、自分自身のよいところなどを書いてください。

【記入上の注意】 1 ※の欄は記入しないこと。

2 枠内に自筆で記入すること。鉛筆書きも可。写真等は貼り付けないこと。

受付番号

※

第15号様式

神奈川県公立高等学校入学志願資格承認申請書（個人申請用）

神奈川県教育委員会教育長

令和 年 月 日

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

下記事情により、全日制、定時制及び通信制の課程の志願資格承認申請をします。

1 志願者及び保護者の氏名・現住所（転居予定先）等

		氏名	現住所・連絡先電話番号	転居予定住所（転居予定期日）
志願者		刈がナ		
		生年月日 昭和・平成 年 月 日	電話番号：	(令和 年 月 日)
保護者	父	刈がナ	電話番号：	(令和 年 月 日)
	母	刈がナ	電話番号：	(令和 年 月 日)
		刈がナ	電話番号：	(令和 年 月 日)

2 登録番号【12桁】 _____

(注)インターネット出願システムへの志願者登録をしていない場合は、未記入可。

3 在学（出身）中学校名 _____ 立 _____ 中学校

4 申請に関する事由（具体的に記入すること。欄が足りない場合は別紙添付可。）

[中学校長意見及び副申欄]

本校在学（又は出身）の生徒 _____ の神奈川県公立高等学校への入学志願に際し、上記申請内容に間違이がないことを証明します。また、当該生徒が神奈川県以外の公立高等学校に志願しないことを証明します。
(特別な事情がある場合には以下に具体的に記入すること。欄が足りない場合は別紙添付可。)

令和 年 月 日

中学校名
校長氏名
所在地
電話番号

印

※[神奈川県教育委員会使用欄]

〔提示及び
添付書類〕

- 1 住所が確認できる書類又は転居に関する証明書等 2 念書（第19号様式）
 3 同居同意書（第20号様式） 4 その他（ ）

※印の欄は、申請者は記入しないこと。

第 17 号様式の 1

令和　　年　　月　　日
様
神奈川県教育委員会教育長
神奈川県公立高等学校入学志願資格承認書
令和 7 年度神奈川県公立高等学校（全日制、定時制及び通信制の課程）に入学志願することを承認します。

(注) この承認書を、入学願書を提出する際に添付すること。

第 17 号様式の 2

令和　　年　　月　　日
様
神奈川県教育委員会教育長
神奈川県立海洋科学高等学校入学志願資格承認書
令和 7 年度神奈川県立海洋科学高等学校に入学志願することを承認します。

(注) この承認書を、入学願書を提出する際に添付すること。

神奈川県公立高等学校（定時制・通信制の課程、別科）
入学志願資格承認申請書

令和 年 月 日

立 高等学校長

フリガナ
志願者氏名

次のとおり神奈川県公立高等学校（定時制・通信制の課程、別科）に入学を志願したいので志願資格を承認されるよう申請します。

1 志願者及び保護者の氏名・現住所（転居予定先）等

		氏名	現住所・連絡先電話番号	転居予定期日
志願者		フリガナ _____	電話番号： _____	転居予定先住所※ 令和 年 月 日
		生年月日 昭和・平成 年 月 日		勤務予定先所在地※ 令和 年 月 日
*18歳以上は不要 保護者	父	フリガナ _____	電話番号： _____	令和 年 月 日
	母	フリガナ _____	電話番号： _____	令和 年 月 日
		フリガナ _____	電話番号： _____	令和 年 月 日
中学校 昭和・平成・令和 年 月 卒業 卒業見込				

2 登録番号【12桁】 _____ - -

(注)インターネット出願システムへの志願者登録をしていない場合は、未記入可。

上記の者が神奈川県公立高等学校（定時制・通信制の課程、別科）に入学志願することを承認します。

令和 年 月 日

高等学校長氏名

印

(※)転居予定先の住所又は勤務予定先の所在地及び雇用を証明する書類を添付すること。

第 19 号様式【県志願資格用】

念　　書

令和　年　月　日

神奈川県教育委員会教育長

志願者氏名_____

保護者氏名(署名)_____

令和　年　月　日までに次の場所に転居します。

なお、転居を取りやめる場合は、神奈川県公立高等学校への入学を辞退します。

転居先住所_____

第 20 号様式【県志願資格用】

同 居 同 意 書

令和　年　月　日

神奈川県教育委員会教育長

私、_____は、令和　年　月　日より、志願者_____及びその保護者_____と同居することに同意しています。

住所_____

氏名 _____(署名)

入 学 辞 退 届

令和 年 月 日

立 高等学校長

受検番号 番

フ リ ガ ナ
志願者氏名

保護者氏名（署名）

入学を辞退します。

志願先	立	高等学校	の課程
		科	コース
			(部)

中 学 校 長 の 確 認

上記のことを行なっております。

令和 年 月 日

中学校名

校長氏名

印

※ 合格した高等学校に提出すること。

[別表]

神奈川県公立高等学校の志願資格承認申請及び横浜市立・川崎市立高等学校に係る学区確認申請の事務手続について

区分	事由番号	申請事由	申請者	志願資格		学区確認 横浜市立及び川崎市立の高等学校において必要な場合※	提示又は申請書に添付する書類
				申請様式	申請先		
県教育長の志願資格の承認を必要とする者	全課程の志願資格	1 県外から本県に転居予定の者 ・保護者の転勤等に伴い、志願者及び保護者が令和7年4月1日までに県内に居住する予定の者	志願者及び保護者	第15号様式	県教育長	第22号様式の1 横浜市・川崎市各教育委員会教育長(以下「市教育長」という。)	<p>ア 転居予定先の住所を確認できる次のaからeのいずれかの書類を提示</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 家屋の登記簿謄本又は登記事項証明書(発行後、6ヶ月以内のもの) b. 建築確認通知書、建築計画確認書、入居決定通知書、売買契約書のいずれか(転居先の建物が建築中の場合等) c. 公団住宅、公舎、社宅へ入居する場合は、その管理者の証明書 d. 家主との契約書(契約予定を含む。) e. その他、転居予定の事実を証明できるもの <p>イ 転居取りやめの時は、入学を辞退する旨の念書(第19号様式【県志願資格用】)と第23号様式【市学区確認用】を1部ずつ)を添付</p> <p>ウ アの書類の所有者名義または賃借人名義が志願者の保護者でない場合は、名義人による同居同意書(第20号様式【県志願資格用】と第24号様式【市学区確認用】を1部ずつ)を添付</p>
		2 山梨、静岡両県の本県に隣接する特定の地域に居住しており、通学の便宜上本県の最寄りの高等学校へ志願することが妥当と認められる者	志願者及び保護者	第15号様式	県教育長		住民票の写し等(本人・同居している保護者)を提示
		3 県外から県立海洋科学高等学校を志願する者で、原則として船舶職員養成施設に指定された水産に関する学科を置く公立高等学校のない都道府県に居住する者	志願者及び保護者	第15号様式	県教育長		志願者本人が船舶職員養成施設に指定された水産に関する学科を置く公立高等学校のない都道府県に居住することを証明するもの(住民票の写し等)を提示
		4 その他特別な事情がある者 (例)保護者である父母双方がいない場合に、未成年後見人がいまだに定められていない者	志願者及び保護者	第15号様式	県教育長	第22号様式の1 市教育長	特別な事情を証明できるもの (例)中学校長による申立て(第15号様式の中学校長意見及び副申欄に記載)を提出
		5 令和5年度入学者選抜から廃止					
	別定期制の志願資格制・ 通信制の志願資格制	6 令和7年4月1日までに県外から本県に転居予定の者	志願者	第18号様式	志願先高等学校長	第22号様式の2 志願先高等学校長	申請事由番号1と同じ
		7 県外居住であって、令和7年4月1日までに本県での勤務を予定する者(ただし、横浜市立横浜総合高等学校又は川崎市立高等学校の普通科を志願する場合は、当該市内に勤務を予定する者)	志願者	第18号様式	志願先高等学校長	第22号様式の2 志願先高等学校長	勤務予定先の所在地及び雇用を証明する書類を添付

※ 横浜市立の高等学校について、全日制の課程の普通科、単位制による全日制の課程の普通科(音楽コースを除く。)及び総合学科においては学区確認申請を必要とする。(横浜市立横浜商業高等学校(別科を含む。)、横浜市立戸塚高等学校(単位制による全日制の普通科音楽コース及び定期制の課程)、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校並びに特別募集における横浜市立高等学校の各学科においては学区確認申請を必要としない。)

川崎市立の高等学校について、全日制の課程及び定期制の課程における普通科においては学区確認を必要とする。(川崎市立川崎高等学校、川崎市立幸高等学校、川崎市立川崎総合科学高等学校及び川崎市立橘高等学校における専門学科並びに川崎市立川崎高等学校定期制昼間部在籍外国人等特別募集においては学区確認申請を必要としない。)

区分	事由番号	申請事由	申請者	志願資格		学区確認		提示又は申請書に添付する書類
				申請様式	申請先	申請様式	申請先	
横浜市立・川崎市立高等学校（全日制のうち全県学区のものを除く。）の学区確認のみを必要とする者の横もん市立除く。川崎市の立学地区高等学校認証（定期制のうち全県学区）	8	県内に居住し志願資格を有する者で、中学校を卒業又は修了した者（外国人学校等を卒業又は修了した者も含む。）	志願者及び保護者	<p>なし 中学校長がインターネット出願システム上の中学校の証明・同意・確認の該当項目にチェック</p> <p>なし 中学校長がインターネット出願システム上の中学校の証明・同意・確認の該当項目にチェック</p> <p>第22号様式の1 市教育長</p> <p>なし 中学校長がインターネット出願システム上の中学校の証明・同意・確認の該当項目にチェック</p> <p>第22号様式の1 市教育長</p> <p>ア 住民票の写し等（本人・同居親族等）を提示 イ " (父母) を提示 ウ 特別な事情を証明できるものを添付</p> <p>第22号様式の1 市教育長</p> <p>ア 住民票の写し等（本人・同居親族等）を提示 イ " (未成年後見人) を提示</p> <p>第22号様式の1 市教育長</p> <p>ア 特別な事情を証明できるもの</p> <p>なし 中学校長がインターネット出願システム上の中学校の証明・同意・確認の該当項目にチェック又は入学願書にレ点を記入〔定期制願書〕4番目の□</p> <p>なし 中学校長がインターネット出願システム上の中学校の証明・同意・確認の該当項目にチェック又は入学願書にレ点を記入〔定期制願書〕4番目の□</p> <p>第22号様式の2 志願先 高等学校長</p> <p>第22号様式の2 志願先 高等学校長</p>	住民票の写し等（本人・同居している保護者）を中学校長に提示			
	9	志願者及び保護者である父母の住所と、志願者の在学中学校の所在地が異なる地域（横浜市の内外又は川崎市の内外）にある、公立中学校の在学者	志願者及び保護者					
	10	県内での転居予定者 ・保護者の転勤等に伴い、志願者及び保護者が令和7年4月1日までに転居する予定の者（ただし、当該市内又は当該市外での転居予定である場合を除く。）	志願者及び保護者					
	11	保護者の一方と県内に居住する志願者であって、保護者の他の一方が勤務の関係等により志願者と異なる地域（横浜市の内外又は川崎市の内外）に居住している者	志願者及び保護者					
	12	特別な事情により、保護者である父母双方と県内で別居している者、又は保護者である父母いずれか一方がいない場合に、保護者と県内で別居している者（当該市内又は当該市外における別居を除く。）	志願者及び保護者					
	13	志願者の未成年後見人が、志願者とは異なる県内の地域（横浜市の内外又は川崎市の内外）に居住している者	志願者及び保護者					
	14	申請事由8～13に該当しない特別な事情がある者	志願者及び保護者					
	15	県内に居住し、中学校を卒業又は修了した者（外国人学校等を卒業又は修了した者も含む。）	志願者					
	16	志願者の住所と在学中学校の所在地が異なる地域（当該市の内外）にある、公立中学校の在学者	志願者					
	17	令和7年4月1日までに当該市内から市外（県内）へ、又は当該市外（県内）から市内へ転居する予定の者	志願者					
	18	県内の当該市外に居住又は令和7年4月1日までに当該市内から市外（県内）へ転居予定の者のうち、令和7年4月1日までに当該市内に勤務を予定する者	志願者					

(注1) 学区確認については、横浜市立又は川崎市立の高等学校のうち、当該の市内全域を学区とする高等学校へ志願変更しようとする者で、かつ申請事由に該当する場合に手続を行わなければならない。

(注2) 学区確認の欄において、「なし 中学校長がインターネット出願システム上の中学校の証明・同意・確認の該当項目にチェック又は入学願書にレ点を記入」と記載されているものについては、インターネット出願システム上で中学校長が証明・同意・確認の該当項目にチェックを行うか、入学願書に中学校長がレ点を記入することによって、学区確認申請を省略することができる。

横浜市立高等学校通学区域規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、横浜市立高等学校(以下「高等学校」という。)の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第2条 全日制の課程(単位制による全日制の課程を除く。以下同じ。)のうち普通科、単位制による全日制の課程(理数科及び普通科音楽コースを除く。)及び単位制による定時制の課程に係る高等学校の学区は、横浜市内全域とする。

2 全日制の課程(普通科を除く。)、単位制による全日制の課程のうち理数科及び普通科音楽コース、定時制の課程(単位制による定時制の課程を除く。以下同じ。)並びに別科に係る高等学校の学区は、神奈川県内全域とする。

（就学の規制）

第3条 全日制の課程のうち普通科及び単位制による全日制の課程(理数科及び普通科音楽コースを除く。)へ就学しようとする者は、本人及びその保護者(本人に対して親権を行う者をいう。ただし、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。次項において同じ。)が横浜市内に住所を有する場合に高等学校を志願することができる。

2 全日制の課程(普通科を除く。)並びに単位制による全日制の課程のうち理数科及び普通科音楽コースへ就学しようとする者は、本人及びその保護者が神奈川県内に住所を有する場合に高等学校を志願することができる。

3 単位制による定時制の課程へ就学しようとする者は、横浜市内に住所又は勤務地を有する場合に高等学校を志願することができる。

4 定時制の課程及び別科へ就学しようとする者は、神奈川県内に住所又は勤務地を有する場合に高等学校を志願することができる。

（就学の特例）

第4条 前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、現に在学し、又は在学していた中学校又は義務教育学校の同意を得た者で、神奈川県内に住所を有するものは、毎年度の高等学校第1学年入学者選抜(第6条の入学者選抜を除く。以下「第1学年入学者選抜」という。)の場合に限り、学区外の高等学校へ志願することができる。この場合において、入学を許可される者の数は、別に定める当該高等学校第1学年生徒の募集定員(第6条の入学者選抜に係るもの)を除く。以下「第1学年生徒の募集定員」という。)の別表^{※1}に定める割合の範囲内とする。

第5条 前条に定めるもののほか、身体の状況により、学区内の高等学校に就学するよりも学区外の高等学校に就学するほうが適当と認められる者は、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、志願しようとする学区外の高等学校の校長の許可を受けて当該高等学校を志願することができる。

第6条 前2条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者で、神奈川県内に住所を有するものは、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、学区外の高等学校を志願することができる。

- (1) 海外からの帰国者を対象とする入学者選抜を行う高等学校の当該入学者選抜を受けようとする者
- (2) 外国の国籍を有する者(難民として認定された者を含む。)で入国後の在留期間が別に定める期間内であるものを対象とする入学者選抜を行う高等学校の当該入学者選抜を受けようとする者

第7条 前3条に定めるもののほか、全日制の課程のうち普通科、単位制による全日制の課程(理数科及び普通科音楽コースを除く。)及び単位制による定時制の課程へ就学しようとする者であって、次の各号のいずれかに該当するものは、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、別に定める学区外からも志願することができる。

- (1) 第1学年入学者選抜により選抜された入学予定者の数が、第1学年生徒の募集定員に満たなかった高等学校について、特に必要があると認める場合において、再度実施する第1学年入学者選抜を受けようとする者
- (2) 編入学又は転入学に係る入学者選抜を受けようとする者

（入学許可の取消し）

第8条 高等学校の校長は、この規則に違反し、事実をいつわって入学の許可を受けた者に対しては、入学の許可を取り消し、又は退学を命ずることができる。

※1 別表省略

川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、川崎市立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第2条 全日制の課程及び定時制の課程のうち普通科に係る高等学校の学区は、川崎市内（以下「市内」という。）全域とする。

2 全日制の課程及び定時制の課程のうち普通科を除く学科に係る高等学校の学区は、神奈川県内（以下「県内」という。）全域とする。

（就学の規制）

第3条 全日制の課程のうち普通科へ就学しようとする者は、本人及びその保護者（本人に対して親権を行なう者、親権を行なう者のないときは、未成年後見人をいう。次項において同じ。）が市内に住所を有する場合に高等学校を志願することができる。

2 全日制の課程のうち普通科を除く学科へ就学しようとする者は、本人及びその保護者が県内に住所を有する場合に高等学校を志願することができる。

3 定時制の課程のうち普通科へ就学しようとする者は、市内に住所又は勤務地を有する場合に高等学校を志願することができる。

4 定時制の課程のうち普通科を除く学科へ就学しようとする者は、県内に住所又は勤務地を有する場合に高等学校を志願することができる。

（就学の特例）

第4条 前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、県内（市内を除く。以下同じ。）に住所を有する者の中、現に在学し、又は在学していた中学校の校長の同意を得たものは、毎年度の高等学校第1学年入学者選抜（第6条及び第7条の入学者選抜を除く。以下「第1学年入学者選抜」という。）の場合に限り、志願することができる。この場合において、入学を許可される者の数は、別に定める当該高等学校第1学年生徒の募集定員（第6条及び第7条の入学者選抜に係るものを除く。以下「第1学年生徒の募集定員」という。）の8パーセント以内とする。

第5条 前条に定めるもののほか、県内に住所を有する者のうち、身体の状況により、高等学校に就学することが適當と認められるものは、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、志願しようとする高等学校の校長の許可を受けて当該高等学校を志願することができる。

第6条 前2条に定めるもののほか、県内に住所を有する者のうち、外国の国籍を有するもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第61条の2第1項に規定する難民の認定を受けたものを含む。）で入国後の在留期間が別に定める期間内であるものは、第3条第3項の規定にかかわらず、第2条第1項に定める学区以外からも志願することができる。

第7条 前3条に定めるもののほか、全日制の課程及び定時制の課程のうち普通科へ就学しようとする者であつて、第1学年入学者選抜により選抜された入学予定者の数が、第1学年生徒の募集定員に満たなかつた高等学校について、特に必要があると認める場合において、再度実施する第1学年入学者選抜を受けようとするものは、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、第2条第1項に定める学区以外からも志願することができる。

（入学許可の取消し）

第8条 高等学校の校長は、この規則に違反し、事実を偽って入学の許可を受けた者に対しては、入学の許可を取消し、又は退学を命ずることができる。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、学区に関し必要な事項は教育長が定める。

令和7年度横浜市立高等学校入学志願者に係る学区確認実施要領

横浜市立高等学校通学区域規則（平成12年横浜市教育委員会規則第3号）の第2条第1項に規定する学区について、横浜市立の全日制の課程及び単位制による全日制の課程の普通科（戸塚高等学校普通科音楽コースを除く。）並びに単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程の総合学科への志願が適正に行われるよう、入学志願者に係る学区確認を次のとおり実施する。

1 入学志願者のうち、学区確認申請を必要としない者

- (1) 全日制の課程の普通科、単位制による全日制の課程の普通科（音楽コースを除く。）及び総合学科への入学志願者のうち、学区確認申請を必要としない者
- ア 志願者及び保護者（親権者又は未成年後見人をいう。以下同じ。）の住所並びに在学中学校等（中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程。以下同じ。）の所在地のすべてが横浜市内にある、公立中学校等の在学者
- イ 志願者及び保護者の住所並びに在学中学校等の所在地のすべてが県内の横浜市外にある、公立中学校等の在学者
- ウ 志願者及び保護者の住所がともに横浜市内にある、公立以外の中学校等の在学者（学校教育法施行規則第95条第2号でいう在外教育施設と同等の日本国内にある外国の教育施設（以下「外国人学校等」という。）に在学する者も含む。以下同じ。）
- エ 志願者及び保護者の住所がともに県内の横浜市外にある、公立以外の中学校等の在学者
- (2) 単位制による定時制の課程の総合学科（以下「横浜総合高等学校」という。）への入学志願者のうち、学区確認申請を必要としない者
- ア 志願者の住所及び在学中学校等の所在地がともに横浜市内にある、公立中学校等の在学者
- イ 志願者の住所及び在学中学校等の所在地がともに県内の横浜市外にある、公立中学校等の在学者
- ウ 志願者の住所が横浜市内にある、公立以外の中学校等の在学者
- エ 志願者の住所が県内の横浜市外にある、公立以外の中学校等の在学者

2 入学志願者のうち、学区確認申請を必要とする者

- (1) 全日制の課程の普通科、単位制による全日制の課程の普通科（音楽コースを除く。）及び総合学科に係る学区確認申請
- 全日制の課程の普通科、単位制による全日制の課程の普通科（音楽コースを除く。）及び総合学科へ志願しようとする者のうち、次のいずれかに該当する者は学区確認申請をしなければならない。
- ア 神奈川県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の志願の承認（全日制の課程）を必要とする者
- イ 県内に居住し志願資格を有する者で、中学校等を卒業又は修了した者（外国人学校等を卒業又は修了した者も含む。）
- ウ 志願者及び保護者である父母の住所と、志願者の在学中学校等の所在地が異なる地域（横浜市の内外）にある、公立中学校等の在学者
- エ 県内での転居予定者（保護者の転勤等に伴い、志願者及び保護者が令和7年4月1日までに転居する予定の者。ただし、横浜市内での転居予定及び横浜市外（県内）での転居予定である場合を除く。）
- オ 保護者の一方と県内に居住する志願者であって、保護者の他の一方が勤務の関係等により志願者と異なる地域（横浜市の内外）に居住している者
- カ 特別な事情により、保護者である父母双方と県内で別居している者、又は保護者である父母いずれか一方がいない場合に、保護者と県内で別居している者（横浜市内又は横浜市外（県内）における別居を除く。）
- キ 志願者の未成年後見人が、志願者とは異なる県内の地域（横浜市の内外）に居住している者
- ク 上記ア～キに該当しない特別な事情がある者
- (2) 横浜総合高等学校に係る学区確認申請
- 横浜総合高等学校に志願しようとする者のうち、次のいずれかに該当する者は学区確認申請をしなければならない。
- ア 県教育長の志願の承認（定時制の課程）を必要とする者
- イ 県内に居住し、中学校等を卒業又は修了した者（外国人学校等を卒業又は修了した者も含む。）
- ウ 志願者の住所と在学中学校等の所在地が異なる地域（横浜市の内外）にある、公立中学校等の在学者
- エ 令和7年4月1日までに横浜市内から市外（県内）へ、又は横浜市外（県内）から市内へ転居する予定の者
- オ 県内の横浜市外に居住又は令和7年4月1日までに横浜市内から市外（県内）へ転居予定の者のうち、令和7年4月1日までに横浜市内に勤務を予定する者

3 申請の手続

- (1) 横浜市立の全日制の課程の普通科、単位制による全日制の課程の普通科（音楽コースを除く。）及び総合学科に係る申請の手続
- ア 学区確認申請を必要とする者は、市立高等学校（全日制の課程）に係る学区確認申請書（第22号様式の1）に中学校長の職印の押印を受け、必要な書類（別表「神奈川県公立高等学校の志願資格承認申請及び横浜市立・川崎市立高等学校に係る学区確認申請の事務手続について」（以下「別表」という。）参照）を添えて、横浜市教育委員会事務局学校教育企画部高校教育課へ提出しなければならない。

イ 学区確認申請を必要とする志願者のうち、申請事由が前記2の(1)のイ、ウ及びオ（別表の事由番号8、9及び11）の場合については、中学校長がインターネット出願システム上の中学校の証明・同意・確認の該当項目にチェックを行うことにより、学区確認申請を省略することができる。

ウ 申請期間、受付時間及び受付場所は、次のとおりとする。

申請期間	受付時間	受付場所
令和6年11月30日(土)及び 令和6年12月2日(月)から令和7年1月15日(水)まで (土曜日、日曜日、休日及び令和6年12月29日(日)から 令和7年1月3日(金)までを除く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	横浜市教育委員会 事務局学校教育企画部 高校教育課

※ 令和6年11月30日(土)の受付時間及び受付場所は、別途案内する。

※ 上記期日の翌日以降、必要があると認められる場合は、横浜市教育委員会事務局学校教育企画部高校教育課において、学区確認申請を受け付けることとする。(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

(2) 横浜総合高等学校に係る申請の手続

ア 横浜市教育委員会が行う学区の確認に関する事項については、横浜総合高等学校長に委任する。

イ 学区確認申請を必要とする者は、横浜市立横浜総合高等学校に係る学区確認申請書（第22号様式の2）に中学校長の職印の押印を受け、必要な書類（別表参照）を添えて、横浜総合高等学校長へ提出しなければならない。
なお、入学志願資格承認申請書（第18号様式）を横浜総合高等学校長へ提出する者は、同時に学区確認申請の手続も行わなくてはならない。

ウ 学区確認申請を必要とする志願者のうち、申請事由が前記2の(2)のイ及びウ（別表の事由番号15及び16）の場合については、中学校長がインターネット出願システム上の中学校の証明・同意・確認の該当項目にチェックを行うことにより、学区確認申請を省略することができる。

エ 学区確認申請を必要とする者は、インターネット出願システム上で志願手続を行う以前に、次のとおり申請の手続を行わなければならない。

申請期間	受付時間	受付場所
令和6年11月30日(土)及び 令和6年12月2日(月)から募集期間の前日まで (土曜日、日曜日、休日及び令和6年12月29日(日)から 令和7年1月3日(金)までを除く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	横浜市立 横浜総合高等学校
募集期間及び志願変更期間中		入学願書の受付時間と同じ

※ 令和6年11月30日(土)の受付時間及び受付場所は、別途案内する。

オ 前記3の(1)において、第22号様式の1によって学区確認申請を行った者については、第22号様式の2による学区確認申請を省略することができる。

(3) 郵送による提出は、認めない。

4 横浜市教育委員会等の措置

- (1) 横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、市立高等学校（全日制の課程）に係る学区確認申請書及び添付書類の提出があったときは、速やかに必要とする書類の有無を確認の上、受領書を交付するものとする。
- (2) 教育委員会又は横浜総合高等学校長は、提出書類に記載漏れ等の不備があったときは、速やかに申請者及び在学（出身）中学校等の校長に連絡し、訂正を依頼することができる。
- (3) 教育委員会又は横浜総合高等学校長は、学区の確認に関する決定をインターネット出願システムにより、申請者に通知するものとする。

令和7年度川崎市立高等学校入学志願者に係る学区確認実施要領

川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年川崎市教育委員会規則第7号）の第2条第1項に規定する学区について、川崎市立の全日制の課程及び定時制の課程の普通科（川崎高等学校定時制昼間部在県外国人等特別募集を除く。）への志願が適正に行われるよう、入学志願者に係る学区確認を次のとおり実施する。

1 入学志願者のうち、学区確認申請を必要としない者

- (1) 全日制の課程の普通科への入学志願者のうち、学区確認申請を必要としない者
- ア 志願者及び保護者（親権者又は未成年後見人をいう。以下同じ。）の住所並びに在学中学校の所在地のすべてが川崎市内にある、公立中学校の在学者
 - イ 志願者及び保護者の住所並びに在学中学校の所在地のすべてが県内の川崎市外にある、公立中学校の在学者
 - ウ 志願者及び保護者の住所がともに川崎市内にある、公立以外の中学校の在学者（学校教育法施行規則第95条第2号でいう在外教育施設と同等の日本国内にある外国の教育施設（以下「外国人学校等」という。）に在学する者も含む。以下同じ。）
 - エ 志願者及び保護者の住所がともに県内の川崎市外にある、公立以外の中学校の在学者
- (2) 定時制の課程の普通科（川崎高等学校定時制昼間部在県外国人等特別募集を除く。）への入学志願者のうち、学区確認申請を必要としない者
- ア 志願者の住所及び在学中学校の所在地がともに川崎市内にある、公立中学校の在学者
 - イ 志願者の住所及び在学中学校の所在地がともに県内の川崎市外にある、公立中学校の在学者
 - ウ 志願者の住所が川崎市内にある、公立以外の中学校の在学者
 - エ 志願者の住所が県内の川崎市外にある、公立以外の中学校の在学者

2 入学志願者のうち、学区確認申請を必要とする者

- (1) 全日制の課程の普通科に係る学区確認申請
- 全日制の課程の普通科へ志願しようとする者のうち、次のいずれかに該当する者は学区確認申請をしなければならない。
- ア 神奈川県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の志願の承認（全日制の課程）を必要とする者
 - イ 県内に居住し志願資格を有する者で、中学校を卒業又は修了した者（外国人学校等を卒業又は修了した者も含む。）
 - ウ 志願者及び保護者である父母の住所と、志願者の在学中学校の所在地が異なる地域（川崎市の内外）にある、公立中学校の在学者
 - エ 県内の転居予定者（保護者の転勤等に伴い、志願者及び保護者が令和7年4月1日までに転居する予定の者。ただし、川崎市内での転居予定及び川崎市外（県内）での転居予定である場合を除く。）
 - オ 保護者の方と県内に居住する志願者であって、保護者の他の一方が勤務の関係等により志願者と異なる地域（川崎市の内外）に居住している者
 - カ 特別な事情により、保護者である父母双方と県内で別居している者、又は保護者である父母いずれか一方がいない場合に、保護者と県内で別居している者（川崎市内又は川崎市外（県内）における別居を除く。）
 - キ 志願者の未成年後見人が、志願者とは異なる県内の地域（川崎市の内外）に居住している者
 - ク 上記ア～キに該当しない特別な事情がある者
- (2) 定時制の課程の普通科に係る学区確認申請
- 定時制の課程の普通科（川崎高等学校定時制昼間部在県外国人等特別募集を除く。）へ志願しようとする者のうち、次のいずれかに該当する者は学区確認申請をしなければならない。
- ア 県教育長の志願の承認（定時制の課程）を必要とする者
 - イ 県内に居住し、中学校を卒業又は修了した者（外国人学校等を卒業又は修了した者も含む。）
 - ウ 志願者の住所と在学中学校の所在地が異なる地域（川崎市の内外）にある、公立中学校の在学者
 - エ 令和7年4月1日までに川崎市内から市外（県内）へ、又は川崎市外（県内）から市内へ転居する予定の者
 - オ 県内の川崎市外に居住又は令和7年4月1日までに川崎市内から市外（県内）へ転居予定の者のうち、令和7年4月1日までに川崎市内に勤務を予定する者

3 申請の手続き

- (1) 全日制の課程の普通科に係る申請の手続き
- ア 学区確認申請を必要とする者は、市立高等学校（全日制の課程）に係る学区確認申請書（第22号様式の1）に中学校長の職印の押印を受け、必要な書類（別表「神奈川県公立高等学校の志願資格承認申請及び横浜市立・川崎市立高等学校に係る学区確認申請の事務手続について」（以下「別表」という。）参照）を添えて、川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課へ提出しなければならない。
 - イ 学区確認申請を必要とする志願者のうち、申請事由が前記2の（1）のイ、ウ及びオ（別表の事由番号8、9及び11）の場合については、中学校長がインターネット出願システム上の中学校の証明・同意・確認の該当項目にチ

ックを行うことにより、学区確認申請を省略することができる。

ウ 申請期間、受付時間及び受付場所は、次のとおりとする。

申請期間	受付時間	受付場所
令和6年11月30日(土)及び 令和6年12月2日(月)から令和7年1月15日(水)まで (土曜日、日曜日、休日及び令和6年12月29日(日)から 令和7年1月3日(金)までを除く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	川崎市教育委員会 事務局学校教育部指導課

※ 令和6年11月30日(土)の受付時間及び受付場所は、別途案内する。

※ 上記期日の翌日以降、必要があると認められる場合は、川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課において、学区確認申請を受け付けることとする。(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

(2) 定時制の課程の普通科に係る申請の手続

ア 川崎市教育委員会が行う学区の確認に関する事項については、志願先の高等学校長に委任する。

イ 学区確認申請を必要とする者は、市立高等学校(定時制の課程)に係る学区確認申請書(第22号様式の2)に中学校長の職印の押印を受け、必要な書類(別表参照)を添えて、志願先の高等学校長へ提出しなければならない。
なお、入学志願資格承認申請書(第18号様式)を志願先の高等学校長へ提出する者は、同時に学区確認申請の手続も行わなくてはならない。

ウ 学区確認申請を必要とする志願者のうち、申請事由が前記2の(2)のイ及びウ(別表の事由番号15及び16)の場合については、中学校長がインターネット出願システム上の中学校的証明・同意・確認の該当項目にチェックを行うこと又は入学願書の学区確認欄にレ点を記入することにより、学区確認申請を省略することができる。

エ 学区確認申請を必要とする者は、インターネット出願システム上で志願手続を行う以前又は入学願書を提出する以前に、次のとおり、申請の手続を行わなければならない。

申請期間	受付時間	受付場所
令和6年11月30日(土)及び 令和6年12月2日(月)から募集期間の前日まで (土曜日、日曜日、休日及び令和6年12月29日(日)から 令和7年1月3日(金)までを除く。)	午後2時から 午後7時まで	志願先の高等学校
募集期間及び志願変更期間中	入学願書の受付時間と同じ	

※ 令和6年11月30日(土)の受付時間及び受付場所は、別途案内する。

オ 前記3の(1)において、第22号様式の1によって学区確認申請を行った者については、第22号様式の2による学区確認申請を省略することができる。

(3) 郵送による提出は、認めない。

4 川崎市教育委員会の措置

(1) 川崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、市立高等学校(全日制の課程)に係る学区確認申請書及び添付書類の提出があったときは、速やかに必要とする書類の有無を確認の上、受領書を交付するものとする。

(2) 教育委員会又は市立高等学校長は、提出書類に記載漏れ等の不備があったときは、速やかに申請者及び在学(出身)中学校の校長に連絡し、訂正を依頼することができる。

(3) 教育委員会又は市立高等学校長は、学区の確認に関する決定をインターネット出願システム上又は学区確認結果通知書(全日制の課程の普通科については第25号様式の1、定時制の課程の普通科については第25様式の2)により、申請者に通知するものとする。

なお、前記3の(2)のオに該当する者については、第25様式の1を第25号様式の2に代えることができるものとする。

学区確認結果通知書の交付期間、受付期間及び交付場所は、次のとおりとする。

交付期間	受付時間	交付場所
令和7年3月3日(月)から3月7日(金)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	川崎市教育委員会 事務局学校教育部指導課 又は志願先の高等学校

市立高等学校（全日制の課程）に係る学区確認申請書

〔横浜・川崎〕市教育委員会教育長

令和 年 月 日

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

下記事情により、〔横浜・川崎〕市立高等学校（全日制の課程）のうち、当該の市内全域を学区とする高等学校の学科への志願について、学区確認申請をします。

1 志願者及び保護者の氏名・現住所（転居予定住所）等

志 願 者	氏 名	フリガナ _____	現住所 _____	電話番号： _____	
	生年月日 昭和 平成 年 月 日		転居予定住所（予定期日 令和 年 月 日） _____		
保 護 者	父 氏 名	フリガナ _____	現住所 _____	電話番号： _____	
		転居予定住所（予定期日 令和 年 月 日） _____			
保 護 者	母 氏 名	フリガナ _____	現住所 _____	電話番号： _____	
		転居予定住所（予定期日 令和 年 月 日） _____			
		フリガナ _____	現住所 _____	電話番号： _____	
		転居予定住所（予定期日 令和 年 月 日） _____			

2 登録番号【12桁】 _____

(注)インターネット出願システムへの志願者登録をしていない場合は、未記入可。

3 在学（出身）中学校名 立 中学校

4 申請事由 (事由番号) []

(中学校長の記入欄)

本校在学（又は出身）の志願者 _____ の、〔横浜・川崎〕市立高等学校（全日制の課程）のうち当該の市内全域を学区とする高等学校の学科への志願について、上記の記載事項に相違ありません。

令和 年 月 日

中学校名
校長氏名
所在地
電話番号

印

- ※ 提示又は添付書類 1. 住所が確認できる書類又は転居に関する証明書等 2. 念書（第23号様式）
3. 同居同意書（第24号様式） 4. その他（ ）

(注1) この申請書は、横浜市立高等学校（全日制の課程）のうち横浜市内全域を学区とする高等学校又は川崎市立高等学校（全日制の課程）のうち川崎市内全域を学区とする高等学校の学科へ志願しようとする者で、かつ、申請事由に該当する場合に提出すること。

(注2) []内については、該当するいづれかの字句を○で囲むこと。

(注3) 4の申請事由については、「令和7年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領」に記載されている別表（神奈川県公立高等学校の志願資格承認申請及び横浜市立・川崎市立高等学校に係る学区確認申請の事務手続について）における事由番号を□の中に記入すること。ただし、事由番号が4又は14の場合は、右の（ ）内にもその事由を簡潔に記入すること。

(注4) ※印の欄は、申請者が記入しないこと。

市立高等学校（定時制の課程）に係る学区確認申請書

令和 年 月 日

_____市立_____高等学校長

志願者氏名 _____

下記事情により、横浜市立横浜総合高等学校又は川崎市立高等学校（定時制の課程）のうち川崎市内全域を学区とする高等学校の学科への志願について、学区確認申請をします。

1 志願者及び保護者の氏名・現住所（転居予定住所）等

志 願 者	フリガナ 氏 名	現住所	電話番号： 転居予定住所（予定期日 令和 年 月 日）
		生年月日 昭和 平成 年 月 日	
保 護 者	フリガナ 氏 名	現住所	電話番号： 転居予定住所（予定期日 令和 年 月 日）

2 登録番号【12桁】 _____

(注)インターネット出願システムへの志願者登録をしていない場合は、未記入可。

3 在学（出身）中学校名

_____ 立 _____ 中学校

4 申請事由

(事由番号)

(中学校長の記入欄)

本校在学（又は出身）の志願者 _____ の、 _____ 市立 _____ 高等学校への志願について、上記の記載事項に相違ありません。

令和 年 月 日

中学校名
校長氏名
所 在 地
電話番号

印

※ 提示又は 1. 住所が確認できる書類又は転居等に関する証明書等 2. 念書（第23号様式）
 添付書類 3. 同居同意書（第24号様式） 4. その他（ _____ ）

（注1）この申請書は、横浜市立横浜総合高等学校又は川崎市立高等学校（定時制の課程）のうち川崎市内全域を学区とする高等学校の学科へ志願しようとする者で、かつ、申請事由に該当する場合に提出すること。

（注2）4の申請事由については、「令和7年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領」に記載されている別表（神奈川県公立高等学校の志願資格承認申請及び横浜市立・川崎市立高等学校に係る学区確認申請の事務手続について）における事由番号を 中に記入すること。

（注3）※印の欄は、申請者が記入しないこと。

念　　書

令和　年　月　日

〔（　）横浜市教育委員会教育長
（　）川崎市教育委員会教育長
（　）_____市立_____高等学校長〕

志願者氏名_____

保護者氏名(署名)_____

令和　年　月　日までに次の場所に転居します。

なお、転居を取りやめる場合は、

〔（　）横浜市立高等学校のうち横浜市内全域を学区とする高等学校
（　）川崎市立高等学校のうち川崎市内全域を学区とする高等学校
（　）_____市立_____高等学校〕への入学を辞退します。

転居先住所_____

注　〔　〕内については、該当するいずれかの（　）の中に○を記入すること。

同　居　同　意　書

令和　年　月　日

〔（　）横浜市教育委員会教育長
（　）川崎市教育委員会教育長
（　）_____市立_____高等学校長〕

私、_____は、令和　年　月　日より、志願者_____およびその保護者_____と同居することに同意しています。

住所_____
氏名(署名)_____

注　〔　〕内については、該当するいずれかの（　）の中に○を記入すること。

市立高等学校（全日制の課程）に係る学区確認結果通知書

申請書受付番号	
令和 年 月 日	
(志願者氏名) _____ 様	
_____ 市教育委員会教育長 印	
_____ 市立高等学校（全日制の課程）の当該学科への志願について、 <u>学区内・学区外</u> の扱いとすることを通知します。	
申請の事由番号	

(注) この通知書は、入学願書を提出する際に添付すること。

市立高等学校（定時制の課程）に係る学区確認結果通知書

申請書受付番号	
令和 年 月 日	
(志願者氏名) _____ 様	
_____ 市立 _____ 高等学校長 印	
本校の当該学科への志願について、 <u>学区内・学区外</u> の扱いとすることを通知します。	
申請の事由番号	

(注) この通知書は、入学願書を提出する際に添付すること。

令和 年 月 日

市立 _____ 高等学校長

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

他学区志願（第5条）許可申請書

市立高等学校に係る通学区域規則第5条による他学区志願について、次のとおり申請します。

志願者	フリガナ		生年月日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日
	氏名		
	現住所	〒	
	電話番号	電話番号	
	登録番号 【12桁】	※インターネット出願システムへの志願者登録をしていない場合は、未記入可	
中学校名	立 中学校（平成・令和 年 月 卒業・卒業見込）		
保護者	フリガナ		
	氏名		
	現住所	〒	
電話番号	電話番号		
医師の診断書等	有・無（該当する方を○で囲む。）		
志願を希望する事由（具体的に記入すること。）			

(注意) 平成・令和、卒業・卒業見込の字句は、該当する字句を○印で囲む。

他学区志願（第5条）許可申請に関する副申書

市立 _____ 高等学校長

中学校名

校長氏名

印

本校出身（又は在学）の生徒 _____ の当該市立高等学校に係る通学区域規則第5条による他学区志願許可申請に対して、次のとおり副申します。

(副申)

他学区志願（第 5 条）許可（不許可）通知書

令和 年 月 日

様

市 立

高等学校長（氏名）

印

本校 全日制 定時制 の課程 科に入学志願することを許可しました（許可できません）ので通知します。

（注）許可された場合は、入学願書を提出する際にこの通知書を添付すること。

受付番号

※記入しない

追検査受検願

令和 年 月 日

立

高等学校長

中学校名

校長名

印

受検にあたって、貴校を志願する次の者が学力検査、作文（定時制の課程において、作文をもつて学力検査に代える場合に限る。）、特色検査（面接）（一般募集（クリエイティブスクール）に限る。）又は面接（県立光陵高等学校を除く連携型中高一貫教育校連携募集及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集に限る。）の全てを受検しなかったことについて、次の事由により、追検査を受検させていただくようお願いします。

志願者	受検番号 _____ 番 フリガナ _____ 志願者氏名 _____ 保護者氏名 _____
志願先	立 _____ 高等学校 _____ の課程 _____ 科 _____ コース _____ (部)
事由	
経過等の詳細	

※ 受検番号

きょういくじっせんすいしんこうとくべつぼしゅうようめんせつ
インクルーシブ教育実践推進校特別募集用面接シート

しがんしゃしめい 志願者氏名	フリガナ	
がっこうめい 学校名	りつ 立	がっこう 学校
しがんさき 志願先	かながわけんりつ 神奈川県立	こうとうがっこう 高等学校 普通科

◎面接で質問をするときの参考とするため、次のことについて記入してください。

◎このシートは面接の際の参考資料で、直接に選考資料にはしません。

1 なぜこの高校に入学したいのですか。理由を書いてください。

2 中学校でがんばったことについて書いてください。

【記入上の注意】

- 1 ※の欄は記入しないでください。
- 2 枠の中に自分で書いてください。鉛筆で書いてもかまいません。
- 3 裏も記入してください。

※ 受検番号

3 この高校でがんばりたいことについて書いてください。

(きょうかとう がくしゅうかつどう
教科等の学習活動について)

(きょうかとういがい かつどう
教科等以外の活動について)

4 自分自身のよいところや得意なこと、好きなことなどを書いてください。

【記入上の注意】

- 1 ※の欄は記入しないでください。
- 2 枠の中に自分で書いてください。鉛筆で書いてもかまいません。
- 3 表も記入してください。

インクルーシブ教育実践推進校特別募集 志願資格確認書

令和 年 月 日

神奈川県立 高等学校長

フ リ ガ ナ
志願者氏名

保護者氏名

神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領§6のIの志願資格について、
確認しました。

【中学校長の確認】

上記のことについて、志願者及び保護者と確認しました。

令和 年 月 日

中学校名

電話番号

校長氏名

印

※この確認書は、志願先の高等学校に提出すること。

令和7年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱

令和7年度の神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜(専攻科に係る募集及び選抜を除く。)は、この要綱の定めるところによる。

1 募集の区分

神奈川県立の高等学校の募集の区分は、次表のとおりとする。

募集の区分	課程
一般募集(共通選抜)	全日制の課程
	単位制による全日制の課程
	単位制による定時制の課程(特別の時間)
一般募集(共通選抜・定通分割選抜)	定時制の課程(夜間)
	単位制による定時制の課程(夜間)
	単位制による通信制の課程
連携型中高一貫教育校連携募集	全日制の課程
特別募集	全日制の課程
	単位制による全日制の課程
	全日制の課程
	単位制による全日制の課程
	単位制による定時制の課程(特別の時間)
インクルーシブ教育実践推進校特別募集	全日制の課程
中途退学者募集	単位制による全日制の課程

2 志願資格

(1) 一般募集(共通選抜・定通分割選抜)

入学を志願しようとする者(以下「志願者」という。)は、平成22年4月1日以前に出生した者で、次のアの(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者であって、かつ、次のイの要件を満たす者とする。

ア 高等学校への志願資格

(ア) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校等」という。)を卒業又は修了した者

(イ) 中学校等を令和7年3月31日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者

(ウ) 学校教育法施行規則(以下「施行規則」という。)第95条各号のいずれかに該当する者

(エ) 施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を令和7年3月31日までに修了する見込みの者

イ 神奈川県立の高等学校への志願資格

(ア) 全日制の課程及び単位制による全日制の課程への志願者については、志願者本人及びその保護者(親権者又は未成年後見人をいう。)が県内に住所を有すること。ただし、神奈川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所を有する者とみなす。

(イ) 定時制の課程及び単位制による定時制の課程並びに単位制による通信制の課程への志願者については、県内に住所又は勤務地を有すること。ただし、教育長が別に定める教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所又は勤務地を有する者とみなす。

(2) 連携型中高一貫教育校連携募集

連携型中高一貫教育校連携募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、在籍する連携型

学校長の推薦を得た者とする。

(3) 特別募集

ア 海外帰国生徒特別募集

海外帰国生徒特別募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、原則として、保護者の勤務等の関係で、継続して2年以上外国に在住して帰国した日が令和4年4月1日(ただし、後記4の後期募集に係る志願者については、令和4年10月1日とする。)以降の者とする。

イ 在県外国人等特別募集

在県外国人等特別募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、外国の国籍を有する者(難民として認定された者を含む。)で、入国後の在留期間が通算で6年以内の者(令和7年2月1日現在)とする。

なお、日本国籍を取得して6年以内の者(令和7年2月1日現在)は、外国の国籍を有する者とみなす。

ウ インクルーシブ教育実践推進校特別募集

インクルーシブ教育実践推進校特別募集に係る志願者は、前記(1)に該当する知的障害のある者であつて、かつ、高等学校での学習や生活について理解し、入学意欲のある者とする。

(4) 中途退学者募集

中途退学者募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校(以下「高等学校等」という。)に1年以上在籍した後に中途退学し、当該高等学校等での修得単位がある者とする。

3 募集の方法

(1) 一般募集(共通選抜・定通分割選抜)

一般募集は、各高等学校の各課程における学科、コース又は部ごとに行う。ただし、小田原城北工業高等学校の定時制の課程における機械科及び電気科に係る募集は、二の学科を一括して行う。

(2) 連携型中高一貫教育校連携募集

連携型中高一貫教育校連携募集は、次の高等学校の課程における学科において行う。

光陵高等学校(全日制の課程普通科)

愛川高等学校(全日制の課程普通科)

(3) 特別募集

ア 海外帰国生徒特別募集

海外帰国生徒特別募集は、次の高等学校の課程における学科又はコースにおいて行う。

神奈川総合高等学校(単位制による全日制の課程普通科国際文化コース)

横浜国際高等学校(単位制による全日制の課程国際科(国際バカロレアコースを含む。))

新城高等学校(全日制の課程普通科)

相模原弥栄高等学校(単位制による全日制の課程普通科)

西湘高等学校(全日制の課程普通科)

鶴嶺高等学校(全日制の課程普通科)

伊志田高等学校(全日制の課程普通科)

イ 在県外国人等特別募集

在県外国人等特別募集は、次の高等学校の課程における学科又は部において行う。

鶴見総合高等学校(単位制による全日制の課程総合学科)

横浜清陵高等学校(単位制による全日制の課程普通科)

新栄高等学校(全日制の課程普通科)

川崎高等学校(単位制による全日制の課程普通科)

大師高等学校(単位制による全日制の課程普通科)
橋本高等学校(全日制の課程普通科)
相模原弥栄高等学校(単位制による全日制の課程普通科)
高浜高等学校(全日制の課程普通科)
藤沢総合高等学校(単位制による全日制の課程総合学科)
大和南高等学校(全日制の課程普通科)
伊勢原高等学校(全日制の課程普通科)
座間総合高等学校(単位制による全日制の課程総合学科)
愛川高等学校(全日制の課程普通科)
横浜明朋高等学校(単位制による定時制の課程普通科午前部・午後部)
相模向陽館高等学校(単位制による定時制の課程普通科午前部・午後部)

ウ インクルーシブ教育実践推進校特別募集

インクルーシブ教育実践推進校特別募集は、次の高等学校の課程における学科において行う。
城郷高等学校(全日制の課程普通科)
横浜南陵高等学校(全日制の課程普通科)
保土ヶ谷高等学校(全日制の課程普通科)
霧が丘高等学校(全日制の課程普通科)
白山高等学校(全日制の課程普通科)
上矢部高等学校(全日制の課程普通科)
川崎北高等学校(全日制の課程普通科)
菅高等学校(全日制の課程普通科)
橋本高等学校(全日制の課程普通科)
上鶴間高等学校(全日制の課程普通科)
津久井浜高等学校(全日制の課程普通科)
湘南台高等学校(全日制の課程普通科)
茅ヶ崎高等学校(全日制の課程普通科)
厚木西高等学校(全日制の課程普通科)
伊勢原高等学校(全日制の課程普通科)
足柄高等学校(全日制の課程普通科)
綾瀬高等学校(全日制の課程普通科)
二宮高等学校(全日制の課程普通科)

(4) 中途退学者募集

中途退学者募集は、次の高等学校の課程における学科において行う。
横浜桜陽高等学校(単位制による全日制の課程普通科)
川崎高等学校(単位制による全日制の課程普通科)
麻生総合高等学校(単位制による全日制の課程総合学科)
厚木清南高等学校(単位制による全日制の課程普通科)

4 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	募 集 期 間
一般募集	全日制の課程	(共通選抜) インターネットを活用した出願(以下「インターネット出願」という。) 【志願情報申請期間】 令和7年 1月23日(木)から同月29日(水)まで 【中学校長承認期間】 令和7年 1月23日(木)から同月30日(木)まで
	単位制による全日制の課程	(定通分割選抜) 紙による入学願書提出期間 令和7年3月6日(木)及び同月7日(金)
	単位制による定時制の課程(特別の時間)	
	定時制の課程(夜間)	
	単位制による定時制の課程(夜間)	
	単位制による通信制の課程	
連携型中高一貫教育校連携募集	全日制の課程	インターネット出願 【志願情報申請期間】 令和7年 1月23日(木)から同月29日(水)まで 【中学校長承認期間】 令和7年 1月23日(木)から同月30日(木)まで
特別募集	海外帰国生徒特別募集	インターネット出願 【志願情報申請期間】 令和7年 1月23日(木)から同月29日(水)まで 【中学校長承認期間】 令和7年 1月23日(木)から同月30日(木)まで
	在県外国人等特別募集	志願資格確認期間 令和7年 1月6日(月)から同月15日(水)まで(土曜日、日曜日、休日及び各高等学校の学校閉序日を除く。)
		インターネット出願 【志願情報申請期間】 令和7年 1月23日(木)から同月29日(水)まで 【中学校長承認期間】 令和7年 1月23日(木)から同月30日(木)まで
	インクルーシブ教育実践推進校特別募集	インターネット出願 【志願情報申請期間】 令和7年 1月23日(木)から同月29日(水)まで 【中学校長承認期間】 令和7年 1月23日(木)から同月30日(木)まで

中途退学者募集	単位制による全日制の課程	<p>インターネット出願 【志願情報申請期間】 令和7年 1月23日(木)から同月29日(水)まで 【中学校長承認期間】 令和7年 1月23日(木)から同月30日(木)まで</p> <p>志願資格確認期間 令和7年 1月6日(月)から同月15日(水)まで(土曜日、日曜日、休日及び各高等学校の学校閉序日を除く。)</p>	
---------	--------------	--	--

なお、神奈川総合高等学校における海外帰国生徒特別募集の後期募集は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	募 集 期 間
特別募集 海外帰国生徒 特別募集	単位制による全日制の課程	紙による入学願書提出期間 令和7年7月23日(水)から同月25日(金)まで

5 志願

(1) 志願手続及び入学検定料の納付

- ア 一般募集(共通選抜(二次募集を除く。))、連携型中高一貫教育校連携募集、特別募集(インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集)及び後期募集を除く。)及び中途退学者募集の志願者は、志願情報申請期間にインターネット出願システムにより出願に必要な情報を入力し、入学検定料(単位制による通信制の課程を除く。)を納付した上、中学校長承認期間に中学校等の校長の承認を受けるものとする。
- イ 一般募集(共通選抜(二次募集)・定通分割選抜)、インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集)及び後期募集の志願者は、入学検定料(単位制による通信制の課程を除く。)を納付した上、志願先の高等学校の校長に紙により入学願書等を提出するものとする。

(2) 志願の範囲

- ア 志願は、募集期間を同じくするものについては、一の募集の区分の一の高等学校の一の課程の一の学科、コース又は部に限る。ただし、次の(ア)から(イ)までに掲げるものについては、この限りでない。
- (ア) 前記3の(1)により、二の学科を一括して募集するものは、それを一の学科とみなす。
- (イ) 農業に関する学科の志願者が同じ高等学校の他の農業に関する学科に対し、工業に関する学科の志願者が同じ高等学校の同じ課程における他の工業に関する学科に対し、水産に関する学科の志願者が他の水産に関する学科に対し、第2希望として志願することを認める。
- (ウ) 横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースの志願者が同校の国際科(国際バカロレアコースを除く。)に対し、第2希望として志願することを認める。また、横浜国際高等学校国際科(国際バカロレアコースを除く。)の志願者が同校の国際科国際バカロレアコースに対し、第2希望として志願することを認める。
- (エ) 単位制による定時制の課程(多部制)の志願者が、同じ高等学校における他の部に対し、第2希望として志願することを認める。
- イ 令和7年度入学者選抜における国公私立の高等学校(高等専門学校を含む。)又は特別支援学校の合格者は、定通分割選抜に志願することは認めない。

6 志願変更

(1) 志願変更の対象

ア 志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う一般募集若しくは特別募集(前記1の各募集の区分における前記2の志願資格を満たす者に限る。)又は同じ高等学校の他の一般募集若しくは特別募集(前記1の各募集の区分における前記2の志願資格を満たす者に限る。)に志願変更することを認める。

なお、前記5の(2)による第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

イ 中途退学者募集に係る志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う中途退学者募集に志願変更することを認める。

(2) 志願変更の期間

ア 共通選抜、特別募集及び中途退学者募集にあっては、志願変更の期間は、令和7年2月4日(火)から同月7日(金)までとする。

なお、志願変更の期間における志願変更情報申請期間は令和7年2月4日(火)から同月6日(木)まで、中学校長承認期間は令和7年2月4日(火)から同月7日(金)までとする。

イ 定通分割選抜にあっては、令和7年3月10日(月)とする。

7 選抜の方法

(1) 中学校等の校長は、志願者の調査書を志願先の高等学校の校長に提出するものとする。

(2) 高等学校の校長は、中学校等の校長から提出された志願者に係る書類及び後記8の選抜のための検査の結果に基づいて、教育長が別に定める方法により選抜を行う。

(3) 長期の欠席について特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

8 選抜のための検査

(1) 一般募集(共通選抜・定通分割選抜)

ア 全日制の課程、単位制による全日制の課程、定時制の課程及び単位制による定時制の課程においては、学力検査(原則として全日制は国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)の5教科、定時制は国語、数学及び外国語(英語)の3教科)を実施する。

なお、各高等学校の必要に応じて、特色検査(実技検査、自己表現検査及び面接のうち、高等学校長が定めるものをいう。以下同じ。)を実施する場合がある。

(ア) 田奈高等学校、釜利谷高等学校、横須賀南高等学校、大井高等学校及び大和東高等学校の普通科(以下「クリエイティブスクール」という。)においては、学力検査は行わず、特色検査(面接)を実施する。

(イ) 定時制の課程及び単位制による定時制の課程の志願者のうち、18歳以上(令和7年4月1日現在)の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。

(ウ) 特色検査を実施するに当たって、全日制の課程及び単位制による全日制の課程においては、学力検査を3教科にまで減じることができるものとする。

イ 単位制による通信制の課程においては、作文を実施する。

なお、各高等学校の必要に応じて、特色検査を実施する場合がある。

(2) 連携型中高一貫教育校連携募集

光陵高等学校においては面接及びプレゼンテーション、愛川高等学校においては面接とする。

(3) 特別募集及び中途退学者募集

ア 海外帰国生徒特別募集及び中途退学者募集

学力検査(国語、数学及び外国語(英語)の3教科)、作文及び面接とする。ただし、横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースは、これに加えて特色検査を行う。

イ 在県外国人等特別募集

学力検査(国語、数学及び外国語(英語)の3教科)及び面接とする。

ウ インクルーシブ教育実践推進校特別募集

面接とする。

(4) 後期募集

神奈川総合高等学校における海外帰国生徒特別募集の後期募集の検査は、前記(3)のアの検査内容とする。

(5) インフルエンザ等の感染症に罹患した場合、月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由に該当する場合、自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合及び痴漢の被害にあった場合等、やむを得ない事情により検査を受検できなかった者について、次のとおり追検査を実施する。ただし、追検査の方法等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

ア 一般募集(共通選抜(クリエイティブスクールを除く。))、特別募集(インクルーシブ教育実践推進校特別募集及び後期募集を除く。)及び中途退学者募集を志願する者のうち、学力検査又は作文(定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合に限る。)の全てを受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として実施する。

イ 一般募集(共通選抜(クリエイティブスクール))を志願する者のうち、特色検査(面接)を受検できなかつた志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として実施する。

ウ 連携型中高一貫教育校連携募集(光陵高等学校を除く。)及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集を志願する者のうち、面接を受検できなかつた志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として実施する。

(6) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の選抜のための検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(7) 障害等のある志願者の選抜のための検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

9 検査等の期日

選抜のための検査の期日及び合格者の発表の期日は、次のとおりとする。

(1) 共通選抜

検査の期日は、全日制の課程、単位制による全日制の課程、定時制の課程及び単位制による定時制の課程については、学力検査は令和7年2月14日(金)とする。各高等学校において特色検査を実施する場合は、同月14日(金)、同月17日(月)及び同月18日(火)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。ただし、学力検査を5教科実施する場合は、同月14日(金)に特色検査は実施しない。クリエイティブスクール及び単位制による通信制の課程については、同月14日(金)、同月17日(月)及び同月18日(火)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。

追検査の期日は、令和7年2月20日(木)とする。

合格発表の期日は、令和7年2月28日(金)とする。

(2) 定通分割選抜

検査の期日は、定時制の課程(夜間)及び単位制による定時制の課程(夜間)については、学力検査は令和7年3月17日(月)とする。各高等学校において特色検査を実施する場合は、同月17日(月)及び同月18日(火)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。単位制による通信制の課程については、同月17日(月)及び同月18日(火)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。

合格発表の期日は、令和7年3月21日(金)とする。

(3) 連携型中高一貫教育校連携募集

検査の期日は、令和7年2月17日(月)とする。

追検査の期日は、令和7年2月20日(木)とする。ただし、光陵高等学校においては実施しない。

合格発表の期日は、令和7年2月28日(金)とする。

(4) 特別募集及び中途退学者募集

ア 海外帰国生徒特別募集、在県外国人等特別募集及び中途退学者募集における学力検査、面接並びに海外帰国生徒特別募集及び中途退学者募集における作文の検査の期日は、令和7年2月14日(金)とする。ただし、横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースの海外帰国生徒特別募集における特色検査の期日は、同月17日(月)とする。

追検査の期日は、令和7年2月20日(木)とする。

合格発表の期日は、令和7年2月28日(金)とする。

イ インクルーシブ教育実践推進校特別募集における面接の期日は、令和7年2月17日(月)及び同月18日(火)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。

追検査の期日は、令和7年2月20日(木)とする。

合格発表の期日は、令和7年2月28日(金)とする。

(5) 後期募集

神奈川総合高等学校における海外帰国生徒特別募集の後期募集の検査の期日は、令和7年7月29日(火)とし、合格発表の期日は、同年8月1日(金)とする。

10 二次募集

教育長が必要と認める場合に、一般募集(共通選抜)及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集について、次のとおり二次募集を行う。

(1) 志願資格

前記2の志願資格を有する者であって、かつ、志願時において令和7年度入学者選抜における国公私立の高等学校(高等専門学校を含む。)又は特別支援学校の合格者になっていない者とする。

(2) 募集期間

全日制の課程、単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程(特別の時間)にあっては、募集期間は、令和7年3月4日(火)及び同月5日(水)とする。

(3) 志願

ア 入学検定料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学検定料を納付した上、志願先の高等学校の校長に紙により入学願書等を提出するものとする。

イ 志願の範囲

志願は、募集期間を同じくするものについては、一の高等学校の一の課程の一の学科、コース又は部に限る。ただし、次の(ア)から(イ)までに掲げるものについては、この限りでない。

(ア) 前記3の(1)により、二の学科を一括して募集するものは、それを一の学科とみなす。

(イ) 農業に関する学科の志願者が同じ高等学校の他の農業に関する学科に対し、工業に関する学科の志願者が同じ高等学校の同じ課程における他の工業に関する学科に対し、水産に関する学科の志願者が他の水産に関する学科に対し、第2希望として志願することを認める。ただし、それぞれの学科において募集を行う場合に限る。

(ウ) 横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースの志願者が同校の国際科(国際バカロレアコースを除く。)に対し、第2希望として志願することを認める。また、横浜国際高等学校国際科(国際バカロレアコースを除く。)の志願者が同校の国際科国際バカロレアコースに対し、第2希望として志願することを認める。ただし、国際科(国際バカロレアコースを除く。)及び国際科国際バカロレアコースにおいて募集を行う場合に限る。

(エ) 単位制による定時制の課程(多部制)の志願者が、同じ高等学校における他の部に対し、第2希望とし

て志願することを認める。ただし、それぞれの部において募集を行う場合に限る。

(4) 志願変更

ア 志願変更の対象

二次募集に係る志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う二次募集又は同じ高等学校が行う他の二次募集に志願変更することを認める。

なお、前記(3)のイによる第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

イ 志願変更の期間

全日制の課程、単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程(特別の時間)にあっては、志願変更の期間は、令和7年3月6日(木)及び同月7日(金)とする。

(5) 検査の内容

ア 全日制の課程(クリエイティブスクール及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集を除く。)、単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程(特別の時間)については、国語、数学及び外国語(英語)の3教科の学力検査を実施する。また、当該高等学校の校長が必要と認めるときは、特色検査(面接)を実施する場合がある。

なお、単位制による定時制の課程(特別の時間)の志願者のうち、18歳以上(令和7年4月1日現在)の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。

イ 全日制の課程(クリエイティブスクール)については、特色検査(面接)を実施する。

ウ 全日制の課程(インクルーシブ教育実践推進校特別募集)については、面接を実施する。

(6) 検査等の期日

検査の期日は、令和7年3月11日(火)とする。

合格発表の期日は、令和7年3月14日(金)とする。

11 入学の許可

- (1) 入学の許可は、合格者に高等学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。
- (2) 高等学校の校長は、志願又は選抜のための検査等の際に不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

12 入学手続

- (1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。
- (2) 高等学校の校長は、前記(1)に定める手続を行わない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

13 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第1号様式の1	入学願書（全日制の課程）	二次募集
第1号様式の2	入学願書（定時制の課程）	共通選抜二次募集・定通分割選抜
第1号様式の3	入学願書（通信制の課程）	定通分割選抜
第2号様式の1	入学願書（海外帰国生徒特別募集（後期募集））	
第2号様式の2	令和6年度入学者選抜から廃止	
第2号様式の3	入学願書（インクルーシブ教育実践推進校特別募集）	二次募集
第3号様式	令和6年度入学者選抜から廃止	
第4号様式	令和6年度入学者選抜から廃止	
第5号様式	海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書	
第6号様式	受検方法等申請書	
第7号様式	長期の欠席を理由とする選抜方法申請書	
第8号様式	欠席状況証明書	
第9号様式	長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書	
第10号様式	推薦書(連携型中高一貫教育校連携募集用)	
第11号様式	調査書	
第12号様式	志願取消届	
第13号様式	志願変更願	
第14号様式	面接シート	
第15号様式	神奈川県公立高等学校入学志願資格承認申請書(個人申請用)	
第16号様式	令和2年度入学者選抜から廃止	
第17号様式の1	神奈川県公立高等学校入学志願資格承認書	
第17号様式の2	神奈川県立海洋科学高等学校入学志願資格承認書	
第18号様式	神奈川県公立高等学校(定時制・通信制の課程、別科)入学志願資格承認申請書	
第19号様式	念書【県志願資格用】	
第20号様式	同居同意書【県志願資格用】	
第21号様式	入学辞退届	
第22号様式の1	市立高等学校(全日制の課程)に係る学区確認申請書	
第22号様式の2	市立高等学校(定時制の課程)に係る学区確認申請書	
第23号様式	念書【市学区確認用】	
第24号様式	同居同意書【市学区確認用】	
第25号様式の1	市立高等学校(全日制の課程)に係る学区確認結果通知書	
第25号様式の2	市立高等学校(定時制の課程)に係る学区確認結果通知書	
第26号様式の1	他学区志願(第5条)許可申請書	
第26号様式の2	他学区志願(第5条)許可申請に関する副申書	
第27号様式	他学区志願(第5条)許可(不許可)通知書	
第28号様式	追検査受検願	
第29号様式	令和5年度入学者選抜から廃止	
第30号様式	令和5年度入学者選抜から廃止	
第31号様式	令和5年度入学者選抜から廃止	
第32号様式	令和5年度入学者選抜から廃止	
第33号様式	インクルーシブ教育実践推進校特別募集用面接シート	
第34号様式	インクルーシブ教育実践推進校特別募集志願資格確認書	

(注1) 定時制の課程等の別による学校名

定時制の課程(夜間)……………<県立>

横浜翠嵐高等学校、希望ヶ丘高等学校、横須賀高等学校、

追浜高等学校、茅ヶ崎高等学校、伊勢原高等学校、

津久井高等学校、神奈川工業高等学校、小田原城北工業高等学校

<横浜市立>

戸塚高等学校

<川崎市立>

橘高等学校、高津高等学校、川崎総合科学高等学校

定時制の課程(昼間部)……………<川崎市立>

川崎高等学校

単位制による定時制の課程(夜間)……………<県立>

湘南高等学校、高浜高等学校、小田原高等学校、

磯子工業高等学校、向の岡工業高等学校、

秦野総合高等学校、神奈川総合産業高等学校

<横須賀市立>

横須賀総合高等学校

単位制による定時制の課程(特別の時間)………<県立>

川崎高等学校、厚木清南高等学校

単位制による定時制の課程(多部制)……………<県立>

横浜明朋高等学校、相模向陽館高等学校

単位制による定時制の課程(三部制)……………<横浜市立>

横浜総合高等学校

(注2) 全日制の課程のクリエイティブスクール

<県立>

釜利谷高等学校、田奈高等学校、横須賀南高等学校の普通科、大和東高等学校及び大井高等学校

神奈川県教育委員会 横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-1111(代表)

横浜市教育委員会 横浜市中区本町6-50-10 〒231-0005 電話(045)671-2121(代表)

川崎市教育委員会 川崎市川崎区宮本町6 〒210-0004 電話(044)200-2111(代表)

横須賀市教育委員会 横須賀市小川町11 〒238-8550 電話(046)822-4000(代表)